

ほのぼのプラン2018

西原町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

【平成30年度～平成32年度】

(案)

西 原 町
平成30年 2月

目次

障がい者計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景・主旨	1
2. 計画の対象	1
3. 計画の法的根拠	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の位置づけ	4
6. アンケート調査の実施	5

第2章 障害福祉を取巻く現状

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	25
2. 基本目標	26
3. 施策の体系	27

第4章 計画の推進

1. 共生のまちづくりの推進	29
（1）理解・啓発活動の充実	29
（2）差別解消・合理的配慮の推進	31
（3）地域による支援の推進	32
（4）権利擁護の推進	34
2. 保健・医療の充実（障害等の早期発見・早期支援）	35
（1）母子保健事業の充実	35
（2）生活習慣病予防対策の充実	36
3. 自立生活支援の充実	38
（1）情報提供・意思疎通支援の充実	38
（2）障害福祉サービス等の充実	40
（3）障害児通所支援等の充実	42
（4）相談支援及びその他生活支援の推進	44
（5）医療費等経済的支援の推進	46

4. 保育・教育の充実	47
(1) 発達支援保育の充実	47
(2) 特別支援教育の充実	48
5. 社会参加・生きがい活動の推進	50
(1) 交流・学習・スポーツ活動等への支援	50
(2) 雇用・就労支援	51
6. 安心・安全な地域づくりの推進	52
(1) バリアフリーの推進	52
(2) 防災対策の推進	53
(3) 防犯対策の推進	54

第5章 計画の推進にあたって

1. 庁内計画推進体制の整備	55
2. 地域及び関係機関等との連携強化	55
3. 人材の確保推進	55
4. 計画の点検・評価	56

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 第5期障がい福祉計画

1. 成果目標	59
2. 障害福祉サービスの見込量(活動指標)及び確保方策	63
3. 地域生活支援事業の見込量及び実施方策	72

第2章 第1期障がい児福祉計画

1. 成果目標	77
2. 障害児通所支援等の見込量(活動指標)及び確保方策	79
3. 子ども・子育て支援の提供体制の整備	83

資料編

□障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査の主な結果	87
□障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査の主な結果	112
□西原町障害者施策推進協議会規則	125
□西原町障害者施策推進協議会委員名簿	128

障がい者計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景・主旨

本町においては、平成27年3月に「障害者の自立を支える笑顔あふれるまち・西原町」を基本理念として障害者の自立と社会参加の実現を目指して、「西原町障がい者計画及び第4期障がい福祉計画(ほのぼのプラン2015)」を策定しました。この計画は障害者基本法に基づき福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくりなど広範な施策分野にわたる「市町村障害者計画」と障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の見込量並びに見込量の確保の方策等を定める「障害福祉計画」を一体的に策定した計画です。

その後、平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「自殺対策基本法の一部を改正する法律」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」がそれぞれ施行されました。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、障害者が望む地域生活が営めるよう、生活や就労等に対する一層の支援の充実を図るための基本指針が示されました。また、障害児については、健やかな育成に向けた発達支援の充実を図るために、障害児支援に係る提供体制の構築を計画的に推進するため、市町村において「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

沖縄県においても、手話を使い生活を営むろう者やろう者以外の者が、互いに理解し合える地域社会の構築を目指して「沖縄県手話言語条例」が施行されました。

こうした背景を踏まえ、本計画はこれまでの成果を引き継ぎ発展させるとともに、残された課題や新たな課題の解決に向けて、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

なお、策定にあたっては、新たに障がい児福祉計画を加え一体的に策定することとし、計画の名称を「西原町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画(ほのぼのプラン2018)」とします。

2. 計画の対象

計画の対象となるのは身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、難病患者その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

■参考

主な法令等の動向

■障害者差別解消法

平成28年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。同法では、公共機関において、障害のある人や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合には、障害のある人が他の者と同じように権利や機会をもち、行使ができるような調整を行う、「合理的配慮」を義務付けられることが示されました。

■自殺対策基本法の一部改正

平成28年4月に、「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が施行されました。改正では、目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加するとともに、自殺予防週間や自殺対策強化月間を設けました。また、都道府県・市町村に対し自殺対策計画の策定を義務付けました。

■成年後見制度利用促進法

平成28年5月に、認知症や知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支援していく重要な手段である、成年後見制度の利用の促進を図るために、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」が施行されました。

■障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

平成28年5月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。この法律は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することになっています。障害者総合支援法の改正では、障害者の望む地域生活を支援するために、重度訪問介護の訪問先の拡大、就労定着支援や自立生活援助、サービス提供者の情報公表制度の創設などが規定されました。また、児童福祉法の改正では、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るために、居宅訪問型児童発達支援の創設、保育所等訪問支援の支援対象の拡大、医療的ケア児に対する各種支援の連携などが規定されました。

■発達障害者支援法の一部改正

平成28年8月に、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行されました。同法では、発達障害者への支援は「社会的障壁」を除去するために行う、幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、発達障害者に対する支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

■沖縄県手話言語条例

平成28年4月に、手話を使い生活を営むろう者とうろう者以外の者が、互いに理解し合える地域社会の構築を目指して「沖縄県手話言語条例」が施行され、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり、手話の普及に関する施策の推進を図っています。

3. 計画の法的根拠

①西原町障がい者計画

西原町障がい者計画は、障害者基本法の第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

②西原町第5期障がい福祉計画

西原町第5期障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」で、国が示す基本指針を受けて策定される計画です。

第八十八条

2 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

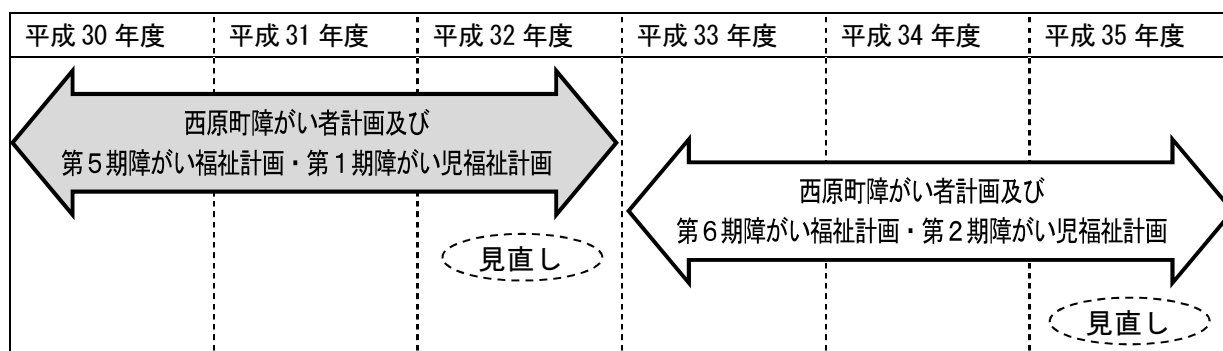
③西原町第1期障がい児福祉計画

西原町第1期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国が示す基本指針に即して策定される計画です。

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする

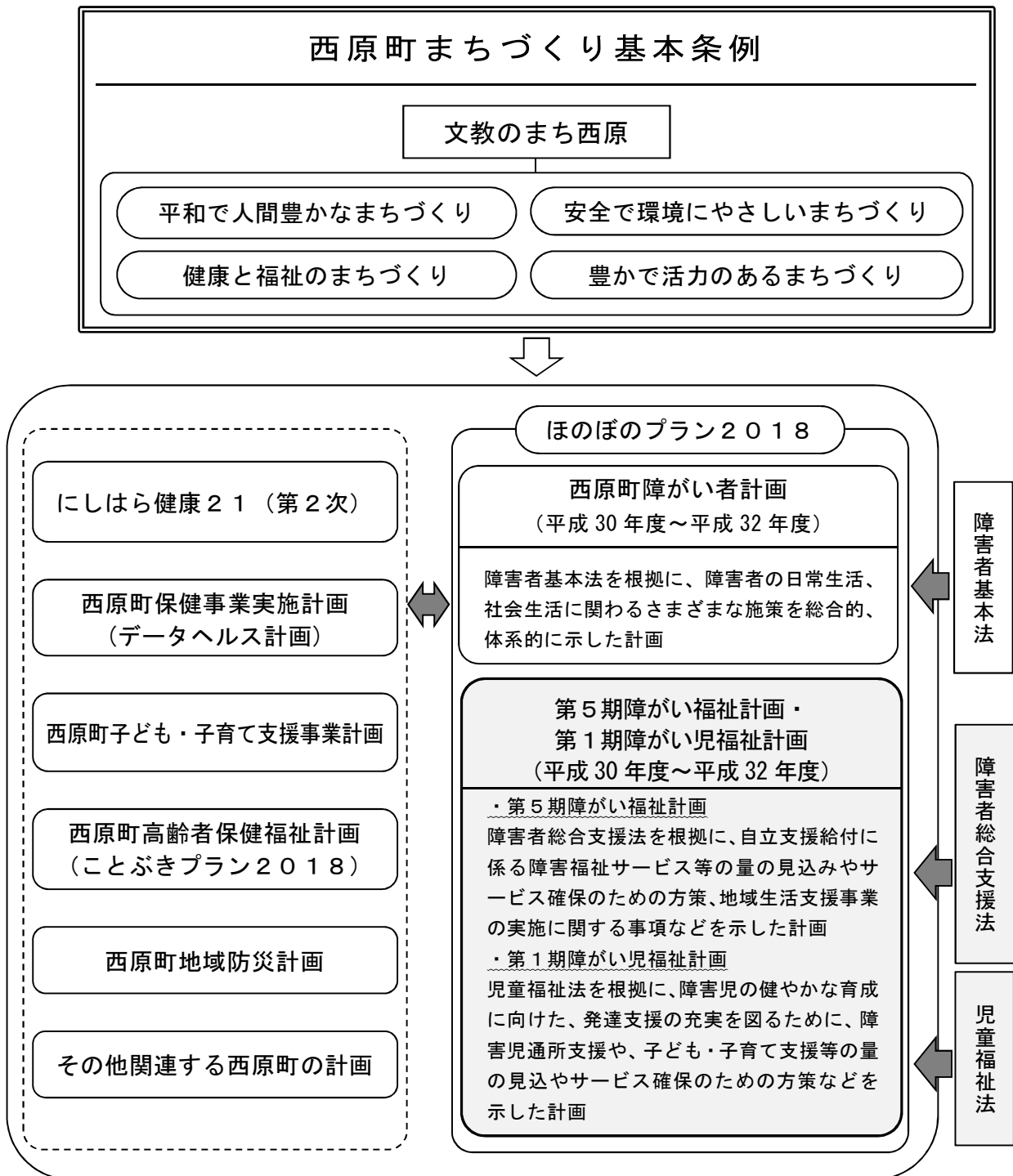
4. 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、基本指針で3年を1期とすることが定められているため、本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、平成32年度に見直しを行います。また、障がい者計画についても、障がい福祉計画、障がい児福祉計画との整合性を図る観点から、計画期間並びに見直しの時期を同じくします。



5. 計画の位置づけ

- 本計画は、「西原町まちづくり基本条例」に則する分野別の個別計画として位置づけます。
- 本計画は、「にしはら健康21（第2次）」、「西原町保健事業実施計画」、「西原町子ども・子育て支援事業計画」、「西原町高齢者保健福祉計画」といった本町の他の関連する分野の個別計画と整合性を図った計画とします。



6. アンケート調査の実施

(1) 調査の目的

「西原町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、障害者及び障害児の実情やニーズ等必要な基礎資料を得ることを目的に、調査を実施しました。

(2) 調査対象

調査は、障害児(18歳未満)と障害者(18歳以上)に分けて行いました。

①障害者

平成29年4月1日現在で西原町に住所を有し、年齢が18歳以上～75歳未満で、障害者手帳の交付がある者を調査対象としました。

②障害児

平成29年4月1日時点で西原町に住所を有し、年齢が18歳未満で、障害者手帳の交付がある子及び手帳の交付はないが、障害児通所支援等のサービスを利用している子の保護者を調査対象としました。

また、1世帯に複数の障害児(兄弟姉妹)がいる場合は、いずれか1人について調査しました。

(3) 調査方法

調査票(アンケート)の郵送による配布・回収としました。

(4) 配布・回収状況

障害者については、調査票の配布数が1,156件で、回収数が502件、回収率は43.4%となります。また、障害児については、配布数が140件で、回収数が57件、回収率は40.7%となります。

	配布数	回収数	回収率
障害者	1,156件	502件	43.4%
身体	649件	294件	45.3%
知的	178件	67件	37.6%
精神	329件	141件	42.9%
障害児	140件	57件	40.7%
計	1,296件	559件	43.1%

第2章 障害福祉を取巻く現状

1. 障害者の概況

(1) 障害者手帳所持者

身体、療育、精神の障害者手帳所持者はいずれも増加にあり、平成24年に対する平成28年の手帳所持者全体の伸び率は9.0%(149人増)となります。

手帳所持者は身体が全体の7割近くを占め、療育が2割程度、精神が1割程度で推移しています。各手帳所持者の平成24年度に対する平成28年度の伸び率は、療育が19.7%と最も大きく、構成比も高くなる傾向にあります。

【障害者手帳所持者の推移】

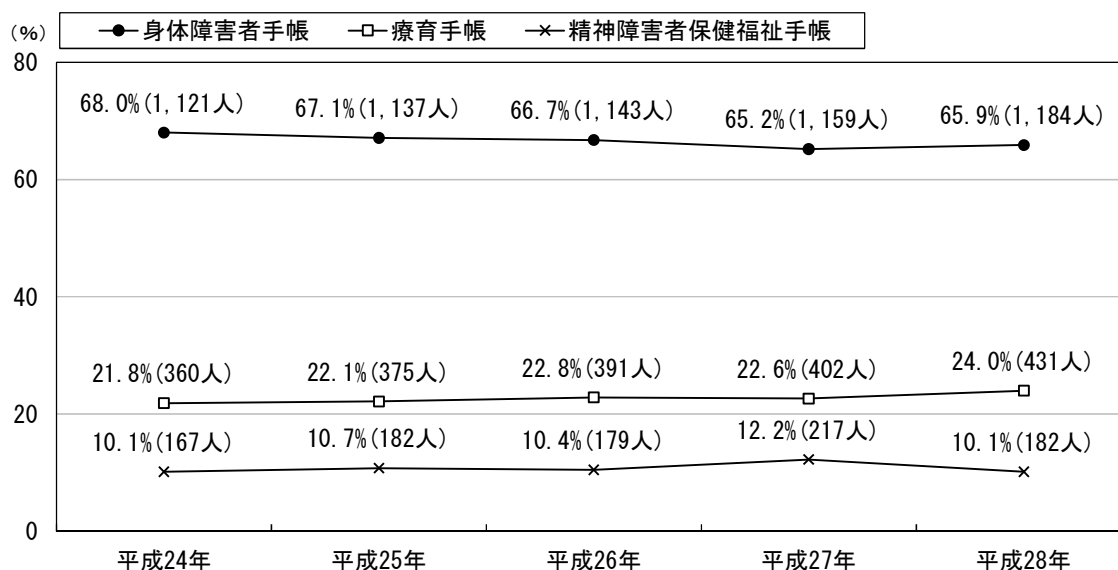
(単位：人、%)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	対平成24年 伸び率(%)
総数		1,648	1,694	1,713	1,778	1,797	9.0
身体障害者手帳		1,121	1,137	1,143	1,159	1,184	5.6
療育手帳		360	375	391	402	431	19.7
精神障害者保健福祉手帳		167	182	179	217	182	9.0
構成比	身体障害者手帳	68.0	67.1	66.7	65.2	65.9	
	療育手帳	21.8	22.1	22.8	22.6	24.0	
	精神障害者保健福祉手帳	10.1	10.7	10.4	12.2	10.1	

資料：身体障害者手帳と療育手帳は健康支援課より(各年10月末現在)

精神障害者保健福祉手帳は南部福祉保健所活動概況より(各年度末現在)

障害者手帳所持者の構成比の推移



(2) 障害者の年齢

障害者の年齢は、身体障害者では「18歳以上65歳未満」の年齢層が減少傾向、「65歳以上」の年齢層が増加傾向にあり、平成28年では「65歳以上」が身体障害者全体の62.2%を占めます。

知的障害者では、「18歳以上65歳未満」の年齢層が多く、かつ増加傾向にあり、平成28年では知的障害者全体の75.9%を占めます。また、「18歳未満」も増加傾向にありますが、「65歳以上」に療育手帳所持者はいません。

精神障害者でも、「18歳以上65歳未満」の年齢層が最も多く、平成28年では精神障害者全体の85.2%を占めます。

【障害者手帳所持者の年齢】

単位：人、%

	平成26年	平成27年	平成28年	
			人数	構成比
身体障害者	1,143	1,159	1,184	
18歳未満	34	36	36	3.0
18歳以上65歳未満	440	426	412	34.8
65歳以上	669	697	736	62.2
知的障害者	391	402	431	
18歳未満	93	96	104	24.1
18歳以上65歳未満	298	306	327	75.9
65歳以上	0	0	0	0.0
精神障害者	179	217	182	
18歳未満	0	2	2	1.1
18歳以上65歳未満	150	182	155	85.2
65歳以上	29	33	25	13.7
計	1,713	1,778	1,797	100.0

資料：健康支援課(各年10月末現在)

(3) 身体障害の内訳

身体障害の内訳をみると、「肢体不自由(上肢・下肢・体幹)」が最も多く、次に「内部機能障害」が多く、両障害を合わせると平成28年では身体障害者全体の84.3%を占めます。

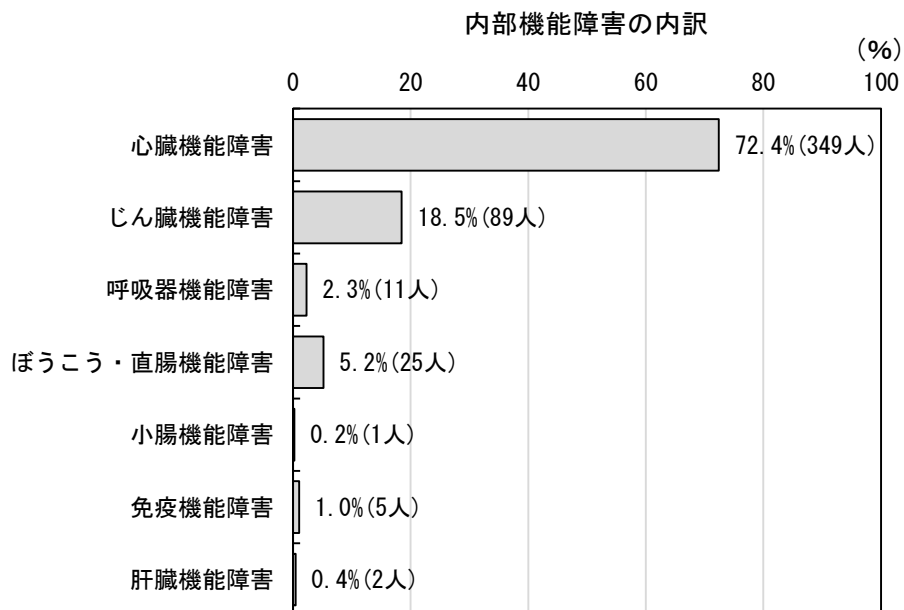
また、平成28年における内部機能障害の内訳をみると、「心臓機能障害」が349人と最も多く、内部機能障害全体の72.4%を占めます。

【身体障害の内訳】

(単位：人、%)

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	対平成24年増数
視覚障害	66	5.9	69	6.1	66	5.7	65	5.8	60	5.2	△6
聴覚障害・平衡機能障害	104	9.3	102	9.0	103	8.9	107	9.5	110	9.6	6
音声・言語・そしゃく機能障害	13	1.2	12	1.1	12	1.0	11	1.0	10	0.9	△3
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	508	45.3	511	44.9	511	44.3	483	42.8	488	42.4	△20
内部機能障害	430	36.9	443	38.3	463	40.1	462	41.0	482	41.9	52
合計	1,121		1,137		1,155		1,128		1,150		29

資料：健康支援課(各年10月末現在)



(4) 障害の程度

1) 身体障害の等級

身体障害者の障害の程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)をみると、毎年「1級」が最も多く、次に「4級」と「3級」が多い状況です。平成28年の等級別の構成比をみると「1級」と「2級」を合わせた重度者が48.4%と半数近くを占めます。また、「3級」と「4級」を合わせた中度者が40.7%、「5級」と「6級」を合わせた軽度者が10.9%と、障害の程度が軽いほど割合は低くなります。

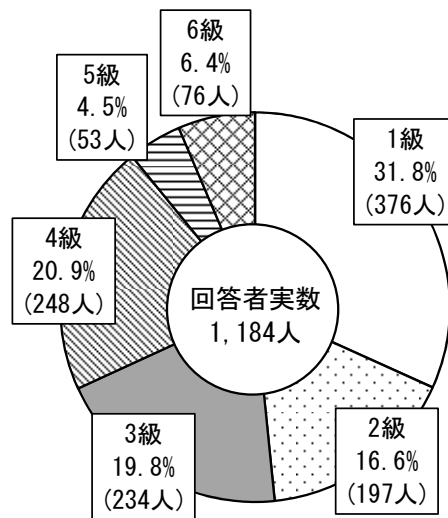
【身体障害の等級】

(単位：人、%)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	
						構成比
1級	361	365	370	366	376	31.8
2級	195	196	202	206	197	16.6
3級	226	229	230	225	234	19.8
4級	224	229	236	242	248	20.9
5級	50	49	48	50	53	4.5
6級	65	69	69	70	76	6.4
合計	1,121	1,137	1,155	1,159	1,184	

資料：健康支援課（各年10月末現在）

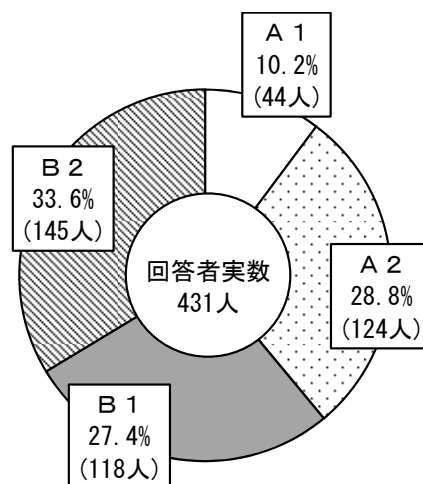
身体障害の等級（平成28年）



2) 知的障害の判定

知的障害の判定では、毎年「B 2 (軽度)」が最も多く、平成 28 年度では全体の 33.6% を占めます。次に「A 2 (重度)」と「B 1 (中度)」がほぼ同程度で、「A 1 (最重度)」が最も少なくなります。

知的障害の判定 (平成 28 年)



【知的障害の判定】

(単位：人、%)

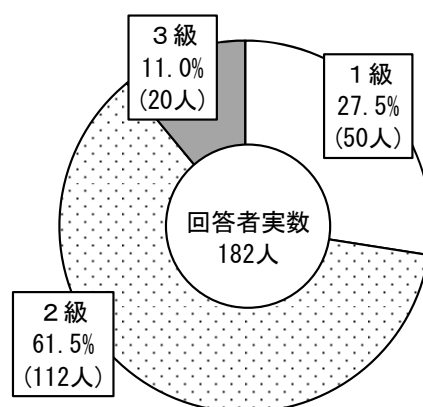
	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	
					人数	構成比
A 1 (最重度)	36	36	39	43	44	10.2
A 2 (重 度)	109	109	110	112	124	28.8
B 1 (中 度)	105	105	109	112	118	27.4
B 2 (軽 度)	110	110	132	135	145	33.6
合計	360	375	390	402	431	

資料：健康支援課 (各年 10 月末現在)

3) 精神障害の等級

精神障害の等級 (数値が小さいほど重度) は、毎年「2 級」が最も多く、平成 28 年度では全体の 61.5% を占めます。

精神障害の等級 (平成 28 年度)



【精神障害の等級】

(単位：人、%)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
					人数	構成比
1 級	38	46	45	47	50	27.5
2 級	108	104	112	129	112	61.5
3 級	21	32	22	41	20	11.0
合計	167	182	179	217	182	

資料：健康支援課

(5) 手当支給・医療費助成

1) 手当支給

手当の支給では、毎年^{※1}特別児童扶養手当の支給者が最も多くなります。また、平成27年度まで増加傾向にありましたが、平成28年度ではやや減少しています。

^{※2}特別障害者手当の支給者は40人台で推移していますが、徐々に減少する傾向にあります。

また、^{※3}障害児福祉手当の支給者も年々減少する傾向にあります。

【手当支給者数】

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特別児童扶養手当	141	151	163	171	163
特別障害者手当	49	46	47	44	44
障害児福祉手当	44	42	41	31	32

資料：南部福祉事務所活動概況

2) 重度心身障害者(児)医療費助成

^{※4}重度心身障害者(児)医療費助成件数は、平成24年度から平成27年度の間は560件から570件程度で推移していましたが、平成28年は582件とこの5年間では最も多い件数となります。

【重度心身障害者(児)医療費助成件数】

単位：件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
助成件数	561	572	571	563	582

資料：健康支援課

※1 特別児童扶養手当

心身に重度または中度の障害がある20歳未満の児童を扶養している父母、あるいは父母に代わって児童を養育している方を対象に手当を支給します。

※2 特別障害者手当

精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障害者で、福祉保健所長の認定を受けた方に手当を支給します。

※3 障害児福祉手当

精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の障害児で、福祉保健所長の認定を受けた方に手当を支給します。

※4 重度心身障害者医療費助成制度

障害者及び家族の経済的負担を軽減するために、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を市町村と県で助成する制度です。

(6) 自立支援医療の支給状況

1) 更生医療

※¹ 更生医療の給付件数は、平成 25 年度では「心臓機能障害」が最も多くなりますが、そのほかの年度では「じん臓機能障害」が最も多くなります。

【更生医療給付件数】

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
肢体不自由	2	4	0	1	0
心臓機能障害	57	99	39	60	61
じん臓機能障害	126	86	80	74	97
免疫機能障害	8	7	7	5	5
合計	193	196	126	140	163

資料：健康支援課

2) 育成医療

※² 育成医療の給付件数は、この 5 年間では平成 25 年度の 70 件が最も多く、平成 26 年度以降は減少傾向にあります。

【育成医療給付件数】

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
給付件数	35	70	41	25	28

資料：健康支援課

※1 更生医療

身体障害者福祉法に規定する 18 歳以上の身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

※2 育成医療

児童福祉法に規定する 18 歳未満の障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

3) 精神通院医療費支給認定者数

※精神通院医療費支給認定者数は、平成 25 年度では「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が最も多かったのが、「気分(感情)障害」の増加が大きく、平成 26 年度と平成 27 年度では「気分(感情)障害」が最も多くなります。平成 27 年度の構成比をみると、「気分(感情)障害」が認定者全体の 35.7%を占めます。次に「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が 31.9%、「てんかん」が 10.3%となります。

【精神通院医療費支給認定者数】

(単位：人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
				構成比
症状性を含む器質性精神障害	49	52	55	5.6
アルツハイマー型認知症	23	28	27	2.7
血管性認知症	3	3	3	0.3
その他の認知症	8	5	5	0.5
上記以外の器質性精神障害	15	16	20	2.0
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	21	19	21	2.1
アルコール使用による精神及び行動の障害	17	18	18	1.8
覚せい剤による精神及び行動障害	2	0	2	0.2
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	2	1	1	0.1
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	304	310	315	31.9
気分(感情)障害	283	315	352	35.7
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	48	51	55	5.6
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	2	1	1	0.1
成人のパーソナリティー及び行動の障害	2	0	1	0.1
精神遅滞(知的障害)	15	18	15	1.5
心理的発達の障害	29	46	55	5.6
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	10	12	10	1.0
てんかん	110	94	102	10.3
その他	3	7	5	0.5
計	876	925	987	

資料：南部福祉保健所活動概況

※ 精神通院医療費

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。1割は原則自己負担であるが、沖縄県では、復帰特別措置法に基づき自己負担分についても公費負担となります。

(7) 補装具費の交付等の状況

※補装具費の交付件数は年々減少する傾向にありますが、高額な補装具が増えているため給付額は増える傾向にあります。

主な補装具の交付としては「装具」、「車いす」、「補聴器」が多い状況です。

【補装具交付件数・修理件数】

(単位：件)

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理
義肢	3	0	0	2	2	3
装具	21	2	16	1	16	2
座位保持装置	5	4	8	6	4	3
盲人安全つえ	3	0	1	0	1	0
義眼	0	0	0	0	0	0
眼鏡	1	0	0	0	2	0
補聴器	10	4	10	7	10	7
車いす	15	10	8	10	4	7
電動車いす	2	3	3	2	2	6
座位保持いす	0	0	0	0	1	0
起立保持具	0	0	0	0	0	0
歩行器	1	0	0	0	1	0
頭部保持具	0	0	0	0	0	0
排便補助具	0	0	0	0	0	0
歩行補助つえ	0	0	3	0	1	0
重度障害者用意思伝達装置	1	0	0	1	0	1
計	62	23	49	29	44	29

資料：健康支援課

※補装具費

身体障害者・障害児の失われた身体機能を補完・代替し、身体障害者の就労その他日常生活の能率の向上、また、身体障害児については、将来、社会人として自立するための素地を育成・助長することを目的に、補装具の購入又は修理に要した費用について補装具費(原則利用者1割負担)を支給しています。

(8) 発達支援保育

本町では、障害のある子が保育所(園)や幼稚園での集団生活になじめるよう、入所(入園)前の基本的な生活習慣等を指導する場として「障害児通園事業」を実施しており、平成25年以降7人から9人で推移しています。

また、町内の保育所(園)では障害のある子や発達の気になる子に対し、発達支援保育を実施しています。対象となる子は平成25年以降11人から21人で推移しています。

【発達支援保育】

(単位：人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
障害児通園事業「あゆみ」(坂田児童館)	8	9	7	7	8
保育所(園)	18	18	11	14	21
合計	26	27	18	21	29

資料：こども課(保育所(園)は各年4月末現在、通園事業は各年3月末現在)、健康支援課

(9) 特別支援教育

特別支援教育の対象となる子は年々増える傾向にあり、幼稚園、小中学校を合わせた人数は平成25年の62人に対し、平成29年は119人とおよそ2倍となっています。

【特別支援教育受け入れ児童数】

(単位：人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
幼稚園	9	10	17	20	21
小学校	41	45	52	67	79
中学校	12	21	20	20	19
合計	62	76	89	107	119

資料：教育委員会学校教育課(各年5月末現在)

小中学校では、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な障害のある児童や生徒について、一人ひとりの障害の状況や特性に応じた指導・支援を行うために、特別支援学級を設置しています。特別支援学級には知的障害と言語障害のための学級があります。

在籍する子は毎年知的が多く、かつ増加傾向にあります。一方、言語障害の学級は平成27年に大きく減少し、平成27年以降は8人から5人で推移しています。

【特別支援学級在籍児童数(小中学校)】

(単位：人)

	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	言語	知的	言語	知的	言語	知的	言語	知的	言語	知的
小学校	17	24	19	26	5	47	4	63	4	75
中学校	4	8	7	14	3	17	1	19	1	18
小計	21	32	26	40	8	64	5	82	5	93
合計	53		66		72		87		98	

資料：教育委員会学校教育課(各年5月末現在)

(10) 特別支援学校

特別支援学校に在籍する本町の児童生徒は、平成27年以降24人から29人で推移しています。

【特別支援学校の就学状況】

(単位：人)

	平成27年			平成28年			平成29年		
	小学部	中学部	計	小学部	中学部	計	小学部	中学部	計
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	13	6	19	10	6	16	12	7	19
肢体不自由	6	1	7	7	1	8	5	4	9
病弱者(身体虚弱者を含む)	1	0	1	0	0	0	0	1	1
計	20	7	27	17	7	24	17	12	29

資料：教育委員会学校教育課（各年5月末現在）

(11) 障害福祉サービス等の利用状況

障害福祉サービス及び計画相談支援の利用者は、平成 26 年度までは「生活介護」の利用者が最も多く、平成 27 年度以降は「就労継続支援(B型)」の利用者が最も多くなります。次に「生活介護」、「計画相談支援」、「居宅介護」、「施設入所支援」の利用者が多い状況です。

【障害福祉サービス実利用者数】

(単位:人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
居宅介護（乗降介助除く）	38	38	51	55	62
重度訪問介護	7	9	9	8	7
行動援護	1	1	0	4	4
同行援護	10	11	9	10	11
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
生活介護	97	104	87	87	92
自立訓練（機能訓練）	0	0	1	3	2
自立訓練（生活訓練）	7	15	8	6	7
就労移行支援	22	28	13	22	20
就労継続支援（A型）	12	23	19	45	49
就労継続支援（B型）	74	77	80	107	107
短期入所	17	16	18	17	21
療養介護	13	13	13	13	12
共同生活援助（GH）	15	19	34	32	36
共同生活介護	5	10			
施設入所支援	57	58	54	53	54
計画相談支援	1	17	30	60	67
地域移行支援	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0

資料：健康支援課（各年度 3 月分実績）

(12) 障害児通所支援等の利用状況

障害児通所支援及び障害児相談支援の利用者は、毎年「放課後等デイサービス」の利用者が最も多く、平成 28 年度では 74 人が利用しています。次に「児童発達支援」と「計画相談支援」の利用者が多い状況です。

【障害児通所支援・障害児相談支援実利用者数】

(単位:人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
児童発達支援	8	11	12	16	22
医療型児童発達支援	2	1	3	3	2
放課後等デイサービス	61	69	58	64	74
保育所等訪問支援	0	0	0	1	1
障害児相談支援	1	5	12	15	23

資料：健康支援課（各年度 3 月分実績）

(13) 西原町内の障害福祉サービス等事業所数

障害福祉サービス及び障害児通所支援等を提供する、町内の事業所数は平成 29 年 4 月 1 日現在で 63 事業所となります。平成 26 年と比べると事業所数は 1.7 倍となっており、「放課後デイサービス」事業所の増が最も大きくなります。

平成 29 年 4 月 1 日のサービス別事業所数では、「放課後等デイサービス」が 12 事業所と最も多く、次に「居宅介護」と「重度訪問介護」かともに 8 事業所となります。

【西原町内の障害福祉サービス等事業所数】

サービス名	事業所数	
	平成 26 年	平成 29 年
訪問系サービス	15	20
居宅介護	6	8
重度訪問介護	6	8
行動援護	1	1
同行援護	2	3
重度障害者等包括支援	0	0
日中活動系サービス	9	15
生活介護	1	2
自立訓練（機能訓練）	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0
宿泊型自立訓練	0	0
就労移行支援	2	3
就労継続支援（A型）	0	2
就労継続支援（B型）	4	5
短期入所	2	3
療養介護	0	0
居住系サービス	3	3
共同生活援助（GH）	2	2
施設入所支援	1	1
計画相談支援	1	3
地域相談支援	0	0
地域移行支援	0	0
地域定着支援	0	0
障害児通所支援	8	19
児童発達支援	2	6
医療型児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	6	12
保育所等訪問支援	0	1
障害児相談支援	1	3
計	37	63

資料：健康支援課（各年 4 月 1 日時点）

(14) 地域生活支援事業の実施状況

1) 理解促進研修・啓発事業

平成 25 年度より実施しており、パンフレットの作成・配布により障害及び障害者への理解啓発に努めていましたが、平成 27 年度と平成 28 年度では実施していません。

2) 障害者相談支援事業

町外の事業所である「生活支援センターEnjoy」と「ピアサポートセンターほると」に委託し実施しています。

3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害者又は精神障害者で、成年後見制度の申し立てに要する費用等について、補助を受けなければ制度の利用が困難者に対し、費用の全部又は一部を補助することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的に実施しています。実績としては、平成 27 年度に 1 件あります。

成年後見制度利用支援事業利用実績(実利用者数)

事業名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
成年後見制度利用支援事業	0	0	0	1	0

4) 意思疎通支援事業

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者(ろう哑者等)の外出等の際のコミュニケーションの支援を行うために、ニーズに応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。その際、担当課窓口配置された手話通訳者がコーディネートを行っています。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用実績(実利用者数)

事業名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	66	107	72	58	70

②手話通訳者設置事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳者(1人)を町担当課窓口を設置しています。

5) 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るために、入浴補助用具、特殊寝台、ストーマ装具等の日常生活用具を給付しています。排泄管理支援用具(ストーマ装具等)の利用者が最も多い状況です。

日常生活用具給付等事業利用実績(実利用者数)

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日常生活用具給付等事業	514	491	563	522	487
①介護・訓練支援用具	3	6	5	1	1
②自立生活支援用具	7	2	9	9	2
③在宅療養等支援用具	5	2	5	4	4
④情報・意思疎通支援用具	7	7	2	3	1
⑤排泄管理支援用具	492	474	541	504	479
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	0	1	1	0

6) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等の意思疎通支援による社会参加促進及び情報提供の充実を図るために、手話奉仕員として派遣できる技術と知識を有する人材を養成するために、手話奉仕員養成講座を町社会福祉協議会に委託しています。

手話奉仕員養成研修事業利用実績(終了者数)

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手話奉仕員養成研修事業	3	9	4	5	5

7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すために、ガイドヘルパー(事業所との契約により派遣)による個別支援とリフト付ワゴン車による移動支援(町社会福祉協議会に委託)を行っています。

移動支援事業利用実績(実利用者数・延利用時間)

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
移動支援事業	実利用者数	37	41	29	41	47
	延利用時間	1,334	1,654	1,582	1,831	1,908

8) 地域活動支援センター

障害者等の社会参加や日常生活の自立を支援するために、地域活動支援センターにおいて通所による創作的活動又は生産活動の機会を提供しています。

平成 26 年 3 月末まで地域活動支援センター「さんさん」に委託していましたが、「さんさん」が解散したため、平成 26 年 11 月より新たに地域活動支援センター「あるていー」に委託し、実施しています。

9) その他の事業

①日中一時支援事業

町が指定する事業所に委託し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的に、日中における障害者の活動の場を確保しています。

平成 26 年に、人工呼吸器使用等の重症心身障害等への対応が可能な事業所(医療機関)が確保出来ました。

日中一時支援事業利用実績(実施箇所数・実利用者数)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
日中一時支援事業	実施箇所数	16	16	21	20	19
	実利用者数	35	35	36	34	45

②福祉機器リサイクル事業

不要になった福祉機器を再利用できるよう修繕等を行い貸し出すことにより、在宅療養者の日常生活のサポート、一時的に制度活用が困難な者に対しての応急的支援を行っています。事業は町社会福祉協議会に委託しています。

福祉機器リサイクル事業利用実績(延利用者数)

事業名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
福祉機器リサイクル事業	302	322	229	267	270

③点字・声の広報事業

視覚障害者に対して地域生活をする上で必要度の高い情報(公的機関広報誌等)を定期で提供することにより、福祉サービス等の活用、地域状況の周知を促し視覚障害者の社会参加を促進するために実施しています。

点字広報は沖縄県視覚障害者福祉協会、声の広報は町社会福祉協議会にそれぞれ委託しています。

点字・声の広報事業利用実績(実施箇所数・実利用者数)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
点字・声の広報事業	実施箇所数	2	2	2	2	2
	実利用者数	19	19	18	18	18

④その他意思疎通支援事業

意思疎通支援事業で対応が困難な場合（時間外、緊急時）に、沖縄県身体障害者福祉協会に手話通訳者の派遣を委託しています。

その他意思疎通支援事業利用実績(実利用者数)

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
その他意思疎通支援事業	2	1	1	2	1

⑤自動車運転免許取得費・改造費助成事業

身体障害者を対象に、自動車運転免許取得費および自動車改造費の一部を助成しています。

自動車運転免許取得費・改造費助成事業利用実績(実利用者数)

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	0	2	0	0	1

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障害を持つことは誰にでも起こりうることであり、その観点から、全ての住民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、障害のある人の生活課題を自らの課題として捉えることが大切となります。そうした考え方に基づき、障害のある人が全てのライフステージを通して、自分の人生を自らが選択し、決定することができ、その人らしく自立した日常生活及び社会のあらゆる分野の活動に参加できる機会を確保するものとします。

そのためには、障害のある人にかかるあらゆる社会的不利・不平等の解消に向けて、地域全体で支えていくとともに、障害のある人もない人も互いに声を掛け合い、共に暮らせる笑顔あふれる地域づくりを目指すものとします。

「障害者の自立を支える笑顔あふれるまち・西原町」

2. 基本目標

1 共生のまちづくりの推進

障害者も地域の一員として共に暮らしていけるよう、障害及び障害者に対する地域理解・啓発活動の充実を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。また、障害者を地域で支えることのできる地域連携体制づくりを進めるほか、障害者がいつまでも安心して暮らせるよう、権利擁護のための取り組みを推進します。

2 保健・医療の充実（障害等の早期発見・早期支援）

乳幼児の障害や発達の遅れなどを早期に発見するとともに、健やかな発育を支援します。また、障害の要因となる疾病や異常を健診等により早期に発見し、早期の適切な支援を行い、障害の発生の防止や軽減を図ります。

3 自立生活支援の充実

障害者の日常生活及び社会生活の自立を支援するために、情報提供や意思疎通支援の充実を図ります。また、障害福祉サービス及び障害児支援サービスの提供基盤を整備するとともに、地域生活支援事業による相談支援や移動支援等障害者のニーズに即した事業実施を推進します。

4 保育・教育の充実

関係機関との連携を密にし、保育士や教職員の障害への理解を深めるとともに、保育所(園)全体及び学校全体による支援体制の充実を図り、障害のある子の保育・教育の向上を図ります。また、保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校を通して、教育的支援が適切に引き継がれていくよう、保幼小中間の連携の充実を図ります。

5 社会参加・生きがい活動の推進

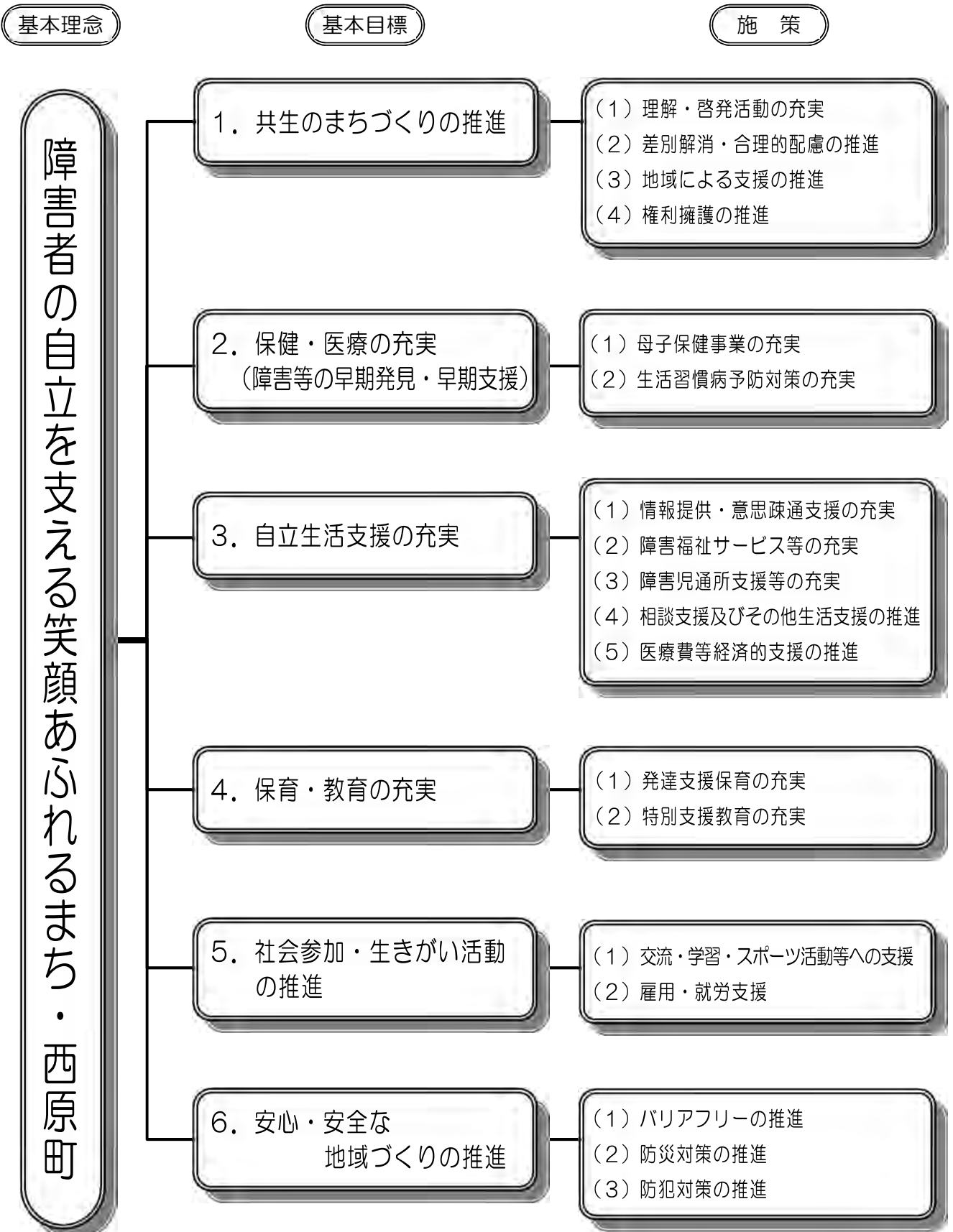
障害者の生きがいづくり、自己実現を図るために、障害者福祉関係団体の活動支援や趣味・スポーツ活動等に障害者が参加しやすい環境づくりを進めます。

また、障害者の自立生活と社会参加の促進を図るために、就労を支援する事業所や関係機関等との連携により、障害者の雇用・就労を支援していきます。

6 安心・安全な地域づくりの推進

誰もが地域での暮らしを快適に過ごせるよう、地域のバリアフリーを進めるとともに、障害者が安心して暮らしていくために、災害時における避難誘導体制や防犯対策の充実を図ります。

3. 施策の体系



第4章 計画の推進

1. 共生のまちづくりの推進

(1) 理解・啓発活動の充実

〔現状・課題〕

- これまでの町の広報誌やホームページにより、障害者理解の広報啓発に努めてきましたが、スペースに制限があることや他の福祉分野の情報も掲載するため、主にお知らせを中心とした内容となっており、理解啓発のための手段としては、効果的な活用が難しい状況です。
- 平成 26 年まで障害者への理解促進を図るためのパンフレットを作成し配布していましたが、現在は行っていません。しかし、パンフレットは有効な理解啓発手段の1つと考えられるため、その活用について検討していく必要があります。
- 障害者週間等の啓発期間においては、町の広報誌に障害者が利用できる制度やサービスの内容などを掲載しています。合わせて、啓発用のポスターを庁舎内及び各行政区の掲示板へ掲示しています。
- 障害者の就労支援とともに、障害者への理解が深まる環境づくりを進めるために、就労継続支援B型事業所「えいと」や「すまいる」、「サポートセンターはばたき」による役場玄関前及びイベント時のパンや弁当などの販売を通して、障害者と健常者の接点を持つ場を設けています。
- 沖縄県においては全国的にも高い自殺率にあり、本町においても自殺予防対策の一環として、心の病について理解を深め、早期の支援につながるよう※メンタルヘルスサポーターの養成に努めています。平成 28 年度は 35 人が受講しましたが、受講者をどう増やしていくかが今後の課題です。

▶アンケート調査

- 障害者が日常生活で悩んでいることでは、「社会の障害への理解が十分ではなく、誤解や偏見がある」の割合が、身体が 10%程度であるのに対し、知的と精神では 30%近くを占めます。また、5 年前と比べて障害者に対する地域の理解・認識の深まりについては、「深まっていると思う」が約 30%程度で、「何も変わらない」が 45%を占めます。こうした結果から、今後も障害及び障害者に対する理解・認識を深める取り組みを推進する必要があります。とりわけ、知的と精神の障害に対する理解・啓発が必要と思われます。
-

※メンタルヘルスサポーター

メンタルヘルスサポーターとは、心の健康づくりや自殺予防活動に関する基礎的な知識と技術を身につけ、ボランティアとして活動する住民のことです。

〔基本方針〕

共生社会実現のためには、障害や障害者を正しく理解し認識することが大切であり、障害者の自立支援、社会参加の根底となることから、関係機関、関係団体、サービス事業者等と連携し、地域における理解・啓発活動の充実を図り、障害者も共に暮らす地域社会であることの意識付けを進めます。

〔施策の推進〕

- 多様な障害に対する理解を深めるとともに、それぞれの障害の特性を踏まえた配慮や接し方等の知識の普及を図るために、障害及び障害者理解啓発用パンフレットを庁内各課窓口や町立図書館等に配置します。また、町民がパンフレットを一読してもらえよう、町の広報誌やホームページ等によりパンフレットの周知と案内を継続して行います。さらに、次代を担う子ども達の理解を深めるために、教育委員会と連携し、理解促進に努めます。
- 障害者週間、発達障害啓発週間、自殺予防週間などの啓発期間においては、引き続き広報誌やホームページに関連する記事の掲載、啓発用のポスターの掲示等により理解促進を図ります。
- 障害者と健常者の接点を持つことで障害者への理解が進むよう、就労継続支援B型事業所による役場玄関前やイベント等での成果物の販売を継続します。また、「地域活動支援センター」を中心として、他の障害福祉サービス事業所と連携しながら、障害者と地域住民との交流機会の確保を推進します。
- 自治会及びその他住民組織等に対し、障害及び障害者理解の必要性について周知を図り、自治会等からの要請に応じて、理解促進に向けた講話や研修会、講演会等の実施に取り組みます。また、障害のある方による講話等の開催に取り組みます。
- 心の病についての理解を深め、早期の相談支援につながるよう、うつ予防等、心の健康づくりについて地域への知識の普及啓発を図るとともに、メンタルヘルスサポーター養成講座の継続と、受講者の掘り起こしを進めます。

(2) 差別解消・合理的配慮の推進

〔現状・課題〕

- 平成 28 年 4 月 1 日から共生社会の構築を目指した「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、そのための「※1合理的配慮の提供」を規定しています。合理的配慮の提供にあたる行為は、地域社会ですでに実践されているものもありますが、町の障害者に対する合理的配慮については、庁舎のバリアフリー、手話通訳者の設置等に努めているほか、身体障害者専用駐車場を庁舎に最も近い位置に整備するなどの配慮に努めてきました。また、投票場においては段差解消や案内等の人的支援を行う職員を配置しています。
- 一方、国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」においては、行政機関等及び事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項が示されており、市町村では障害者への適切な対応を図るための「職員対応要領」を作成することが規定されています。本町では要領の作成は行っていませんが、町として率先して取り組む観点から作成する必要があります。

▶アンケート調査

- 障害があることで差別や嫌な思いをしたことについては、3 割の障害者が「ある」と答えており、障害別では「知的」が 37.3%、「精神」が 41.1%と高くなります。また、「わからない」と「無回答」を合わせると約 2 割を占めますが、差別的な扱いがあったとしても、差別に対する判断・認識が十分ではないことから、特に差別とは感じていない方もいると想定されます。
- 差別や嫌な思いをした場所として職場、学校、バス・タクシーなどを利用する時、地域、医療機関、飲食店、スーパー、投票所等さまざまです。

今後の取り組み

〔基本方針〕

障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すには、日常生活や社会生活において障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している※2社会的障壁を取り除くことが重要となります。このため、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮の普及啓発に取り組み、障害者も含めた一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に差別解消に取り組むことを促していきます。

※1 合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリーなど、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

※2 社会的障壁

障害のある人を暮らしにくく、生きにくくする原因となる社会にあるもの全部を指します。たとえば、ことがら(早口でわかりにくいなど)、物(段差があるなど)、制度(納得していないのに入院させられるなど)、習慣(障害のある人が子ども扱いされるなど)など。

〔施策の推進〕

- 障害を理由とする差別の解消とそのための合理的配慮について、行政職員の遵守すべき規律として「西原町職員対応要領(仮称)」を作成し、要領に基づき職員対応の周知徹底を図ります。
- 差別による障害者や家族等の地域における生活のしづらさを解消し、障害者等との相互理解が促進されるよう、障害者差別解消法の趣旨について、広報誌やホームページの活用、ポスターの掲示、パンフレットの配布、説明会の開催など、多様な手段により、障害者も含め広く地域への普及啓発に取り組みます。
- 障害者の参政権を保障するため、障害者が投票に参加しやすいよう、投票所のバリアフリーや手助けを行なう職員の配置等必要な配慮を継続します。また、投票所での投票が困難な障害者の投票機会を確保するために、状況に応じて、郵便等による不在投票の実施及びその他必要な配慮に努めます。

(3) 地域による支援の推進

〔現状・課題〕

- 障害者やその家族等が地域において安心して暮らし続けていくには、障害福祉サービス等の公的サービスの利用も必要ですが、公的支援だけでは埋めることの出来ない生活課題があり、そうした課題に対しては地域による支援が必要なことがあります。

現在、町の担当課や指定相談事業所等で把握された障害者の見守り、生活支援等のニーズについて、地域と連携した支援につなげる仕組みが十分ではありません。今後、公的サービスとともに地域の支え合いにより、障害者が安心して暮らしていけるよう、地域組織や関係団体と連携していく必要があります。

▶アンケート調査

- 主な介助者が悩んでいることでは、「身体的な疲れが大きい」、「精神的に休まらない」、「仕事に影響がある」、「自分以外に介助する人がいない」などがあります。また、障害者自身の悩みでも、「家事(炊事・洗濯・掃除など)が十分できない」、「障害のため子育てが十分できない」、「人とコミュニケーションがうまくとれない」、「友達や仲間ができない」、「介助者の手が足りない」など様々な悩みが上がっています。
 - 障害のある子の保護者からも、「精神的に休まらない」、「自分自身の時間が持てない」、「身体的な疲れが大きい」、「仕事に影響がある」などの悩みがあるほか、「自分以外に介助する人がいない」、「周りからの理解や協力が得られない」、「相談できる人や愚痴を聞いてくれる人が近くにいない」といった回答があり、介助の孤立化がうかがえます。また、「子どもに手をあげてしまうことがある」の回答が約15%あり、子育てや介助のストレスが、直接子どもに向けられていることがうかがえます。
-

〔基本方針〕

障害者が身近な地域で安心して自分らしく暮らしていけるよう、福祉の支援を必要とし、公的なサービスのみでは支えることができない障害者や家族の困りごと(生活課題)に対し、その解消や軽減等が図られるよう、ニーズに即したボランティア活動や住民参加による地域の支援体制づくりを進めます。

〔施策の推進〕

- 障害者の日常生活や社会参加において、ボランティアによる支援が必要なニーズを相談業務等を通して把握するとともに、社会福祉協議会と連携し、ニーズに即したボランティアの確保と活動の支援に取り組みます。
 - 障害者やその家族が地域で暮らしていくうえでの生活課題に対し、公的支援とともに地域において支援に向けた取り組みが進むよう、自治会をはじめ社会福祉協議会や民生委員児童委員及びその他の地域組織と連携した、地域支援体制づくりを進めます。
-

(4) 権利擁護の推進

〔現状・課題〕

- 知的障害や精神障害により判断力が十分でない障害者の権利を擁護するため、成年後見制度の周知を図るとともに、必要なケースについては成年後見制度利用支援事業により制度利用にかかる費用の助成を行っています。
- 成年後見制度に関する問合せ等がありますが、実際の利用は少ない状況です。しかし、親の高齢化や障害の重度化等により、制度利用者は徐々に増えてくると思われます。
- 虐待に関しては、「障害者虐待防止法」に基づき役場内に「障害者虐待防止センター」を設置し、虐待に関する相談や必要な支援に努めています。また、虐待が発生した際の緊急避難先を確保しています。

▶アンケート調査

- 成年後見制度について、「名称も内容も知っている」は20%程度となっており、更に周知を図る必要があります。
 - 虐待を受けたと感じたことのある障害者は13.3%で、虐待かどうかわからないとの回答も8.8%あり、虐待に関する相談窓口の周知とともに、虐待に関する知識の普及啓発に努める必要があります。
-

今後の取り組み

〔基本方針〕

障害者も普通の人と同じ権利人権を有し、等しく権利人権が守られるよう、障害者やその家族等への権利擁護のための制度周知と制度の適切な利用を支援します。また、障害者等への虐待の防止に向けて地域への広報啓発を行なうとともに、関係機関等と連携した虐待防止に取り組みます。

〔施策の推進〕

- 障害者の権利を擁護するために、成年後見制度の周知を図るとともに、相談業務等で制度利用が適切だと認められる障害者について、本人や家族への制度利用を促します。また、制度利用における費用負担が困難なケースについては、成年後見制度利用支援事業により支援します。
 - 成年後見制度のほか、ケースによっては成年後見制度よりも、社会福祉協議会が窓口となって提供される日常生活自立支援事業(金銭管理、福祉サービス利用支援、書類などの預かりサービスの提供)が適する場合もあり、その際は社会福祉協議会につないでいきます。
 - 障害者への虐待防止について、虐待の通告義務について住民への周知を図るとともに、虐待に関する相談窓口の周知強化を図ります。また、相談に対して適切に対応するとともに、虐待と認められた場合は、役場内に設置された虐待防止センターを中心に、関係機関と連携した支援を行います。
 - 虐待が発生した際の緊急避難先を引き続き確保します。
-

2. 保健・医療の充実（障害等の早期発見・早期支援）

（1）母子保健事業の充実

〔現状・課題〕

- 安心・安全な出産が迎えられるよう、妊婦に対し親子手帳交付時の面接や妊婦健康診査の結果に基づき必要な相談指導を行なうなど、母体の健康管理に努めています。
- 乳幼児健康診査では、疾病や発育・発達の面から健康状態を把握し、育児支援とともに要精密検査の児については、早期の治療・療育につなぎ、心身の障害の未然防止や軽減に努めています。平成 28 年度の受診率の実績は、乳児一般健康診査が 94.1%、1 歳 6 ヶ月半児健康診査が 92.4%、3 歳児健康診査が 89.8%となっており、更なる受診率向上のために、受診勧奨の強化に努める必要があります。
- 乳幼児健診で把握された発達等が気になる子について、臨床心理士による保護者への心理相談を行うとともに、保護者からの相談に応じて必要なサービスや医療等につなぐなどの支援に努めています。
- 発達等が気になる子について、健診後の事後教室として、集団生活を通して保護者が子どもへの理解を深め、生活や保育について学び、育児不安の軽減を図るために、親子療育事業（親子ひろば「えくぼ」）を実施しています。
- 「えくぼ」は発達の経過観察の場となりますが、障害をイメージする保護者が多く、障害を認めたくない保護者にとっては抵抗感があり、利用につながらないことがあります。気軽に利用できるようイメージを明るくしていく必要があります。また、保育園との連携を図り、発達支援について情報共有を強化する必要があります。

今後の取り組み

〔基本方針〕

安心・安全な出産のために母体の健康管理の充実を図るとともに、乳幼児の疾病や発育・発達の異常を早期に発見し、関係機関と連携した早期の治療・療育により障害の予防や軽減に向けた取り組みの充実を図ります。

〔施策の推進〕

- 親子手帳交付時や妊婦健康診査の結果に基づき、妊婦への健康管理に必要な保健指導や情報の提供等を行うほか、妊婦からの相談に対し、必要な助言・指導を行うなど、安心・安全な出産となるよう、今後も母体の健康管理の充実に取り組みます。
 - 乳幼児健康診査においては、今後も乳幼児の疾病や発育・発達の異常を早期に発見するとともに、臨床心理士による保護者の心理相談を行うほか、治療・療育について関係機関との連携のもと、保護者からの相談に応じた適切なサービスの利用等につなぎます。また、子育ての負担等について継続して支援していきます。
 - 親子療育事業では、保護者が子どもへの理解を深め、育児不安の軽減を図るとともに、集団生活を通じて子どもの心身の健やかな発達を支援します。また、親子で気軽に参加できるよう、今後も事業参加への抵抗感を軽減するために事業案内時や広報等により、明るいイメージの定着に取り組みます。さらに、子育ての困難感を支援するため、*ペアレントプログラム等の活用を図り育児支援を強化します。
-

(2) 生活習慣病予防対策の充実

〔現状・課題〕

- これまでも特定健康診査の実施等を通して、生活習慣病の予防に力を入れてきましたが、依然として心臓機能障害、じん臓機能障害といった内部機能障害者が増え続けています。これらの障害の要因は循環器疾患によるものが多く、その基礎疾患となる高血圧、高血糖などの生活習慣病があります。
- 特定健康診査の結果では、肥満による影響で血糖値や血圧に異常がある者が多く、糖尿病性腎症重症化予防をはじめとする生活習慣病対策が急務です。また、これまでと同様、長期未受診者の結果が著しく悪いため、引き続き受診勧奨の強化を図る必要があります。
- 生活習慣病に着目した特定健康診査については、受診率向上や受診中断者防止対策として、戸別訪問や個別電話による受診勧奨、チラシ配布、個人内科医への通院者受診協力依頼などを行っています。受診率は平成25年度の38.2%から年々高くなってきており、平成27年度は42.7%となっています。今後も国の目標達成(60%)に向けて、更なる受診率の向上に取り組む必要があります。

▶アンケート調査

- 身体障害となった要因として、「生活習慣病(脳疾患、糖尿病、心臓病など)」が31.0%と最も高く、生活習慣病の予防が大きな課題と言えます。

※ ペアレントプログラム

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てできるよう支援するためのプログラムのこと。

〔基本方針〕

生活習慣病により重大な疾病や障害を負うことがないように、健康診査の受診率の向上を図るとともに、健診結果に基づき住民一人ひとりが自らの健康状態を自覚し、必要な生活習慣の改善や医療を受けるよう、啓発・指導を強化するなど保健事業の充実を図り、疾病や障害の発生を予防します。

〔施策の推進〕

- 特定健康診査の受診率向上を図るために、今後も戸別訪問や電話、チラシ、町内医療機関と連携した受診勧奨に取り組みます。
- 未受診者を中心とした受診勧奨等の強化を図るために、自治会や地域の団体等と連携し健康づくり推進員の確保に取り組みます。
- 町全体の受診率の目標を達成するために、引き続き自治会単位の受診率の向上を図ることに力点を置き、受診率の低い自治会などを対象に自治会及び地域の団体等と連携し、健康に関する住民説明会や健康講座の開催、啓発用資料の配布、ポスターの展示などにより、健康への関心を高めるとともに、健診の必要性を啓発し受診の機運を高めていきます。
その際、自治会ごとの受診状況や町の医療費、人工透析等高額な医療費がかかる疾病並びに糖尿病・高血圧等循環器疾患等の実態とその要因及び疾病による生活の質の低下や家庭生活の課題等について示していきます。特に、働き盛りの年代への働きかけを重視します。
- 生活習慣病の重症化を予防するため、適切な医療受診や生活改善等が必要な者について、継続してフォローしていけるよう対象者の情報管理の充実を図ります。また、保健指導の効果を高めるために、今後も二次健診を実施し結果に基づく保健指導を行います。

3. 自立生活支援の充実

(1) 情報提供・意思疎通支援の充実

〔現状・課題〕

-
- 障害者に関する制度やサービスの説明や案内については、町の広報誌やホームページ及び「障害者福祉のしおり」などで周知に努めています。
 - 意思疎通支援事業として、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳者(1人)を町担当課窓口を設置しています(手話通訳者設置事業)。また、聴覚障害者(ろう啞者等)の外出等の際のコミュニケーションの支援を行うために、ニーズに応じて手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣しています(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)。その際、担当課窓口配置された手話通訳者がコーディネートを行っています。なお、手話通訳者の対応が困難な場合(時間外、緊急時等)は、沖縄県身体障害者福祉協会に手話通訳者の派遣を委託しています(その他意思疎通支援事業)。
 - 聴覚障害者等の意思疎通支援による社会参加の促進及び情報提供の充実を図るために、手話奉仕員(ボランティア)として派遣できる技術と知識を有する人材を養成するために、手話奉仕員養成講座を町社会福祉協議会に委託しています(手話奉仕員養成研修事業)。
 - 視覚障害者に対して地域生活をする上で必要度の高い情報(公的機関広報誌等)を、点字と音声により定期で提供し、福祉サービス等の活用、地域状況の周知を促し視覚障害者の社会参加の促進を図っています(点字・声の広報事業)。点字広報は沖縄県視覚障害者福祉協会、声の広報は町社会福祉協議会にそれぞれ委託しています。
 - 意思の疎通が困難な障害者が医療機関に入院した場合に、本人との意思疎通を十分に行うことができるヘルパーを派遣し、円滑な医療行為が行えるよう支援する重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業を実施しています。また、平成28年度より身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得、コミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成する「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」を実施しています。

▶アンケート調査

- 暮らしやすくなるために特に早めに取り組んでほしいことでは、「保健・福祉・医療に関する情報提供の充実」が27.3%と最も高く、情報が十分行き届いていない状況がうかがえます。次に「障害福祉の制度をわかりやすく説明してほしい」が26.9%と高く、情報は得たものの内容が十分に理解できない状況があり、わかりやすくするための工夫が必要です。
 - サービスを利用していない理由として、「サービスの内容がよくわからないから」が16.9%と3番目に高く、利用者が選択するための情報を得やすい環境づくりが必要です。
 - 日常生活で悩んでいることでは、「人とコミュニケーションがうまくとれない」が22.7%(第4位)となっていますが、障害別では「精神」が約3割、「知的」が4割と高くなります。
-

〔基本方針〕

障害者の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報が入手できることや意思疎通が図れることが基本となります。そのため、視覚障害者、聴覚障害者はもとより、情報の入手やコミュニケーションに困難を抱える障害者への、情報提供や意思疎通支援の充実に取り組みます。

〔施策の推進〕

- 障害福祉サービス等について、サービスの内容や手続きの方法等について、「障害者福祉のしおり」や町の広報誌、ホームページ等各種広報手段により周知を図るとともに、わかりやすい内容となるよう工夫していきます。また、相談への対応などにおいてもわかりやすい情報提供を行います。
- 知りたい情報について相談しやすいよう、情報分野ごとの町の窓口の周知を図ります。また、各窓口で障害の特性に配慮したわかりやすい説明ができるよう、設置手話通訳者の活用やコミュニケーションボード等のツールの活用を広げます。
- 知的障害、精神障害、発達障害のある方と、意思疎通を図るための適切な方法(配慮)について、パンフレットの活用や研修会等の開催などにより、地域及び町職員への普及を図ります。
- 障害福祉サービス等の利用が可能な難病の範囲は広がってきており、難病患者が必要な福祉サービス等を利用することができるよう、広報活動や相談窓口来訪時に、サービス利用に関する制度等について周知を図ります。
- 聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、障害福祉担当課への手話通訳者の設置、障害者の要請による手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣に努めます。また、緊急時等に町登録の手話通訳者が派遣できない場合についても対応していけるよう、関係機関と連携した手話通訳者の派遣を行います。
- 聴覚障害者等の意思疎通を支援するボランティアを確保するため、手話奉仕員養成研修事業を継続します。
- 視覚障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報（公的機関広報誌等）について、点字と音声による定期の提供を継続します。また、利用者の増を図るために、ニーズの掘り起こしに取り組みます。
- 意思の疎通が困難な障害者が医療機関に入院した場合に、円滑な医療行為が行えるよう本人との意思疎通を支援するために、ヘルパーの派遣を継続します。
- 障害者の情報収集・伝達、意思疎通を支援するために、日常生活用具等給付事業による、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字器等の給付を継続します。
- 身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費用の一部助成を継続します。
- 障害福祉サービス等を提供する事業所が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、サービスの質の向上を図るために、総合支援法の改正により、施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を公表する制度が創設されました。この制度について施設・事業者への周知と情報の公表促進を積極的に働きかけます。

(2) 障害福祉サービス等の充実

〔現状・課題〕

- 訪問系サービスでは、これまで「重度障害者等包括支援」の利用実績はなく、今後もサービスの対象者が想定できません。そのほかのサービス利用者数については、微増若しくは横ばいで推進しており、「居宅介護」の利用者数が最も多い状況です。また、今後の利用者数については「重度訪問介護」と「同行援護」が微増、「居宅介護」と「行動援護」が横ばいで推移すると見込んでいます。なお、障害者総合支援法の改正により、「重度訪問介護」の訪問先が医療機関まで拡大されており、現サービス利用者への周知を図る必要があります。
- 日中活動系サービスでは、これまで「短期入所(医療型)」の利用実績がなく、今後も町内に事業所がないこともあり、サービス利用のニーズが見込めません。「就労継続支援(A型)」と「就労継続支援(B型)」は増加傾向にあり、「就労継続支援(B型)」の利用者が最も多く、次に就労継続支援(A型)」が多い状況です。そのほかのサービス利用者数についても全体的に伸びています。また、今後の利用者数についても同じく、「就労継続支援(A型)」と「就労継続支援(B型)」が増加すると見込んでおり、そのほかのサービスについても伸びると見込んでいます。なお、障害者総合支援法の改正により、就労面の生活課題に対応できるよう「就労定着支援」が新たに創設されました。一般就労の定着を進めるために、本事業の実施に取り組む必要があります。
- 居住系サービスについては、「共同生活援助」は微増で推移しており、今後も微増傾向にあると見込んでいます。また、「施設入所支援」はほぼ横ばいですが、引き続き、入所者の減を図るとともに、福祉施設から地域生活への移行を進める必要があります。なお、施設等から一人暮らしへの移行を希望する障害者の地域生活を支援するために、新たに「自立生活援助」が創設されました。本町でも、ニーズに対応していけるようサービスの確保に努める必要があります。
- 「計画相談支援」については、サービス利用者の増に伴い年々増えてきており、今後も増えていくと見込んでいますが、サービス利用計画の作成が義務付けられていることから、事業実施状況を適時把握し、必要な対応に努める必要があります。「地域移行支援」、「地域定着支援」については、これまで、利用実績はほとんどありませんが、福祉施設や医療機関から地域生活への移行を進めることから、今後はニーズが出てくると思われます。

▶アンケート調査

- 国の基本指針では、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活をさらに推進するために、「地域生活支援拠点等」を市町村または障害福祉圏域内に整備することとしています。これに関し、主な介助者の悩みとして「本人の将来の介助や暮らし」が37.2%と最も高く、障害者自身も「将来の生活や介助」で悩んでいる割合が28.3%と3番目に高くなります。こうした地域の実情を勘案しながら、本町においても拠点の整備に向けた取り組みを進める必要があります。
-

〔基本方針〕

障害者が希望する生活の実現に向けて、在宅生活を支援するための障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、地域の実情に即したサービス提供体制の確保に取り組みます。また、障害者総合支援法の一部を改正した法律に基づき、サービスの拡充に向けた取り組みを進めます。

さらに、将来を見据えた拠点等の整備やその他の生活支援のためのサービスの提供及び経済的な負担軽減のための支援を図ります。

障害福祉サービスの種類別の見込量及びその確保の考え方については、「第5期障がい福祉計画」で掲げるものとし、ここでは総括的な施策の推進の考え方を示します。

〔施策の推進〕

- 日常生活を営むのに支障のある障害者の在宅生活を支援するために、障害者のニーズを的確に把握し、在宅における介護や外出時の支援、行動に対する危険回避等必要な支援が受けられるよう、訪問系サービスの適切な確保を進めます。また、重度訪問介護については、医療機関への入院時利用について、重度訪問介護利用者及び家族等への周知を図ります。
- 障害者が地域で自分らしく暮らしていくために、ニーズに応じた日中活動のサービスが選択できるよう、サービス事業所や障害者支援施設及び医療機関等と連携し、介護、訓練、就労、療養等を提供する日中活動の場の提供体制の確保を進めます。また、一般就労の定着を図るために、通常の事業所に新たに雇用された障害者について、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう「就労定着支援」の提供体制の確保を進めます。
- 日中活動系サービスの利用と併せて、自宅以外で、夜間や休日に日常生活の援助又は介護等が受けられる、共同生活の場及び入所施設の確保を関係機関等との連携により確保します。また、障害者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、地域生活を支援するために、地域の実情を踏まえた上で「自立生活援助」の提供体制の確保を進めます。
- 計画相談支援については、サービス利用者の増加に対応していけるよう、サービス事業所や関係機関と連携した提供体制の確保を進めます。また、地域移行支援、地域定着支援については、精神科医療機関や施設から円滑な地域生活への移行と安定した地域生活が送れるよう、精神科医療機関、障害者入所施設、相談支援事業所等における多職種が連携した支援を行います。
- 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活をさらに推進するため、相談、緊急時の対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」の整備に取り組みます。

(3) 障害児通所支援等の充実

〔現状・課題〕

- 障害児通所支援では、「児童発達支援」の利用人数は増加傾向にありますが、今後は微増で推移すると見込んでいます。「児童発達支援(医療型)」は利用が限定されるため、今後も利用人数は横ばいを見込んでいます。「保育所等訪問支援」の人数も横ばいですが、今後はやや増える見込んでいます。一方、「放課後等デイサービス」と「障害児相談支援」の利用人数は増加傾向にあり、今後も増加を大きく見込んでいます。
- 国の指針では、障害児に対する重層的な地域支援体制の構築を図るために、中核的な施設となる児童発達支援センターの市町村設置に関する事項を示しており、設置のあり方について、検討していく必要があります。また、保育所等訪問支援が利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に関する事項を示しています。
「保育所等訪問支援」については、町内に事業所があり利用できる体制にあります。また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所については、町外にある発達障害者支援センターを利用しています。
- 児童福祉法の改正により、重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスとして「居宅訪問型児童発達支援」が新たに創設されました。このため、サービス提供体制の確保について検討する必要があります。

▶アンケート調査

- 医療的ケアを受けていると答えた保護者が 7.0%(4 人)います。回収率を考えると実際にはもう少し多いと思われそうですが、こうした、医療を必要とする状態にある障害児の実情を踏まえた上で、適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携を図る必要があります。
-

〔基本方針〕

障害のある子の健やかな育成のための発達支援を図るために、地域の実情に即したサービス提供体制の確保に取り組みます。また、児童福祉法の一部を改正した法律に基づき、障害児支援体制の拡充に向けた取り組みを進めます。

サービスごとの見込量及び確保については「第1期障がい児福祉計画」で掲げるものとし、ここでは総括的な施策の推進の考え方を示します。

〔施策の推進〕

- 通所により日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療等行なうために、障害児のニーズに応じた障害児通所支援事業の提供体制を確保します。とりわけ、「放課後等デイサービス」と「障害児相談支援」については、利用の増加に対応し適切に利用できるよう、その動向を注視しながら適時サービス事業所や関係機関等との連携の充実を図ります。
- 新たに創設された「居宅訪問型児童発達支援」については、障害児の実情を踏まえた上で、必要に応じてサービス提供体制を確保します。
- 児童発達支援センターの設置については、町単独設置、または圏域設置等について検討します。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保については、今後も町外の事業所を利用することで対応します。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、西原町地域自立支援推進協議会（以下、「自立支援協議会」という）を協議の場として活用する方向で設置します。

(4) 相談支援及びその他生活支援の推進

〔現状・課題〕

- 「障害者相談支援事業」は、町外の事業所に委託(2箇所)して実施しており、委託事業所との連携と定期的連絡会を開催し、相談内容の共有化を図るとともに、委託事業所と連携した障害者への支援に努めています。相談件数は増えてきており、相談員等の人員体制の強化を図る必要があります。
- 屋外での移動が困難な障害者の地域における社会参加を促進するため、移動支援事業としてガイドヘルパーによる外出支援(個別支援型)を行っているほか、常時車いすを使用している重度身体障害者について、社会福祉協議会に委託し、リフト付きワゴン車による移動支援(「車両移送型」)を行っています。利用者は増えてきています。
- 障害者の日常生活の便宜を図るために、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行っています。用具としては、ストーマ装具、紙おむつといった「排泄管理支援用具」の給付が非常に多い状況です。
- 創作活動、生産活動、社会との交流等を行なうことで、利用者に応じた社会参加の実現と地域生活支援の充実を図るために、地域活動支援センター事業を町内事業所へ委託をしています。
- 障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的に、町が指定する事業所に委託し、日中における障害者の活動の場を提供しています。また、人工呼吸器使用等の重症心身障害者等への対応が可能な事業所(医療機関)が確保されています。
- 不要になった福祉機器を再利用できるよう修繕等を行い貸し出すことにより、在宅療養者の日常生活のサポート、一時的に制度活用が困難な者に対しての応急的支援を行っています。事業は町社会福祉協議会に委託しています。

今後の取り組み

〔基本方針〕

障害者やその家族からの相談に対し希望する生活の実現に向けて、保健・福祉・医療の分野のみならず、障害者のライフステージの各段階で関わりが出てくる、他の生活関連分野と連携し、相談支援の充実に取り組みます。また、地域生活支援事業による自立生活及び社会参加に対する支援に取り組みます。

地域生活支援事業の事業ごとの見込量及びその確保の考え方については、「第5期障害福祉計画」で掲げるものとし、ここでは総括的な施策の推進の考え方を示します。

〔施策の推進〕

- 町外事業所への相談支援事業の委託を継続し、事業所と随時の連絡や定例会の開催などを通して相互連携を図り、相談に対する支援の充実に取り組みます。一方、相談件数の増加に対応していけるよう人員体制等の強化を進めるほか、障害者や家族が身近な地域で相談することができるよう、町内相談支援事業所の確保に取り組みます。
 - 「自立支援協議会」においては、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、地域の実情に応じた相談支援体制の整備について協議・調整等を行なうことを通して、関係機関等の課題の共有化及び連携の緊密化を図ります。そのためには、相談支援事業や個別支援会議等で把握された地域の課題等について、自立支援協議会に定期的に報告することにより、自立支援協議会開催の活性化を進めます。
 - 屋外での移動が困難な障害者の地域における社会参加を促進するため、ガイドヘルパーによる外出支援やリフト付きワゴン車による移動支援を継続します。
 - 障害者の日常生活の自立を支援する各種の日常生活支援用具の給付等を継続します。
 - 障害者の地域生活を支援していくために、地域活動支援センターにおいて通所により障害者の創作活動、生産活動、社会との交流等の機会提供を継続します。また、利用者一人ひとりの特性に応じた、日常生活における適切な支援のために、地域活動支援センターと連携し利用者の情報の共有化を図ります。
 - 障害者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、障害者等の日中における活動の場の提供を継続します。
-

(5) 医療費等経済的支援の推進

〔現状・課題〕

- 「障害者総合支援法」のもと、心身の障害を軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するために公費負担を行う、「自立支援医療制度」があります。対象となるのは育成医療(18歳未満)、更生医療(18歳以上)及び精神通院医療となります。
 - 身体障害者・障害児の失われた身体機能を補完・代替し、就労や日常生活の能率の向上などを図るために、「補装具費の支給」があります。補装具費については、障害者総合支援法の改正により平成30年4月1日より支給範囲が拡大されます。
 - 障害者等の介護における経済的な負担軽減を図るために、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の支給手続きを行っています。また、重度の心身障害者・障害児が医療機関を受診した場合の自己負担について助成を行っています(重度心身障害者医療費助成)。
-

今後の取り組み

〔基本方針〕

障害者・障害児の適切な医療受診と自立生活を支援するために、医療費や補装具購入費にかかる自己負担額の軽減を図るとともに、介護の経済的負担感を軽減するために手当の支給手続きを行います。

〔施策の推進〕

- 自立支援医療制度に基づき、育成医療、更生医療、精神通院医療について、医療にかかる自己負担額の軽減を図るとともに、制度の周知や適切な利用を支援します。
 - 障害者総合支援法に基づき、身体障害者・身体障害児の失われた身体機能を補完・代替し、身体障害者の就労その他日常生活の能率の向上、また、身体障害児の将来の自立を育成・助長するために、補装具の購入又は修理に要した費用を支給します。また、サービスの周知と適切な利用を促します。さらに、補装具費については、成長に伴ない短期間で補装具を取り替える必要のある障害児の場合等に、貸与の活用も可能となるため、実施に向けて対象となる障害児等のいる世帯への周知を図ります。
 - 自立支援医療及び補装具費の支給について、難病者への周知を図り、適切なサービス利用につながります。
 - 介護における経済的な負担軽減を図るために特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の支給手続きを継続します。
 - 重度心身障害者医療費助成制度により、医療機関を受診した場合の医療費助成を継続するとともに、医療費支払の負担軽減を図るために、県の動きにあわせて、自動償還払いの導入に取り組みます。
-

4. 保育・教育の充実

(1) 発達支援保育の充実

〔現状・課題〕

■親子通園事業

○知的障害児、肢体不自由児及び発達の遅れが心配される小学校就学前の児童を対象に、親子通園事業「あゆみ」を坂田児童館で実施しています。親子通園事業では、親子で一緒に通い、保育所(園)や幼稚園での集団生活になじむよう、遊びを通した生活指導や基本的な生活習慣の定着を目指した指導等を行っています。また、親子関係を大事にし、子どもの情緒安定を図っています。

■発達支援保育

- 発達支援保育は、町立保育所1カ所、認可保育園5カ所で実施しており、平成29年4月では29人の子が対象となっています。発達支援保育のために加配の保育士を配置し、保育士1人で2人～3人の子をみており、子どもの発達の状況に対応した、適切な配置に努めています。
- 保育への支援の充実を図るために、町担当課に臨床心理士を配置し、保育所(園)への巡回指導を行い、保育士、保健師と連携した支援に努めています。
-

今後の取り組み

〔基本方針〕

障害のある子が集団生活を通じて、発育・発達の向上が図れるよう、発達支援保育において、加配の保育士を配置するほか、障害や発達に関する専門員等との連携などにより、保育士のスキル向上や相談支援体制の充実を図り、地域で障害児の保育・療育に関する支援が安心して受けられる環境づくりを目指します。

〔施策の推進〕

- 障害のある子や成長発達が気になる子について、早期の生活指導等の確保に努めます。
- 保育所(園)では、今後も加配の保育士を配置した発達支援保育を実施するとともに、全ての職員が研修等を通して、障害のある子や成長発達が気になる子への理解を深めます。また、臨床心理士等の専門員を確保し、保育所(園)への巡回指導や関係機関と連携した、発達支援保育の充実を図ります。
-

(2) 特別支援教育の充実

〔現状・課題〕

■幼稚園

- 幼稚園における特別支援教育は、坂田幼稚園、西原幼稚園、西原東幼稚園、西原南幼稚園の4園が指定され、障害に応じた加配の教諭の配置や専門家による巡回指導が行われています
- 子どもの発達の経過や専門機関の利用状況等を記録し、関係者の情報の共有が図られるよう、サポートノート「えいぶる」がありますが、利用者が少ない状況です。今後、保育所（園）から幼稚園への療育等の支援が適切に引き継がれるよう、「えいぶる」の活用を含め、保幼連携に努める必要があります。

■小中学校

- 教育上特別の支援を必要とする児童や生徒の教育的支援の向上を図るために、特別支援教育コーディネーターを各小中学校に配置しています。特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整等の役割を担っています。
- 特別支援学級として言語、知的及び情緒の学級があり、児童や生徒の状況に応じて設置されています。また、特別な支援を要する児童や生徒の学校生活を支援するために、特別支援教育支援員を配置しており、平成28年度では、常勤（夏休み期間以外）で小学校に10人、中学校に3人を配置しています。
- 専門家による巡回指導を継続しており、特別支援教育コーディネーター等特別支援教育にかかわる教諭に対し、相談や指導を行っています。
- 各学校には、特別支援校内連絡会があり、特別な支援を必要とする子の判断や特別支援教育支援員の必要な子の判断を行うほか、全教員が特別な支援を必要とする子の情報を共有するとともに、具体的な対応や支援等について話し合っています。
- 町内各小中学校の特別支援学級の担当教諭による自主的な連絡会が開催され、特別支援教育に関する研究を行うほか、特別支援学級の子どもたちと運動会や宿泊学習などを行っています。
- 幼稚園から小学校、中学校まで、連続した一貫性のある指導・支援を行うためには、幼小中連携が重要となりますが、個人情報保護の観点から連携が難しい面があります。

▶アンケート調査

- アンケート調査では、子どもの保育・教育に望むこととして、「能力や障害の状態に応じた指導を充実させてほしい」が70.2%と最も高く、次に「障害を持っていない子ども達に障害への理解を深めてほしい」が64.9%となります。その他相談への親身な対応や学校と専門機関との連携、関係者の理解促進、就労に向けた支援、長期休みの際の居場所づくり等、様々な要望があります。今後も特別支援教育の充実と障害を持たない子への理解促進などを図る必要があります。
-

〔基本方針〕

特別な支援を必要とする子の教育において、幼児や児童及び生徒一人ひとりの障害の状況に応じた適切な教育や支援が受けられるよう、関係機関・関係者間の連携を密にし、教職員への専門的な支援や学内の特別支援教育体制の充実を図ります。

〔施策の推進〕

■幼稚園

- 今後も、加配の教諭を配置するとともに、巡回指導の専門家と連携した特別支援教育の向上を図ります。
- 保育所(園)から幼稚園に障害がある子の療育支援が適切に引き継がれるよう、保育所(園)と幼稚園の情報交換や交流等保幼連携体制の充実を図ります。
- 関係者が障害のある子や成長発達が気になる子の情報を共有し、適切な支援につながるよう、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等、どのように成長してきたかを記録するサポートノート「えいぶる」について、保護者への周知と活用促進を図ります。

■小中学校

- 特別な支援を必要とする児童や生徒の教育においては、今後も各学校の特別支援校内連絡会において、対象となる児童や生徒を判断し、必要な支援や対応について話し合うとともに、教育活動全体を通して適切な支援が図られるよう、全ての教職員が対象となる子の情報と認識を共有します。また、巡回指導等の活用により、教育・指導等の向上に取り組めます。
- より特別な支援を必要とする児童や生徒の状況に応じて、特別支援教育支援員を引き続き配置し、また、特別支援学級の児童や生徒への教育的支援の向上につながるよう、特別支援学級の連絡会の開催や諸活動について、必要な支援を行います。
- 特別な支援を必要とする子が幼稚園から中学校まで、切れ目のない一貫した支援が受けられるよう、保護者の理解を得て詳細な申し送りができるよう、幼小中の連携体制の構築に取り組めます。
- 障害のない児童や生徒に対し、障害のある子も同じ仲間として、共に生き支えあうという意識を育むために、各教科や活動及び福祉教育の推進を通して障害及び障害のある子への理解・認識を深めます。
- 特別な支援を必要とする子の就学相談に関して、教育支援委員会において、保護者の心情等に配慮した就学指導・教育相談を行うとともに、保護者の意向を踏まえた就学判定を行います。

■高等学校

- 高等学校に進学した特別な支援を必要とする子について、様子の確認や地域との関わりを深めるとともに、必要な支援につなげることができるよう、進学先の高等学校と連携し、進学した子と地域との交流が図れる機会を創出します。
-

5. 社会参加・生きがい活動の推進

(1) 交流・学習・スポーツ活動等への支援

〔現状・課題〕

- 町身体障害者協会では、会員相互の親睦を深めるための交流の場づくり、社会見学等行っています。また、沖縄県身体障害者福祉協会が主催するスポーツ大会やグラウンドゴルフ大会及び身体障害者福祉展への作品出展を行っており、こうした活動を通して社会参加、いきがいづくり等を推進しています。
- 町しょうがい児者父母の会でも親子の交流活動を中心に、バーベキューパーティー、クリスマス祭などを開催しているほか、郷土芸能(太鼓)活動などを行っています。
- 町主催の各種行事や講演会等においては、聴覚障害者の参加に手話通訳者を設置しています。
- 町立図書館では、視覚障害者や小さな字が読みにくい方のために朗読室を設けており、室内には、文字拡大機やCDでの読み聞かせができる機器などを揃えています。

▶アンケート調査

- 地域の行事や活動に参加していない障害者が6割余りを占め、参加していない理由として「人とコミュニケーションがうまく取れない」が36.9%と最も高く、参加促進のためにはコミュニケーションが取れることが大きなポイントになると思われます。また、「一緒に行く人がいない」、「会場に行くことが困難」、「他の参加者が受け入れてくれるか不安」が比較的高く、障害者が参加しやすいよう一緒に行ってくれる人がいることや会場への移動手段の確保及び、障害者を受け入れる環境づくり・配慮が大切であると思われます。
-

今後の取り組み

〔基本方針〕

障害者の学習や趣味・スポーツ活動等様々な活動への参加は、生活の質の向上や自己実現につながるるとともに、障害者の社会参加の促進と地域の障害者に対する理解と認識を深めることから、町の障害者福祉関係団体への支援を行うとともに、学習・趣味活動への支援及び地域の行事等に参加しやすい環境づくりを進めます。

〔施策の推進〕

- 町身体障害者協会や町しょうがい児者父母の会の活動の充実が図られるよう、活動費の補助等の支援を行なうとともに、会の継続・発展につながるよう、広報等による会の周知や新規加入への案内等を行います。
 - 障害者の学習・趣味等の活動やスポーツ大会、地域の行事等への参加が進むよう、必要に応じて意思疎通支援や移動支援及び介助等の援助が受けられるよう、関係機関等とも連携し必要な調整等に取り組みます。
 - 町主催の行事や講演会等では、聴覚障害者に対応した手話通訳者を引き続き設置します。
 - 町立図書館では、視覚障害者や小さな字が読みにくい方のために引き続き朗読室を設け、文字拡大機や読み聞かせができる機器などを設置します。
-

(2) 雇用・就労支援

〔現状・課題〕

- 就労移行支援事業所から一般企業の雇用促進に向けて、就労移行支援事業所等と連携して取り組んでいますが、受け入れ先を確保するのが難しい状況があります。また、一旦は就労したものの、職場定着が難しいケースがあります。
- 働く意欲はあるものの一般就労が困難な障害者は多く、その受け皿として就労継続支援事業所(A型・B型)が増えてきています。
- 「障害者優先調達法」の施行により、平成27年1月に「西原町障害者優先調達推進方針」を策定し、障害者就労支援施設から木の苗などを購入しています。今後も、障害者就労支援施設等からの物品購入等を推進する必要があります。

▶アンケート調査

- 現在就労している障害者は34.3%で、前回調査の24.9%より高くなります。一方、今後(今後とも)働きたいと考えている障害者は53.6%を占めます。就労形態は「就労継続支援事業所」が24.4%、「パート・アルバイト」が23.3%、「正規職員」が16.9%となります。
 - 就労している障害者で、仕事をする上で困っていることは、「給与・工賃などの収入が少ない」が32.0%と最も高く、次に「精神的な負担が大きい」が20.9%、「身体的な負担が大きい」が15.1%となります。また、「困っていることに対し相談や援助をしてくれる人がいない」ことで悩んでいる障害者が6.4%います。
-

今後の取り組み

〔基本方針〕

障害者が働くことを通して生きがいを持ち、自立生活や社会参加を推進するために、障害の特性や障害者のニーズに応じた、多様な働き方が進むよう、事業所や関係機関と連携した支援に取り組みます。

〔施策の推進〕

- 障害者の就労機会の創出について、雇用サポートセンターやその他関係機関と連携し、町内の一般事業所に対する理解啓発を進めます。
 - 就労に関する相談に対し、委託相談支援事業所や就労移行支援事業所等と連携した相談体制の充実を図るために、自立支援協議会の就労部会として取り組んでいきます。
 - 現在就労している障害者が可能な限り継続して働くことができるよう、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、新たに創設された「就労定着支援」の実施に取り組みます。
 - 「西原町障害者優先調達推進方針」に基づき、引き続き町内各課より障害者就労施設等への物品購入や労務について優先的に発注します。
-

6. 安心・安全な地域づくりの推進

(1) バリアフリーの推進

〔現状・課題〕

- 平成 26 年 5 月に完成した新庁舎は、県の基準に沿ったバリアフリーを進めています。また、既設の施設については、住民の要請に応じて、必要かつ可能な範囲で改善を行っています。
- 選挙の際には点字の候補者名簿の発行や投票所への簡易スロープの設置などにより、障害者が円滑に投票できるよう配慮しています。

▶アンケート調査

- 外出しやすくなるために必要なことについては、「歩道や建物の出入り口などの段差解消」、「通路・階段の手すりの設置」、「障害のある人が利用しやすいトイレの設置」など物理的なバリアフリーに関することのほとんどで、身体障害の割合が特に高くなっています。今後も障害者等の公共施設の円滑な利用に配慮した、バリアフリーを推進していく必要があります。
-

今後の取り組み

〔基本方針〕

障害者が安心して外出することができ、社会参加が促進されるよう、公共施設の段差解消等物理的な障壁を除去するとともに、障害者が移動しやすい環境の整備推進を行います。

〔施策の推進〕

- 新たに整備する道路や公共建築物については、引き続きバリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」等に基づく設置基準に従って、障害者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進します。
 - 既存の公共建築物については、障害者をはじめ誰もが快適に利用できるように、スロープや手すり、エレベーターの設置、身体障害者用のトイレや駐車スペースの確保等について、必要に応じて整備を進めます。また、街区公園については、公園長寿命化計画等とともに、バリアフリーに向けた整備推進を目指します。
 - 歩道についても、可能な限り歩道の段差解消や拡幅、ガードレールや信号機の設置等安全な移動環境の整備を推進するほか、安全な移動を妨げる車の駐車や障害物の設置等について、地域への啓発を行います。
 - 選挙における投票所のバリアフリーについて、車いすに対応した簡易スロープの設置や点字の候補者名簿の発行等、引き続き推進します。
-

(2) 防災対策の推進

〔現状・課題〕

- 本町では、「西原町地域防災計画」に基づき、防災訓練の実施や自主防災組織の育成に努めています。また、災害時に自力で避難することが困難な障害者や高齢者等の避難支援体制の構築に取り組んでおり、現在、*避難行動要支援者名簿の作成を進めていますが、登録者は増えていない状況です。
- 本町では、福祉避難所として4施設(守礼の里、池田苑、敬愛園、町社会福祉協議会)を指定しています。

▶アンケート調査

- 避難行動要支援者名簿への登録については、「知らなかった」が68.7%と7割近くを占め、「知っているが、登録はしていない」が20.9%で、「知っており、登録している」は1.6%と極めて低率です。また、「知っているが、登録していない」と「知らなかった」と答えた方の、今後の名簿への登録については、「登録したくない」が59.1%と高く、「登録したい」が34.7%となります。「登録したくない」と答えた方のほとんどが、自力で避難できる、家族等の支援があるなど、特に周りからの避難支援を必要としない方です。このため、名簿の周知強化と登録を希望する障害者の登録促進に努める必要があります。
 - 災害時の具体的な不安については、「避難先がわからない」が46.6%と最も高く、避難所の周知強化に努める必要があります。次に「避難所の設備が障害のある人に対応しているか不安」が39.8%、「避難所で必要な介助を受けられるか不安」が36.1%となります。避難所における設備や介助に不安を感じている障害者が多いことから、避難所の設備や対応等についても周知を図る必要があります。
-

今後の取り組み

〔基本方針〕

台風等の災害時において、適切な判断や迅速な避難が困難な障害者等が安心して暮らしていけるよう、災害時における避難行動要支援者の避難支援体制の充実を図ります。

〔施策の推進〕

- 「西原町地域防災計画」に基づき、町民に対する防災知識の普及啓発や防災訓練の実施、自主防災組織の育成を今後とも進めていきます。
 - 避難行動要支援者名簿の周知徹底を図り、登録者の増を図るとともに、避難所の場所の周知や避難所における支援について情報提供の充実を図ります。
 - 災害時要支援者への避難支援体制を構築するために、民生委員、児童委員協議会、町社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者団体、福祉施設、事業所及び地域住民等と連携し、要支援者の避難誘導、避難場所での健康管理、その他必要な救護・救済の支援体制の充実に取り組めます。
-

(3) 防犯対策の推進

〔現状・課題〕

○障害により判断能力等が十分ではない場合に、犯罪被害に会う可能性が高くなると予測されるため、障害者が犯罪に巻き込まれないよう防犯対策を講じておく必要があります。

▶アンケート調査

○前回のアンケート調査では、消費者被害・詐欺被害にあった、又はあいそうになったと答えた障害者は9.9%でしたが、今回の調査では11.4%と高くなっていることから、被害防止対策を更に進める必要があります。

今後の取り組み

〔基本方針〕

障害者等の事件・事故の被害にあうことへの不安解消を図り、安心して暮らしていけるよう、地域や関係機関と連携した防犯対策の充実を図ります。

〔施策の推進〕

○関係機関・団体と連携した、消費者被害に関する情報を把握し、被害防止の方法を含めた地域への情報提供を行なうとともに、相談窓口の周知徹底に取り組みます。

○障害者が犯罪に巻き込まれることがないよう、地域活動支援センターや障害福祉サービス提供事業所等に対し、利用者への犯罪や消費者被害防止の指導・啓発を行なうよう促すとともに、障害者の家族等への啓発を促します。

○犯罪に関する通報について、音声・言語機能障害者や聴覚障害者に対し、警察と連携した「FAX110番」や「メール110番」の通報システムの周知と活用を促します。

第5章 計画の推進にあたって

1. 庁内計画推進体制の整備

本計画の施策は、保健、福祉、医療の分野に限らず、教育、雇用・就労、住環境、まちづくり等障害者等の日常生活及び社会参加にかかわる様々な分野に及ぶことから、町の全ての部署に本計画の周知を図るとともに、障害福祉施策の推進に努めます。

2. 地域及び関係機関等との連携強化

本計画は行政が中心となって進めていく計画ですが、国、県との連携とともに計画に係わる全ての事業所をはじめ、医療機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、障害者団体及び住民やボランティア等の理解、参画がなければ計画の成果を上げることは困難です。そのため、施策の効果的な推進を図るために、本計画について町の広報誌やホームページ、パンフレット及び適切な機会を活用して、地域や関係機関等広く周知を図ります。そして、これらの多様な主体と連携を密にし、障害者等が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるよう、支援ネットワーク体制の充実を図ります。また、近隣市町村とも広域的な調整が図られるよう連携を密にします。

3. 人材の確保推進

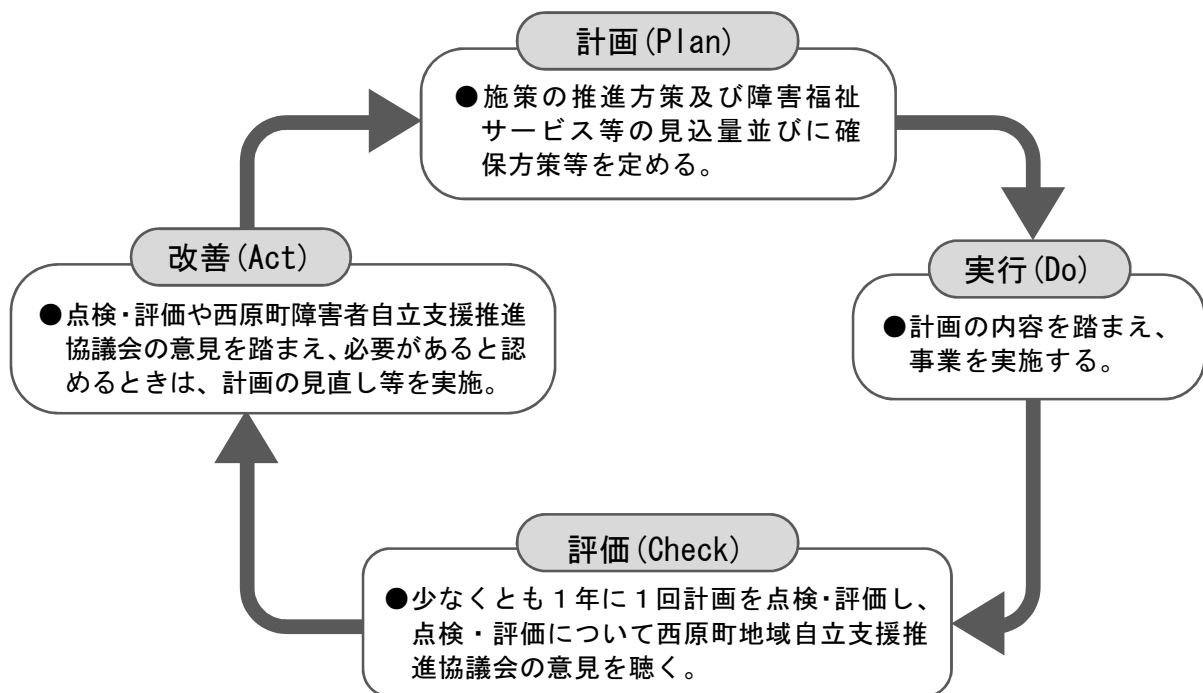
本計画では、相談支援体制の充実、特別な配慮を必要とする子の療育・保育・教育の充実、障害を予防するための保健活動の推進、権利擁護の推進及び障害福祉サービスや障害児通所支援の充実等多様な施策を掲げています。これらの取り組みにおいては相談支援員や臨床心理士、保育士や特別支援教育支援員、保健活動従事者、その他サービス提供等にかかる専門員等の人材確保が不可欠です。そのため、関係機関やサービス提供事業者等との連携、地域人材の活用などに取り組みます。

4. 計画の点検・評価

本計画の推進にあたっては、取り組みの進捗管理が重要となります。また、障害者総合支援法（第88条の2）では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められた時は、計画を変更するなどその他の必要な措置を講じるとされています。そのため、「PDCAサイクル」を導入し、少なくとも年に1回は進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

そのためにも、「西原町地域自立支援推進協議会」において、点検・評価の結果について報告し、協議会の意見・提言を得て計画の推進に活かします。

(PDCAサイクルのプロセスのイメージ)



障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第 1 章 第 5 期障がい福祉計画

1. 成果目標

障害者の日常生活及び社会生活における自立に向けた支援を進めていくために、国の基本指針の内容と本町の実情を踏まえた成果目標を設定するとともに、目標の達成に向けて関係機関等と連携した取り組みを行います。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち地域生活を希望する者が、地域に移行することができ安心して暮らし続けていけるよう、関係機関等と連携した支援を行う必要があります。

ア. 成果目標の設定

目標年度(平成 32 年度末)における、福祉施設から地域生活への移行者数は 1 人を見込みます。

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	53人	平成28年度末(H29.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	52人	平成32年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	1人(2%)	$C=A-B=E-D$ (国指針:目標2%以上削減)
新規入所者数(D)	2人	平成30年~平成32年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	3人	平成30年~平成32年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	1人(2%)	(E)のうち、地域移行目標者(国指針:目標9%以上移行)

イ. 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠(考え方)

▶新規入所者数

親の高齢化、障害の重度化により平成 32 年度末までに 2 人が新規入所になると見込みます。

▶退所者数

施設入所者の障害支援区分や年齢を考慮し、平成 32 年度末までに 3 人が退所すると見込みます。

▶削除見込み数

退所者数 3 人から新規入所者数 2 人を差し引いた 1 人を、平成 32 年度末の削除数と見込みます。

▶地域移行目標数

退所者 3 人のうち、比較的支援区分の低い者 1 人が地域生活に移行すると見込みます。

ウ. 施設入所者の地域生活への移行に係る方策

- ・希望する地域生活を送ることができるよう、早い段階から入所施設と町の相談支援員並びに地域移行支援事業所や計画相談支援事業所等との連携を図るとともに、その他関係機関が連携した支援体制を構築します。
- ・地域で生活するには、家族の理解・協力を促すとともに、地域の理解・協力も必要であることから、移行者に対する地域の理解を深める取り組みを行います。
- ・施設を出て一人暮らしを希望する者については、随時の相談に対応するほか、定期的に居宅を訪問するなどにより地域生活を支援する、「自立生活援助事業」の確保に取り組みます。また、グループホームを希望する場合は、その確保を図ります。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

アンケート調査では、特に早めに取り組んでほしいこととして「一般企業で働くことができるよう、訓練する場所や支援を強化してほしい」が 11.4%(52 人)あります。回収率を考えると町全体では 100 人以上が一般企業への就労を希望していると予測されます。そのため、今後も福祉施設から一般就労への移行促進を図る必要があります。

ア. 福祉施設から一般就労への移行者数

平成 28 年度においては福祉施設を退所し、一般就労に移行したのは 4 人で、目標年度(平成 32 年度中)における一般就労への移行者数は 6 人を見込みます。

事 項	数 値	備 考
平成28年度の年間一般就労移行者数	4 人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度(平成32年度)における年間一般就労移行者数	6 人	平成32年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針：平成28年度実績の1.5倍以上)

※ここでいう福祉施設とは、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業所を指す。

イ. 平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数

目標年度(平成 32 年度末)における障害者就労移行支援事業の利用者数は、本町の実情を踏まえて、平成 28 年度末実績(20 人)の 1.10 倍(22 人)とします。

事 項	数 値	備 考
平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数	20 人	平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数
目標年度(平成32年度末)における障害者就労移行支援事業所の利用者数	22 人 (1.10 倍)	平成32年度末の障害者就労移行支援事業所の利用者数 (国指針：平成28年度末の 2 割以上の増加)

ウ. 平成 32 年度末における管内(町内)の就労移行支援事業所の就労移行率

平成 32 年度末の管内(町内)就労移行支援事業所数は、平成 27 年度末と同じ 3 か所を見込んでおり、そのうち就労移行率が 3 割以上となる事業所についても、平成 27 年度末の実績と同じく 1 か所を見込みます。

事 項	数 値	備 考
平成27年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数	3 か所	平成27年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数（県提供資料から転記）
平成27年度末の管内就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数	1 か所 (33.33%)	
平成32年度末の管内就労移行支援事業所数（見込み）	3 か所	平成32年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
平成32年度末の管内就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数	1 か所 (33.33%)	国指針：平成32年度末の管内障害者就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業者が全体の5割以上

エ. 就労移行支援事業所の就労移行率増に係る方策

- ・ 就労移行支援事業所、計画相談員との連携強化を図り、個別支援計画・サービス等利用計画の中身を点検し、利用者支援に生かすなど、一般就労への移行強化を進めます。
- ・ 就労移行支援事業所とハローワーク、障害者就業・生活センター、商工会等の関係機関とのネットワークにより、障害者の就労に関する情報が共有できる体制を構築するとともに、関係機関と連携し、一般事業所への障害者雇用に関する情報の提供と理解促進に取り組みます。
- ・ 目標の達成状況について、毎年度県から提供される管内事業所数及び就労移行率の資料を確認・検討し、必要な対策を講じます。

オ. 就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率(新規)

平成 32 年度の就労定着支援事業による支援開始時点における利用者数は 1 人を見込み、1 年後(平成 32 年度末)の職場定着人数も 1 人を見込みます。

事 項	数 値	備 考
平成32年度支援開始時点における就労定着支援利用見込み人数	1 人	平成32年度の就労定着支援事業による支援開始時点における利用者の見込み人数
平成32年度末の職場定着人数	1 人 (100.00%)	平成32年度末の就労定着支援事業の開始から1年後(年度末)における職場定着人数 (国指針：就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上)

カ. 職場定着率の目標達成のための方策

- ・ 就労定着支援事業所の確保を図るとともに、支援員の資質向上を支援します。
- ・ 就労定着支援事業所と就労移行支援事業所、障害者が働く企業、医療機関及びその他関係機関による就労定着に向けた連携体制を構築します。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(新規)

アンケート調査では、障害者が悩んでいることとして「自分の健康・病気の治療」、「収入や生活費」の割合が、身体、知的に比べて精神の割合が特に高く、地域生活のしづらさがうかがえます。また、入退院をくり返す者がいるほか、家族が同居を拒むケースや医療受診が困難なケース等があります。こうした課題に対応し、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしく暮らしていけるようにするには、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムを構築する必要があります。そのため、包括的なケアシステムの構築に向けた保健、福祉、医療関係者による協議の場を設置します。

ア. 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置にあたっては、自立支援協議会に関係者が含まれていることから、協議会(既存組織)を活用し、町単独で平成31年の設置を目指します。

設置方法		設置時期			備 考
単独設置	共同設置	平成30年	平成31年	平成32年	
○			○		国指針：市町村ごとに設置。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

(4) 地域生活拠点等の整備(新規)

国の指針では、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活をさらに推進するため、相談、緊急時の対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」を、市町村または障害福祉圏域内に少なくとも1つを整備することとしています。

アンケート調査では、主な介助者の悩みとして「本人の将来の介助や暮らし」が37.2%と最も高く、障害者自身も「将来の生活や介助」で悩んでいる割合が28.3%と3番目に高くなります。こうした地域の実情を勘案しながら、自立支援協議会等で拠点の機能や整備に関する検討を行い、関係機関と連携しながら、平成32年に1箇所整備することを目指します。

設置時期			設置箇所数	備 考
平成30年	平成31年	平成32年		
		○	1箇所	国指針：市町村または圏域内に少なくとも1つを整備する。

2. 障害福祉サービスの見込量(活動指標)及び確保方策

これまでの実績や地域の実情を勘定して、平成30年度から平成32年度までの各年度ごとの障害福祉サービスの見込量(活動指標)を定めるとともに、サービス提供体制の確保に取り組みます。

なお、実際のサービスの提供にあたっては、サービスの量を見込まなかったことを理由に、サービスを受けることができないということではなく、必要なサービスについては、適時確保・提供に取り組みます。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

利用者は増加傾向にありましたが、利用者が固定化しており、平成29年度以降も平成28年度と同じ62人で推移すると見込みます。

利用量も平成30年度以降は平成29年度と同じ量を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	利用者数(人/月)	62	62	62	62	62
	利用量(時間分/月)	669	669	669	669	669

②重度訪問介護

利用者数は概ね横ばいで推移しているため、平成30年度の利用者数は平成29年度と同じ人数(8人)を見込み、平成31年度と平成32年度は1人増の9人を見込みます。

利用量の見込みは、平成29年度の1人あたり平均利用時間を、平成30年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度訪問介護	利用者数(人/月)	7	8	8	9	9
	利用量(時間分/月)	1,340	1,410	1,410	1,586	1,586

③行動援護

利用者は固定化しており、毎年度4人で推移しているため、平成30年度以降についても利用者数は4人を見込みます。

利用量も平成30年度以降は平成29年度と同じ量を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
行動援護	利用者数(人/月)	4	4	4	4	4
	利用量(時間分/月)	61	61	61	61	61

④同行援護

利用者は毎年度1人ずつ増えており、平成30年度は平成29年度の12人に1人を加えた13人を見込みます。また、利用者数はこれ以上増えることがないと思われ、平成31年度以降も利用者数は13人を見込みます。

利用量の見込みは、平成29年度の1人あたり平均利用時間を、平成30年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
同行援護	利用者数(人/月)	11	12	13	13	13
	利用量(時間分/月)	250	250	270	270	270

⑤重度障害者等包括支援

これまで利用実績がなく、事業者の参入も厳しいと思われるため、今後も利用が見込めないと思われまます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度障害者等 包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(時間分/月)	0	0	0	0	0

[見込量確保の考え方]

いずれのサービスについても、利用者数はほぼ現状と同程度を見込んでいるため、現状維持で対応できると思われまます。但し、「居宅介護」については親の高齢化などにより、見込み以上にニーズが増える可能性が考えられるため、必要に応じて事業所の受入れ枠の拡大について調整を図るほか、新たな事業所の確保に取り組みまます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

利用者数は平成 28 年度と平成 29 年度がともに 92 人で、平成 30 年度も同じ人数を見込み、平成 31 年度と平成 32 年度はこれに 1 人を加えた 93 人を見込みます。

利用量の見込みは、平成 29 年度の 1 人あたり平均利用日数を、平成 30 年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	利用者数(人/月)	92	92	92	93	93
	利用量(人日分/月)	1,887	1,887	1,887	1,907	1,907

②自立訓練（機能訓練）

利用期間が決められているため、平成 30 年度以降も平成 29 年度と同じ人数を見込みます。また、利用量も平成 30 年度以降は平成 29 年度と同じ量を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人/月)	2	2	2	2	2
	利用量(人日分/月)	35	35	35	35	35

③自立訓練（生活訓練）

利用者数は、平成 26 年度から平成 29 年度までほぼ横ばいで推移しており、この間の平均利用者数が 7 人となっているため、平成 30 年度以降についても毎年度 7 人の利用を見込みます。

利用量も平成 30 年度以降は平成 29 年度と同じ量を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人/月)	7	7	7	7	7
	利用量(人日分/月)	112	112	112	112	112

④就労移行支援

利用者数は、平成 27 年度以降ほぼ横ばいで推移しているため、平成 30 年度については平成 29 年度と同じ 21 人を見込み、平成 31 年度と平成 32 年度については 1 人増の 22 人を見込みます。

利用量については、1 人あたりの利用日数が増える傾向にあるため、平成 30 年度以降の利用日数は平成 29 年度の 1 人あたり利用日数(18.2 日)よりやや多い 19 日とし、この日数を平成 30 年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	利用者数(人/月)	20	21	21	22	22
	利用量(人日分/月)	364	382	400	418	436

⑤就労継続支援（A型）

利用者は増加傾向にあり、これまでの実績から毎年度 8.0%ずつ増えると見込みました。また、利用量についても同じ割合で増えると見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A型）	利用者数(人/月)	49	53	57	62	67
	利用量(人日分/月)	942	1,017	1,098	1,186	1,281

⑥就労継続支援（B型）

利用者は増加傾向にあり、これまでの実績から毎年度 6.0%ずつ増えると見込みました。また、利用量についても同じ割合で増えると見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（B型）	利用者数(人/月)	107	113	120	127	135
	利用量(人日分/月)	1,932	2,048	2,171	2,301	2,439

⑦就労定着支援（新規）

新規のサービスであり、平成 30 年度からの提供を目指し、平成 30 年度以降毎年度 1 人が利用すると見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援	利用者数(人/月)			1	1	1

⑧短期入所(福祉型)

利用者数は微増傾向にあるため、平成30年度以降については、平成29年度の利用者数から毎年度1人ずつ増えると見込みます。

利用量は、平成29年度の1人あたり平均利用日数を、平成30年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所	利用者数(人/月)	21	22	23	24	25
	利用量(人日分/月)	103	108	113	118	123

⑨短期入所(医療型)

これまで利用実績がなく、また、少なくとも平成32年度までは利用が想定される者が見込めません。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(人日分/月)	0	0	0	0	0

⑩療養介護

利用者は固定化しているため、平成30年度以降も平成29年度と同じ人数を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	利用者数(人分/月)	12	12	12	12	12

[見込量確保の考え方]

「就労継続支援(A型)」、「就労継続支援(B型)」については、就労を希望する障害者が多く、利用者の増も大きく見込んでおり、事業所も増える傾向にあります。利用の動向を注視しながら、必要に応じて事業所の受け入れ枠の拡大について調整を図るほか、新たな事業所の確保に取り組めます。

また、「短期入所(福祉型)」もやや増えると見込んでいますが、現状で対応できると思われません。しかし、障害者の家族の高齢化、障害の重度化等により、見込み以上に増える可能性があるため、相談業務等を通して障害者や家族のニーズを踏まえながら、必要に応じて量の確保に取り組めます。

そのほかのサービスについては、利用者はほぼ横ばいであるため、現状で対応できると思われません。

(3) 居住系サービス

①自立生活援助(新規)

自立生活援助は新たに創設されたサービスで、平成30年度からの提供を目指し、平成30年度以降毎年度1人の利用を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	利用者数(人分/月)			1	1	1

②共同生活援助

利用者は微増傾向にあるため、平成30年度以降については、平成29年度の利用者数から毎年度1人ずつ増えると見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助	利用者数(人分/月)	36	38	39	40	41

③施設入所支援

利用者数はほぼ横ばいであるため、平成30年度は平成29年度と同じ53人を見込みますが、施設入所者の地域移行を目指すため、平成31年度と平成32年度は1人減の52人を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	利用者数(人分/月)	54	53	53	52	52

[見込量確保の考え方]

「自立生活援助」は新たなサービスであるため、事業所への新規開設を促し、サービスの確保を図ります。

「共同生活援助」の利用者はやや増えると見込んでいますが、ニーズを踏まえながら事業所の受け入れ枠の拡大を促すほか、新たな事業所の確保に取り組むなど、必要な対策を講じます。

(4) 相談支援

①計画相談支援

利用者は年々増える傾向にあり、平成 29 年度以降については、平成 28 年度の 67 人から毎年度 2 人増を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	利用者数(人分/月)	67	69	71	73	75

②地域移行支援

これまでの利用実績は平成 29 年度の 1 人で、平成 30 年度以降も施設や精神科医療機関からの地域移行を進める観点から、毎年度 1 人を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域移行支援	利用者数(人分/月)	0	1	1	1	1

③地域定着支援

これまで利用実績はありませんが、地域移行支援の利用を踏まえて、平成 31 年度から毎年度 1 人の利用を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域定着支援	利用者数(人分/月)	0	0	1	1	1

[見込量確保の考え方]

「計画相談支援」については、年々増えると見込んでおり、これに対応できるよう、サービス利用計画作成の適正化・効率化を支援するほか、計画相談支援を担う職員の増を促すとともに、新たな事業所の確保に取り組みます。

●障害福祉サービス見込量一覧●

サービス名	区分(単位)	第4期計画		第5期計画		
		実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	利用者数(人/月)	62	62	62	62	62
	利用量(時間分/月)	669	669	669	669	669
重度訪問介護	利用者数(人/月)	7	8	8	9	9
	利用量(時間分/月)	1,340	1,410	1,410	1,586	1,586
行動援護	利用者数(人/月)	4	4	4	4	4
	利用量(時間分/月)	61	61	61	61	61
同行援護	利用者数(人/月)	11	12	13	13	13
	利用量(時間分/月)	250	250	270	270	270
重度障害者等包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(時間分/月)	0	0	0	0	0
生活介護	利用者数(人/月)	92	92	92	93	93
	利用量(人日分/月)	1,887	1,887	1,887	1,907	1,907
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人/月)	2	2	2	2	2
	利用量(人日分/月)	35	35	35	35	35
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人/月)	7	7	7	7	7
	利用量(人日分/月)	112	112	112	112	112
就労移行支援	利用者数(人/月)	20	21	21	22	22
	利用量(人日分/月)	364	382	400	418	436
就労継続支援(A型)	利用者数(人/月)	49	53	57	62	67
	利用量(人日分/月)	942	1,017	1,098	1,186	1,281
就労継続支援(B型)	利用者数(人/月)	107	113	120	127	135
	利用量(人日分/月)	1,932	2,048	2,171	2,301	2,439
就労定着支援	利用者数(人/月)			1	1	1
短期入所(福祉型)	利用者数(人/月)	21	22	23	24	25
	利用量(人日分/月)	103	108	113	118	123
短期入所(医療型)	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(人日分/月)	0	0	0	0	0
療養介護	利用者数(人分/月)	12	12	12	12	12
自立生活援助	利用者数(人分/月)			1	1	1
共同生活援助	利用者数(人分/月)	36	38	39	40	41
施設入所支援	利用者数(人分/月)	54	53	53	52	52
計画相談支援	利用者数(人分/月)	67	69	71	73	75
地域移行支援	利用者数(人分/月)	0	1	1	1	1
地域定着支援	利用者数(人分/月)	0	0	1	1	1

●障害福祉サービスの内容●

サービス名		サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、身体介護や家事援助などの支援を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者に、入浴・排せつ・食事などの介護を総合的に 行います。
	行動援護	行動障害のある知的障害者・精神障害者に、移動介護や危険回避 の援護等を行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等の外出時に同 行し、移動の援護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする障害者に、居宅介護などのサービスを包括 的に提供します。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする障害者に、施設などで介護や創作的活動な どの機会を提供します。
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な 訓練などを行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する障害者に、就労に必要な知識・能力向上のた めの訓練を行います。
	就労継続支援(A型・B型)	一般就労が難しい障害者に、生産活動などの訓練を行います。
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連 絡調整等を行い、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	短期入所(福祉型・医療型)	介助者が病気等のときに、短期間施設に入所して必要な介護等 の支援を行います。
	療養介護	医療を要する障害者に、病院などで機能訓練や看護、介護などを 行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望 する知的障害者や精神障害者などを対象に、定期的な巡回訪問や随 時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	
居住系サービス	共同生活援助	地域での生活に支障のない障害者に対し、共同生活を営む住居で、 日常生活の援助を行います。
	施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行 います。
相談支援サービス	計画相談支援	サービス利用計画案を作成し、サービス事業者等との連絡調整の うえ、同計画を作成します。また、サービスの利用状況等の検証を 行い、同計画の見直しを行います。
	地域移行支援	住居の確保や地域生活移行のための活動に関する相談支援などを 行います。
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性により生じた緊 急の事態等に対処するための相談支援などを行います。

3. 地域生活支援事業の見込量及び実施方策

地域生活支援事業について、これまでの実績や地域の実情を勘案して、平成30年度から平成32年度までの各年度ごとの見込量を定めるとともに、事業実施の方向性を定めます。

(1) 障害者相談支援事業

相談支援事業は、今後も町外の相談支援事業所への委託により実施します。また、自立支援推進協議会の相談部会を定期で開催し、町担当課、地域活動支援センター、委託相談支援事業所等が参加し、相談業務等で把握された障害者の個別事例の情報共有を図るとともに、事例検討を通して必要な支援等を行います。

相談の潜在的なニーズは多いと考えられ、相談支援事業所の周知強化と利用促進を図ります。

事業名	区分	第4期計画		第5期計画		
		実績	見込	見込		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる障害者が、経済的な理由により利用できない場合に、引き続き本事業による支援を行います。障害者や家族の高齢化等により、成年後見制度を必要とするケースが増えると予測されるため、平成30年度に1人、平成31年度以降は2人を見込みます。また、成年後見制度の周知とともに本事業の周知強化を図ります。

事業名	区分	第4期計画		第5期計画		
		実績	見込	見込		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	1	2	2

(3) 意思疎通支援事業

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害により、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣を継続します。趣味等で利用の幅が広がってきているほか、高齢化により病院受診の回数が増えると予測されるため、平成29年度以降の利用件数については、平成28年度の利用件数から毎年度5件ずつ増えると見込みます。

なお、要約筆記者の派遣については、中途失聴者、難聴の人にも有効であることから、ニーズの掘り起こしに取り組みます。

事業名	区分	第4期計画		第5期計画		
		実績	見込	見込		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	70	75	80	85	90

②手話通訳者設置事業

手話通訳者(嘱託)を町の障害担当窓口継続配置(1人)し、聴覚障害者等の来庁時の意思疎通を支援します。また、手話通訳者等派遣のコーディネートを行うほか、急な依頼で手話通訳者が派遣できない場合の対応を行います。

事業名	区分	第4期計画		第5期計画		
		実績	見込	見込		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
②手話通訳者設置事業	実施箇所数	1	1	1	1	1

(4) 日常生活用具給付等事業

重度障害者の日常生活の便宜を図るために、必要な日常生活用具の購入費の公費援助を継続します。利用件数はストーマ装具、紙オムツといった「排泄管理支援用具」が毎年度最も多くなります。

各種用具の利用件数は、平成29年度以降いずれも増えると見込みます。

事業名	区分	第4期計画		第5期計画		
		実績	見込	見込		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①介護・訓練支援用具	実利用件数	1	3	5	5	7
②自立生活支援用具	実利用件数	2	7	10	13	15
③在宅療養等支援用具	実利用件数	4	5	5	5	8
④情報・意思疎通支援用具	実利用件数	1	3	4	4	5
⑤排泄管理支援用具	実利用件数	479	510	515	520	525
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用件数	0	1	2	2	2

(5) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等の意思疎通支援による社会参加促進及び情報提供の充実を図るために、今後も手話奉仕員(ボランティア)として派遣できる技術と知識を有する人材を養成するために、手話奉仕員養成講座を継続します。

講座受講終了者は平成 29 年度以降毎年度 5 人を見込みます。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	終了者数	5	5	5	5	5

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すために、ガイドヘルパー(事業所との契約により派遣)による個別支援とリフト付ワゴン車による移動支援を継続します。

利用者数は増える傾向にあり、平成 29 年度は 50 人と見込み、平成 30 年度以降の利用者数は毎年度 5 人増を見込みます。

延べ利用時間は、平成 28 年度の 1 人あたり延利用時間(40.6 時間)を、平成 29 年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	実利用者数	47	50	55	55	60
	延利用時間	1,908	2,030	2,233	2,233	2,436

(7) 地域活動支援センター

障害者等の社会参加や日常生活の自立を支援するために、地域活動支援センターにおいて通所による創作的活動又は生産活動等の機会提供を継続します。

利用者数は少しずつ増える傾向にあり、平成 29 年度は 32 人を見込み、平成 30 年度以降の利用者数は毎年度 2 人増を見込みます。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	27	32	34	36	38

(8) その他の事業

①日中一時支援事業

障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的に、日中における障害者の活動の場の提供を継続します。

日中一時支援を提供する事業所数は、年度によって若干変動するため、平成 29 年度以降の実施箇所数(事業所数)は、平成 26 年度～平成 28 年度の年平均箇所数を見込みます。

利用者は増えてきましたが、固定化されてきているため、平成 29 年度と平成 30 年度は平成 28 年度と同数を見込み、平成 31 年度に 2 人増、平成 32 年度に 3 人の増を見込みます。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	実施箇所数	19	20	20	20	20
	実利用者数	45	45	45	47	50

※実施箇所数：日中一時支援を提供する事業所数

②点字・声の広報事業

視覚障害者に対して地域生活をする上で必要度の高い情報（公的機関広報誌等）を提供することにより、福祉サービス等の活用、地域状況の周知を促し視覚障害者の社会参加を促進するために、点字と音声による定期の情報提供を継続します。

利用者は固定化しているため、横ばいで推移すると見込みます。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
点字・声の広報事業	実施箇所数	2	2	2	2	2
	実利用者数	18	18	18	18	18

③福祉機器リサイクル事業

不要になった福祉機器を再利用できるよう修繕等を行い貸し出すことにより、在宅療養者の日常生活のサポート、一時的に制度活用が困難な者に対しての応急的支援を行います。

利用件数は年々増えてきており、平成 29 年度以降の利用件数については、平成 28 年度の利用件数から毎年度 5 件増を見込みます。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉機器リサイクル事業	実利用件数	270	275	280	285	290

●地域生活支援事業の見込量一覧●

事業名	区分	第4期計画		第5期計画		
		実績	見込	見込		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1)障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2
(2)成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	1	2	2
(3)意思疎通支援事業						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	70	75	80	85	90
②手話通訳者設置事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
(4)日常生活用具給付等事業						
①介護・訓練支援用具	実利用件数	1	3	5	5	7
②自立生活支援用具	実利用件数	2	7	10	13	15
③在宅療養等支援用具	実利用件数	4	5	5	5	8
④情報・意思疎通支援用具	実利用件数	1	3	4	4	5
⑤排泄管理支援用具	実利用件数	479	510	515	520	525
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用件数	0	1	2	2	2
(5)手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	5	5	5	5	5
(6)移動支援事業	実利用者数	47	50	55	55	60
	延利用時間	1,908	2,030	2,233	2,233	2,436
(7)地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	27	32	34	36	38
(8)その他の事業						
①日中一時支援事業	実施箇所数	19	20	20	20	20
	実利用者数	45	45	45	47	50
②点字・声の広報事業	実施箇所数	2	2	2	2	2
	実利用者数	18	18	18	18	18
③福祉機器リサイクル事業	実利用件数	270	275	280	285	290

第2章 第1期障がい児福祉計画

1. 成果目標

障害のある子を健やかに育成できるよう、国の基本指針の内容と本町の実情を踏まえて、障害児支援の提供体制の整備等に係る成果目標を設定します。また、目標の達成に向けて関係機関等と連携した取り組みを行います。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置(新規)

障害のある子の発達支援において重層的な地域支援体制を構築するために、児童発達支援の機能に加え、保育所等訪問支援や障害児相談支援などの機能を持ち、ワンストップで対応できる拠点として、児童発達支援センターの設置に取り組みます。

設置時期は平成32年とし、利用のしやすさを考慮して、町単独設置で町内事業所への委託を検討しています。しかし、財政面での課題があるため、複数の市町村との共同実施の方向も視野に入れ、検討していきます。

また、委託や共同実施が困難な場合は、センターが持つ機能の確保を図ります。

設置方法		設置時期			備考
単独設置	共同設置	平成30年	平成31年	平成32年	
○				○	国指針：各市町村に少なくとも1箇所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

(2) 保育所等訪問支援の充実(新規)

保育所等訪問支援については、現在町内に事業所があり、利用できる体制が整っていますが、今後は保育所、学校等と連携して利用者の増を図ります。

構築時期			備考
平成30年	平成31年	平成32年	
○			国指針：全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(新規)

重症心身障害児を受け入れてもらえる事業所は町内にはありませんが、町外の事業所を利用している児童がおり、利用できる状況にあります。このため、事業所の確保は圏域確保とします。

確保方法		確保時期			備 考
単独確保	圏域確保	平成30年	平成31年	平成32年	
	○	○			国指針：各市町村に少なくとも1箇所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(新規)

アンケート調査では、医療的ケアを受けている子が7.0%(4人)います。回収率を考えると実際にはもう少し多いと思われませんが、こうした、医療を必要とする状態にある障害児の実情を踏まえた上で、心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉等の支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る必要があります。

そのため、対象者の把握、関係機関との調整等、町単独では難しい課題もありますが、支援体制の構築、課題の共有のために、自立支援協議会等を活用した協議の場を平成32年に設置します。

設置方法		設置時期			備 考
単独設置	共同設置	平成30年	平成31年	平成32年	
○				○	国指針：各市町村において設置。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

2. 障害児通所支援等の見込量(活動指標)及び確保方策

これまでの実績や地域の実情を勘定して、平成30年度から平成32年度までの各年度ごとの障害児通所支援等の見込量(活動指標)を定めるとともに、サービス提供体制の確保に取り組みます。

なお、実際のサービス提供にあたっては、サービスの量を見込まなかったことを理由に、サービスを受けることができないということではなく、必要なサービスについては、適時確保・提供に取り組みます。

①児童発達支援

利用者数は平成30年度以降徐々に増えると見込んでいます。

利用量は、平成29年度の1人あたり平均利用日数を、平成30年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用者数(人/月)	22	22	23	23	24
	利用量(人日分/月)	222	222	232	232	242

②医療型児童発達支援

利用者は固定化しており、平成28年度の実績は2人となっていますが、それ以前は毎年度3人で推移していたことから、平成29年度以降も毎年度3人を見込みます。

利用量は平成28年度の1人あたり平均利用日数を、平成29年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型児童発達支援	利用者数(人/月)	2	3	3	3	3
	利用量(人日分/月)	35	52	52	52	52

③放課後等デイサービス

利用者は年々増える傾向にあり、平成29年度と平成30年度については、それぞれ前年度の利用者数の10.0%増を見込み、平成31年度と平成32年度については、それぞれ前年度利用者数の見込みの8.0%増を見込みます。

利用量も、利用者数と同様の方法で見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	74	81	89	96	104
	利用量(人日分/月)	1,104	1,214	1,335	1,442	1,557

④保育所等訪問支援

利用者は平成 29 年度以降 2 人を見込み、利用量は 1 人あたりの利用日数を月 1 日として見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	1	2	2	2	2
	利用量(人日分/月)	1	2	2	2	2

⑤居宅訪問型児童発達支援(新規)

新規のサービスですが、利用が想定される児童がいないため、見込んでいません。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)			0	0	0
	利用量(人日分/月)			0	0	0

⑥障害児相談支援

利用者は年々増える傾向にあり、平成 29 年度については、平成 26 年度～平成 28 年度の間の年平均増加率(46.0%)を、平成 28 年度の利用者数に乗じて見込みました。平成 30 年度以降については、増加が緩やかになると思われ、毎年度 3 人増を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	利用者数(人分/月)	23	34	37	40	43

⑦医療的ケア児に対するコーディネーターの配置(新規)

医療的ケア児に対するコーディネイトは、関係機関の協議の場を通して関係者が連携して行うものとし、コーディネーターは配置しないこととします。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	配置人数(人)			0	0	0

[見込量確保の考え方]

「放課後等デイサービス」については、利用者の増を大きく見込んでおり、これに対応していけるよう、必要に応じて事業所の受け入れ枠の拡大や新たな事業所の確保に取り組みます。

「障害児相談支援」についても、増えると見込んでおり、これに対応できるよう、サービス利用計画作成の適正化・効率化を支援するほか、サービス利用計画を担う職員の増を促すとともに、必要に応じて新たな事業所の確保を図ります。

「児童発達支援」、「保育所等訪問支援」については、やや増えると見込んでいますが、現状で対応できると思われまます。

●障害児通所支援等の見込量一覧●

サービス名	区分(単位)	第4期計画		第5期計画		
		実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用者数(人/月)	22	22	23	23	24
	利用量(人日分/月)	222	222	232	232	242
医療型児童発達支援	利用者数(人/月)	2	3	3	3	3
	利用量(人日分/月)	35	52	52	52	52
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	74	81	89	96	104
	利用量(人日分/月)	1,104	1,214	1,335	1,442	1,557
保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	1	2	2	2	2
	利用量(人日分/月)	1	2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)			0	0	0
	利用量(人日分/月)			0	0	0
障害児相談支援	利用者数(人分/月)	23	34	37	40	43
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	配置人数(人)			0	0	0

●障害児通所支援等の内容●

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通り、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。
保育所等訪問支援	保育所やその他の児童が集団生活する施設等に通う障害児について、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
福祉型 & 医療型児童入所施設	障害のある児童を入所させて、日常生活の支援を行うと共に、地域生活への移行自立に向けての支援を行います。
障害児相談支援	障害児が通所支援を利用する際、利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、情報提供などの支援を行います。

3. 子ども・子育て支援の提供体制の整備

障害のある子の健やかな育成のためには、障害児通所支援等の障害のある子に対応したサービスの提供だけではなく、障害のない子と共に成長できるよう地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進める必要があります。また、子ども・子育て支援法では、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。そのため、子ども・子育て支援の利用を希望する障害のある子が、希望に沿った利用が可能となるよう、提供体制の整備に努める必要があります。

提供体制の整備にあたっては、保育所(園)、放課後児童健全育成事業、幼稚園について、障害のある子のこれまでの利用実績を踏まえつつ、平成30年度から平成32年度までの各年度ごとの利用人数を見込み、計画的に提供体制の構築を図ります。

(1) 子ども・子育て支援の見込み量

「保育所(園)」については、年々増える傾向にあるため、平成30年度以降も増えるを見込みます。また、「放課後児童健全育成事業」については、平成30年度以降は1人増を見込みます。

「幼稚園」については、増える傾向にはありますが、年度ごとの予測はしづらいため、多くとも20人程度であると見込みました。

事 項	平成28年度末 の実績(人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所(園)	22	25	30	30
放課後児童健全育成事業	16	16	17	17
幼稚園	20	20	20	20

(2) 提供体制の整備に係る方策

1) 保育所(発達支援保育)

新設、既設を問わず、全ての公立保育所、認可保育園で発達支援保育を継続実施し、対象となる子に追加の保育士を配置します。また、切れ目のない支援となるよう、関係機関との協議や幼稚園・小学校との連携を強化します。

臨床心理士による巡回指導を継続し、対象となる児(障害のある子や発達等が気になる子)の保育観察及び保護者や保育士等と面談・相談を行い、児童の成長発達支援についてきめ細かい助言・指導等を行います。また、保育士等の資質向上を図る取り組みを進めます。

2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

一部の放課後児童クラブ(民間)では障害のある子も受け入れています。今後は全ての放課後児童クラブで、障害のある子を受け入れてもらえるよう連携を図るとともに、放課後児童クラブからの相談等に対し、障害の多様性に配慮しながら、必要な支援を行います。

3) 幼稚園

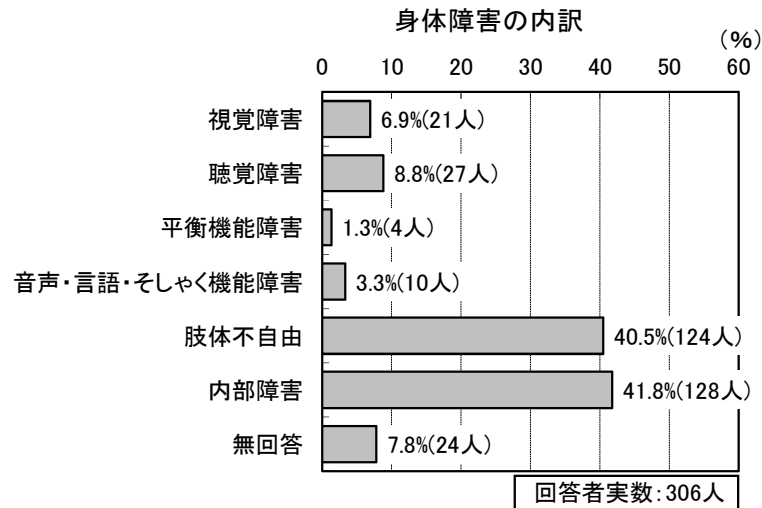
保護者からの加配保育申請を受け、支援を要する子の特性を勘案しながら、加配の教諭を配置するとともに、巡回指導の専門員と連携した支援を行います。また、障害のある子一人ひとりについて個別の指導計画を作成し、教職員全体で共通理解・協力体制を図りながら援助や指導を行っていきます。

資料編

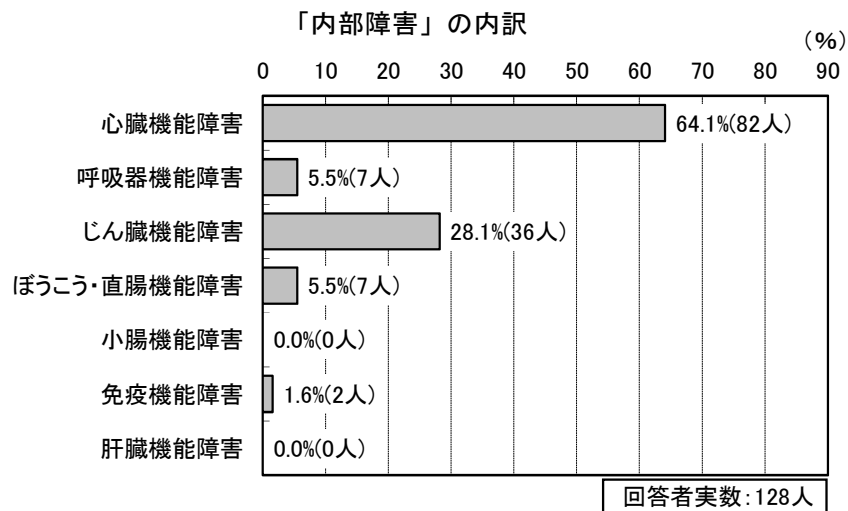
□障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査の主な結果

(1) 身体障害の内訳（複数回答）

身体障害者手帳所持者の身体障害の内訳（手帳重複者を含む）をみると、「内部障害」が41.8%、「肢体不自由」が40.5%と、両障害で全体の8割程度を占める。

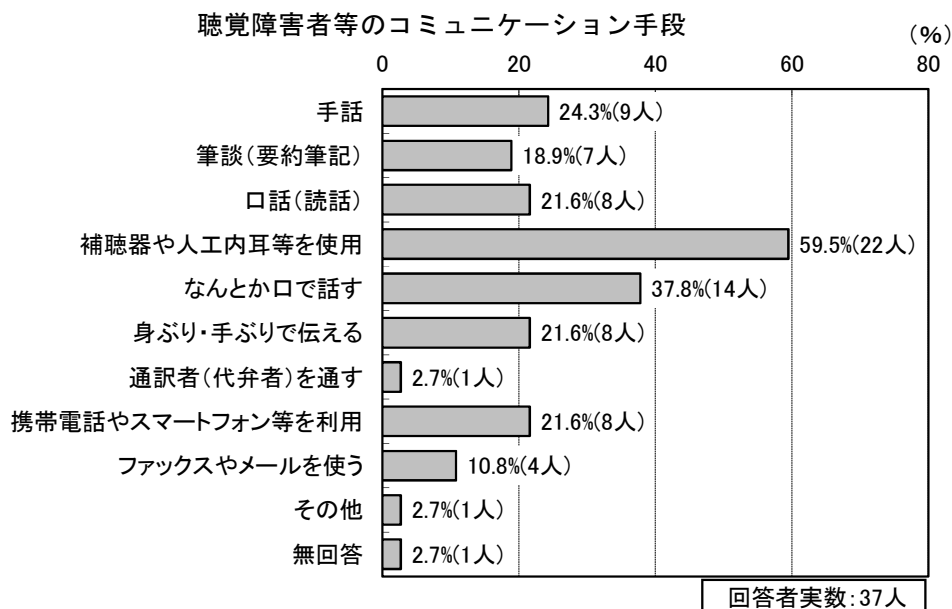


「内部障害」の内訳をみると、「心臓機能障害」が64.1%と最も高く、次に「じん臓機能障害」が28.1%となる。



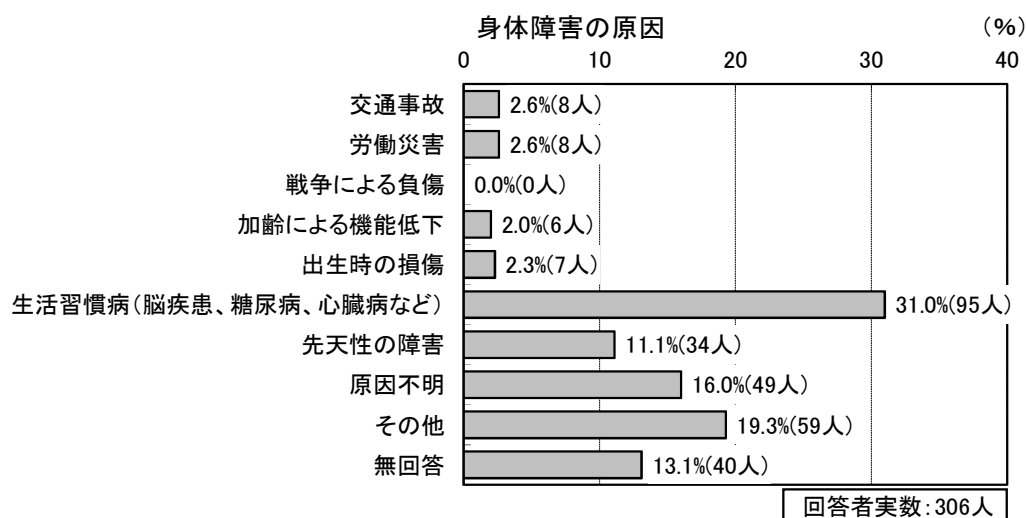
(2) 聴覚障害者等のコミュニケーション手段（複数回答）

前項で「聴覚障害」「音声・言語・そしゃく機能障害」と答えた人のコミュニケーション手段については、「補聴器や人工内耳等を使用」が 59.5%と最も高く、次に「なんとか口で話す」が 37.8%、「手話」が 24.3%となる。



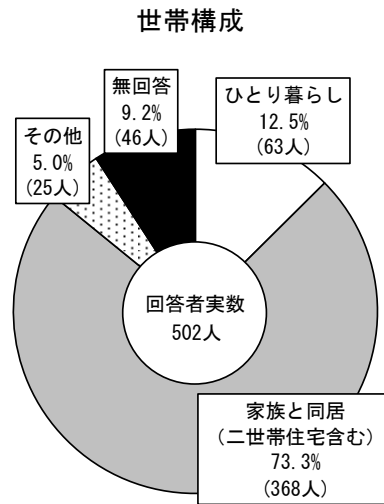
(3) 身体障害の原因

身体障害となった原因については、「生活習慣病(脳疾患、糖尿病、心臓病など)」が 31.0%と最も高く、生活習慣病の予防が大きな課題であると言える。

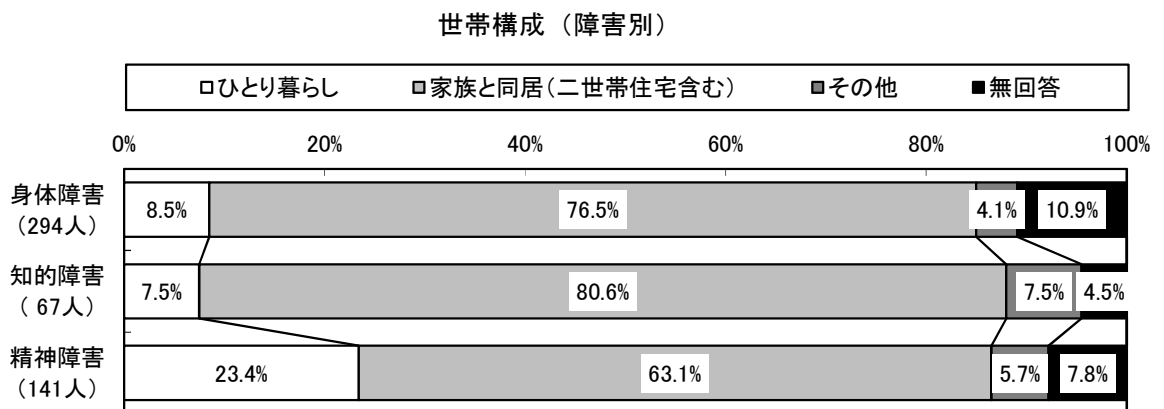


(4) 世帯構成

世帯構成については、「家族と同居（二世帯住宅含む）」が73.3%と大半を占め、次に「ひとり暮らし」が12.5%となる。

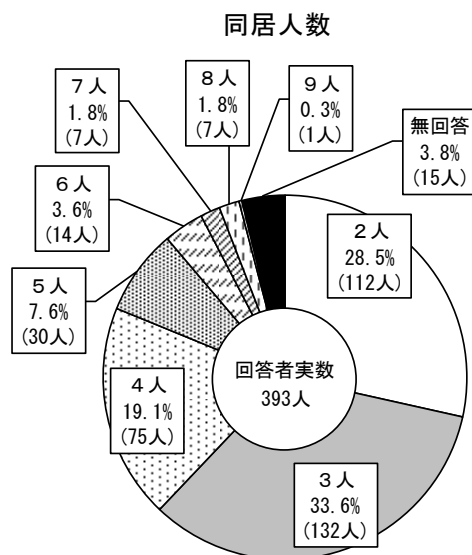


障害別にみると、「ひとり暮らし」は「精神障害」が23.4%と最も高く、「身体障害」と「知的障害」がそれぞれ8%前後となる。



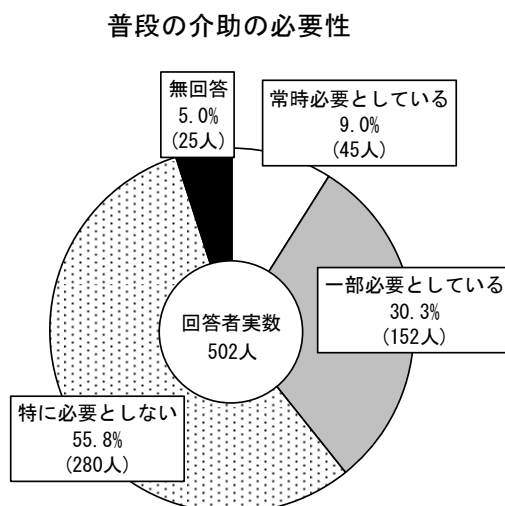
(5) 同居人数

世帯構成で「家族と同居（二世帯住宅含む）」または「その他」と答えた方の、本人を含む、同居者の人数は、「3人」が33.6%と最も高く、次に「2人」が28.5%で、合わせると「2人」から「3人」の少人数世帯が62.1%を占める。また、「4人」以上では同居者の人数が増えるほど、割合は低くなる。



(6) 普段の介助の必要性

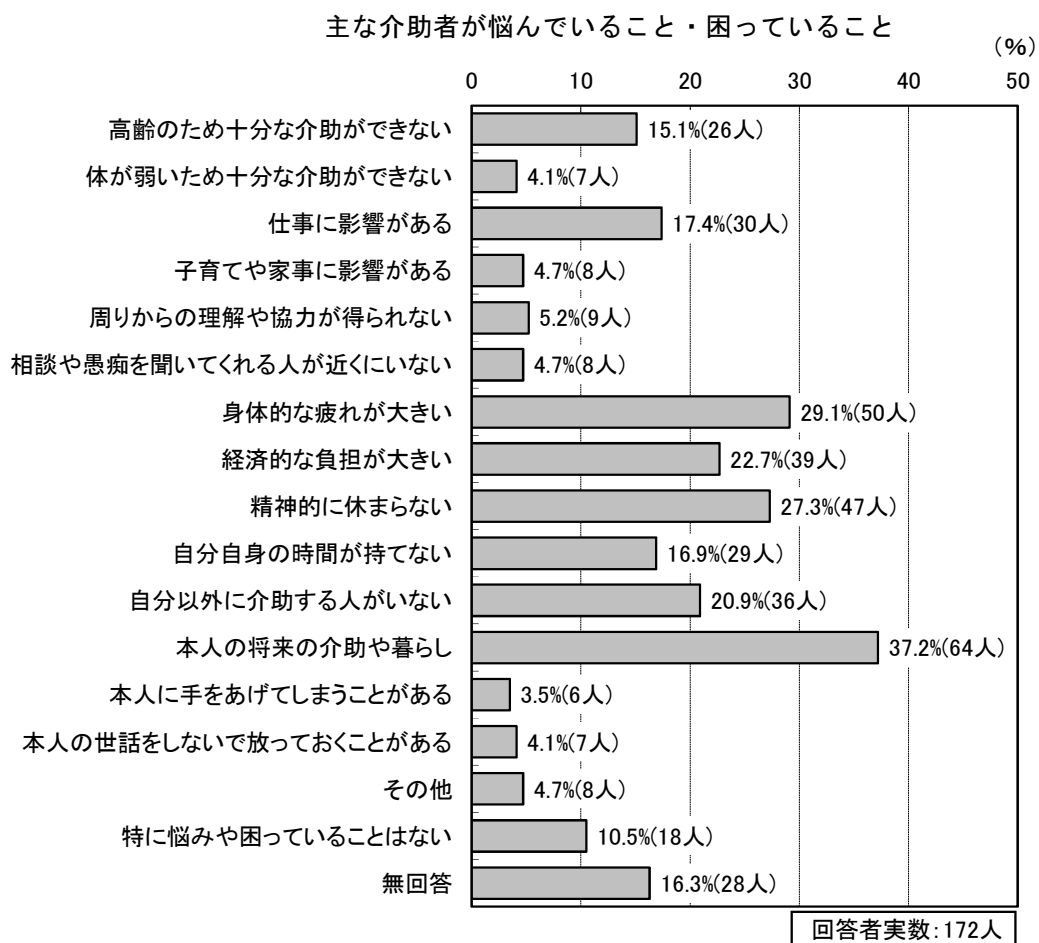
普段の生活における介助の必要性については、「特に必要としない」が55.8%と最も高く、次に「一部必要としている」が30.3%、「常時必要としている」が9.0%となる。



(7) 主な介助者が悩んでいること・困っていること（複数回答）

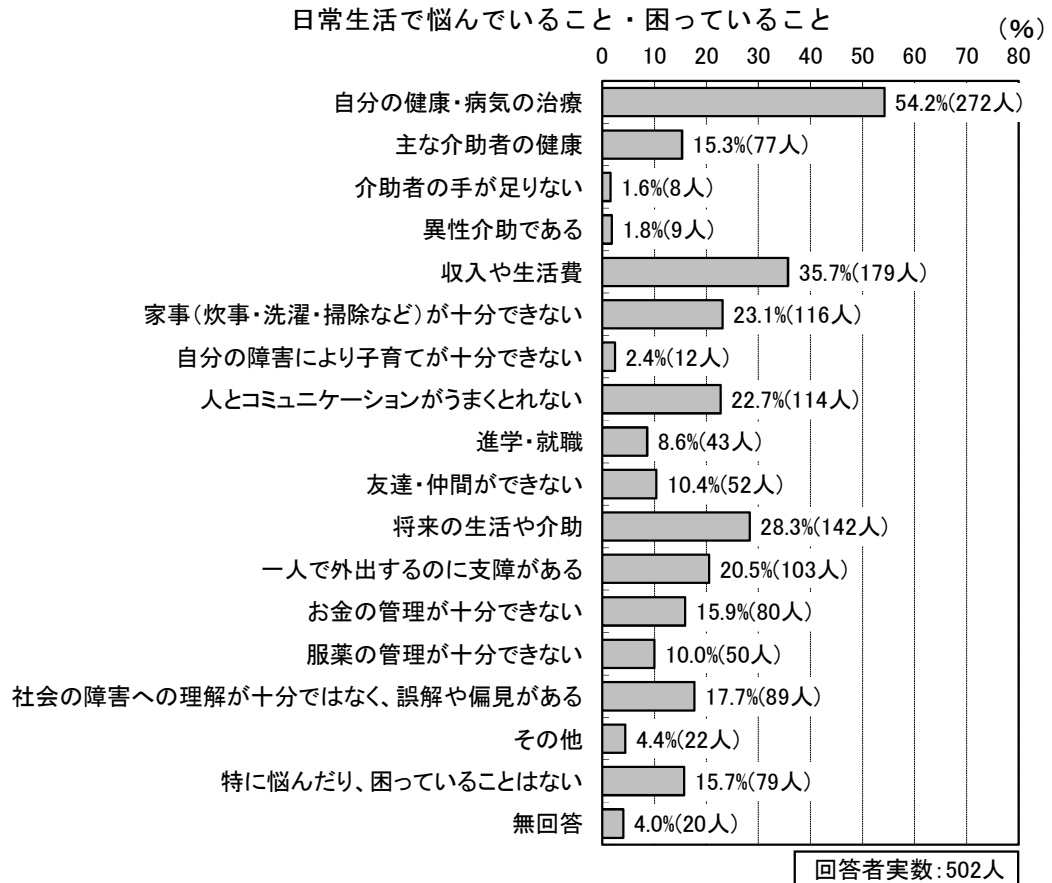
主な介助者が悩んでいること・困っていることについては、「本人の将来の介助や暮らし」が37.2%と最も高く、次に「身体的な疲れが大きい」が29.1%となる。また、「精神的に休まらない」「経済的な負担が大きい」「自分以外に介助する人がいない」が各20%台と比較的高い。

一方、「本人に手をあげてしまうことがある」と「本人の世話をしないで放っておくことがある」が3%～4%程度あるが、介助等のストレスが直接本人に向けられている可能性があると思われる。



(8) 障害者が日常生活で悩んでいること・困っていること（複数回答）

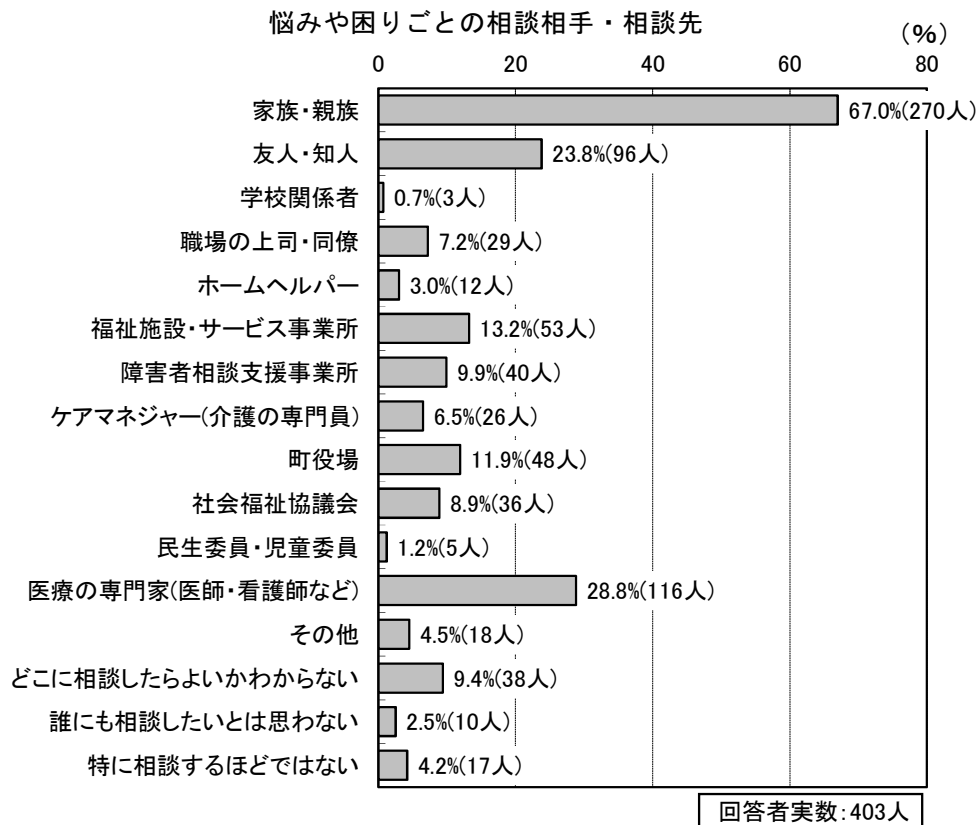
障害者が日常生活で悩んでいること・困っていることについては、「自分の健康・病気の治療」が54.2%と最も高く、次に「収入や生活費」が35.7%となる。また、「将来の生活や介助」「家事（炊事・洗濯・掃除など）が十分できない」「人とコミュニケーションがうまくとれない」「一人で外出するのに支障がある」が各20%台と比較的高い。



(9) 悩みや困りごとの相談相手・相談先（複数回答）

悩みや困りごとの相談相手・相談先については、「家族・親族」が67.0%と最も高く、次に「医療の専門家(医師・看護師など)」が28.8%、「友人・知人」が23.8%となる。また、「福祉施設・サービス事業所」と「町役場」の割合が10%程度となる。

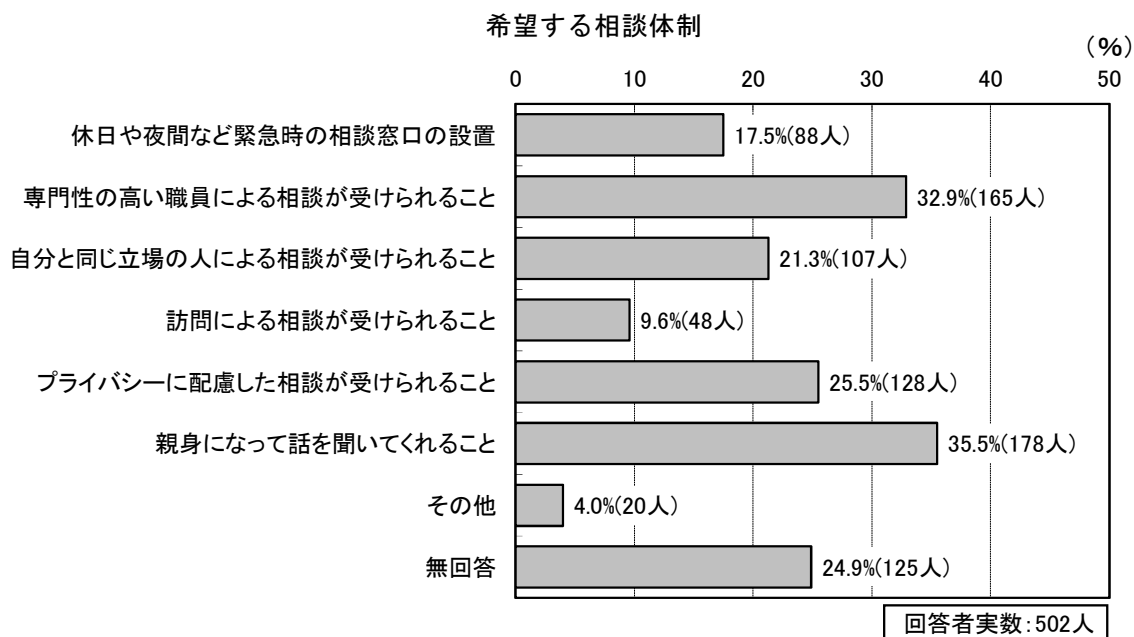
一方、「どこに相談したらよいかわからない」が9.4%、「誰にも相談したいとは思わない」が2.5%で、相談窓口の周知や相談することの大切さについて、本人や家族等に啓発を図る必要がうかがえる。



(10) 希望する相談体制（複数回答）

相談体制に望むことは、「親身になって話を聞いてくれること」が35.5%と最も高く、次に「専門性の高い職員による相談が受けられること」が32.9%、「プライバシーに配慮した相談が受けられること」が25.5%となる。

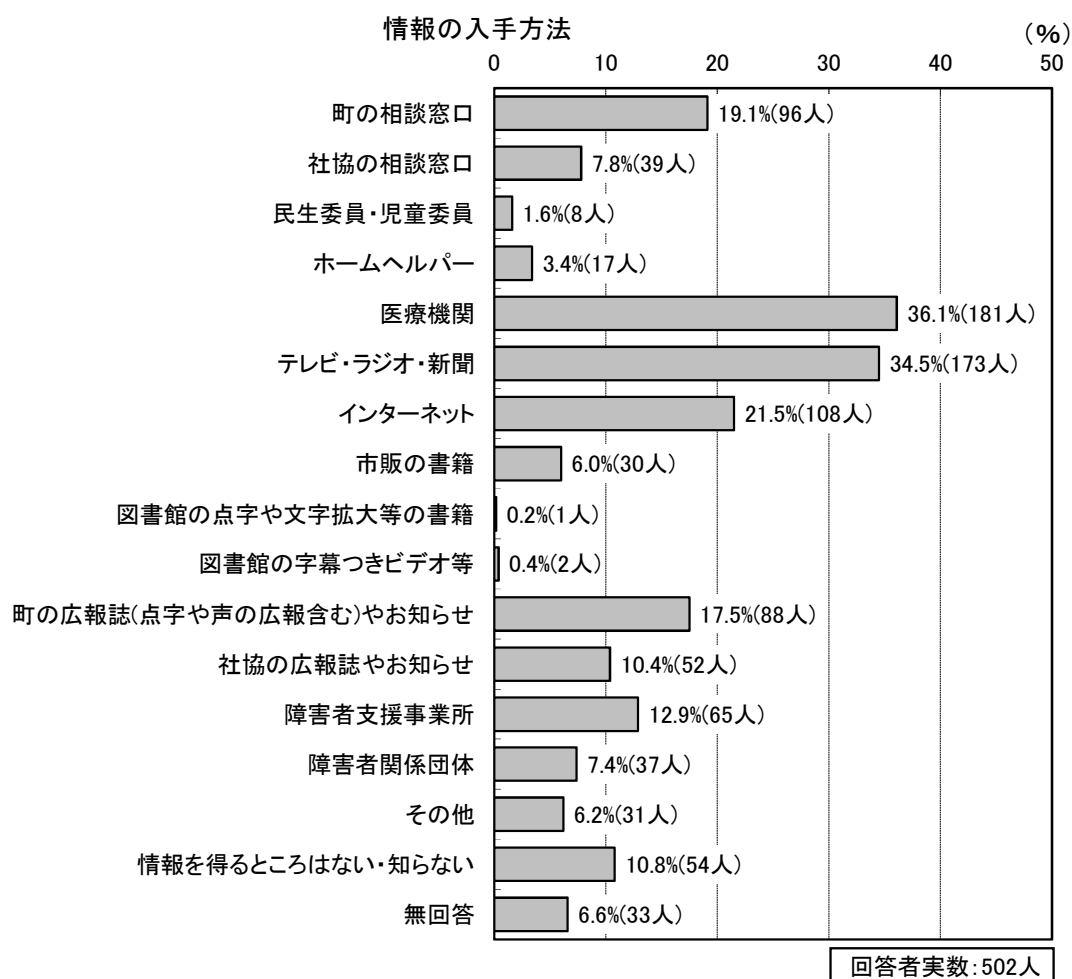
なお、「無回答」が24.9%と高いが、これについては、「家族・親族」に相談する障害者が多く、専門員等に対する相談体制の希望は特にない者が多いと思われること、また、「特に相談するほどではない」や「誰にも相談したいと思わない」とする障害者が含まれているためと考えられる。



(11) 情報の入手方法（複数回答）

家族や友人・知人以外からの、福祉や医療及びその他必要な情報の入手方法については、「医療機関」が36.1%と最も高く、次に「テレビ・ラジオ・新聞」が34.5%、「インターネット」が21.5%となる。また、「町の相談窓口」が19.1%、「町の広報誌(点字や声の広報含む)やお知らせ」が17.5%、「障害者相談支援事業所」が12.9%と比較的高い。

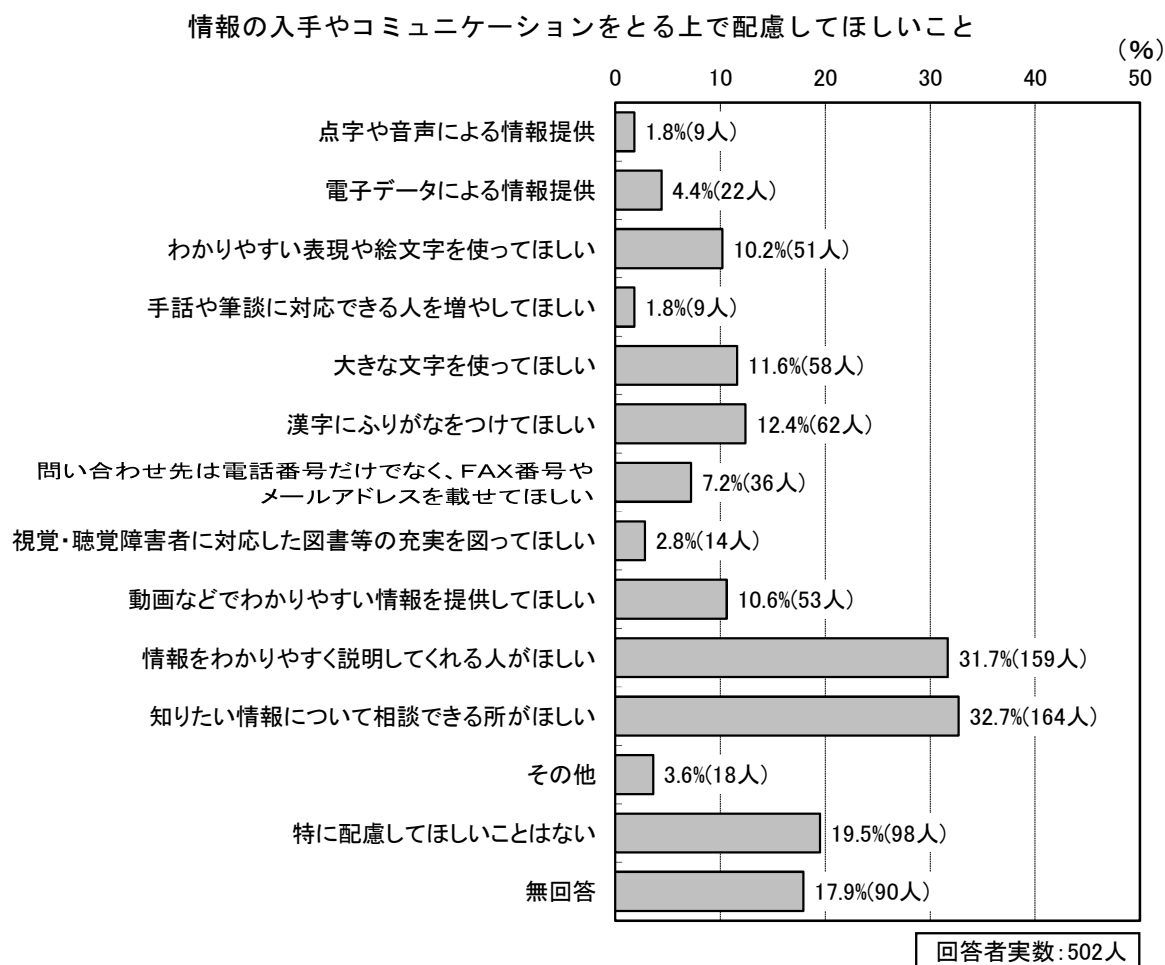
一方、「情報を得るところはない・知らない」が10.8%となる。



(12) 情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいこと（複数回答）

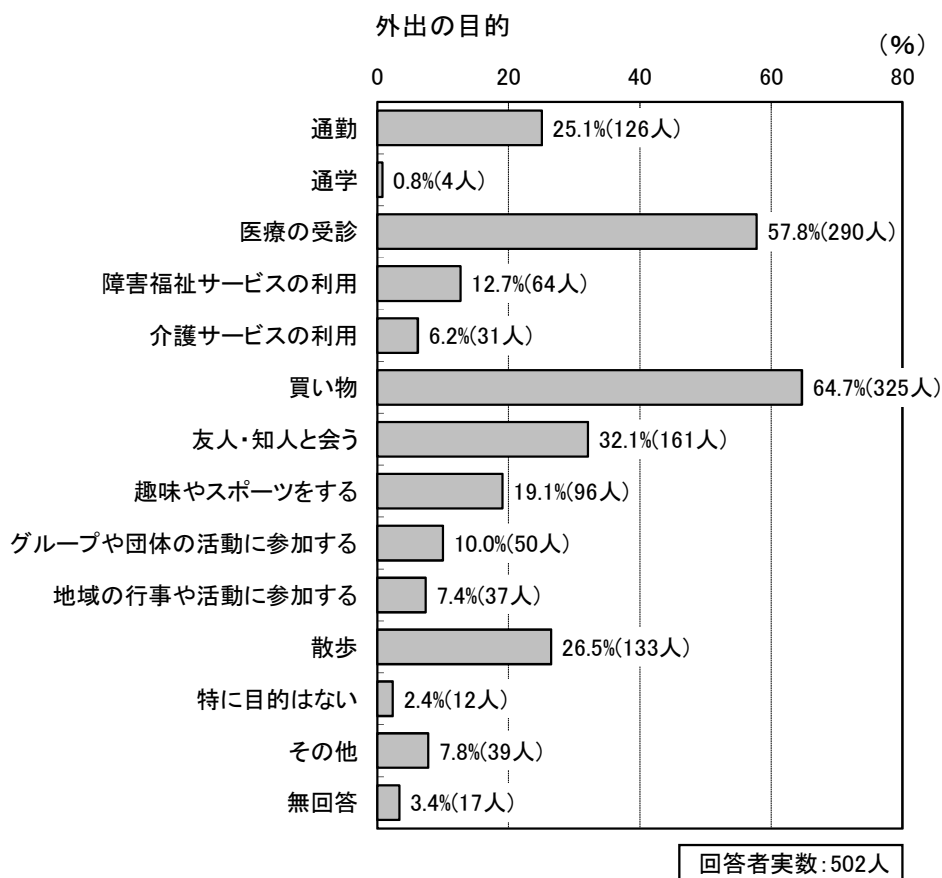
情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいことについては、「知りたい情報について相談できる所がほしい」が32.7%と最も高く、次に「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が31.7%となる。以上の2つが特に配慮が必要なポイントとなる。

また、「わかりやすい表現や絵文字を使ってほしい」「大きな文字を使ってほしい」「漢字にふりがなをつけてほしい」「動画などでわかりやすい情報を提供してほしい」が各10%台となる。



(13) 外出の目的（複数回答）

外出の目的については、「買い物」が64.7%と最も高く、次に「医療の受診」が57.8%となる。また、「友人・知人と会う」「散歩」「通勤」の割合が20%から30%台と比較的高い。

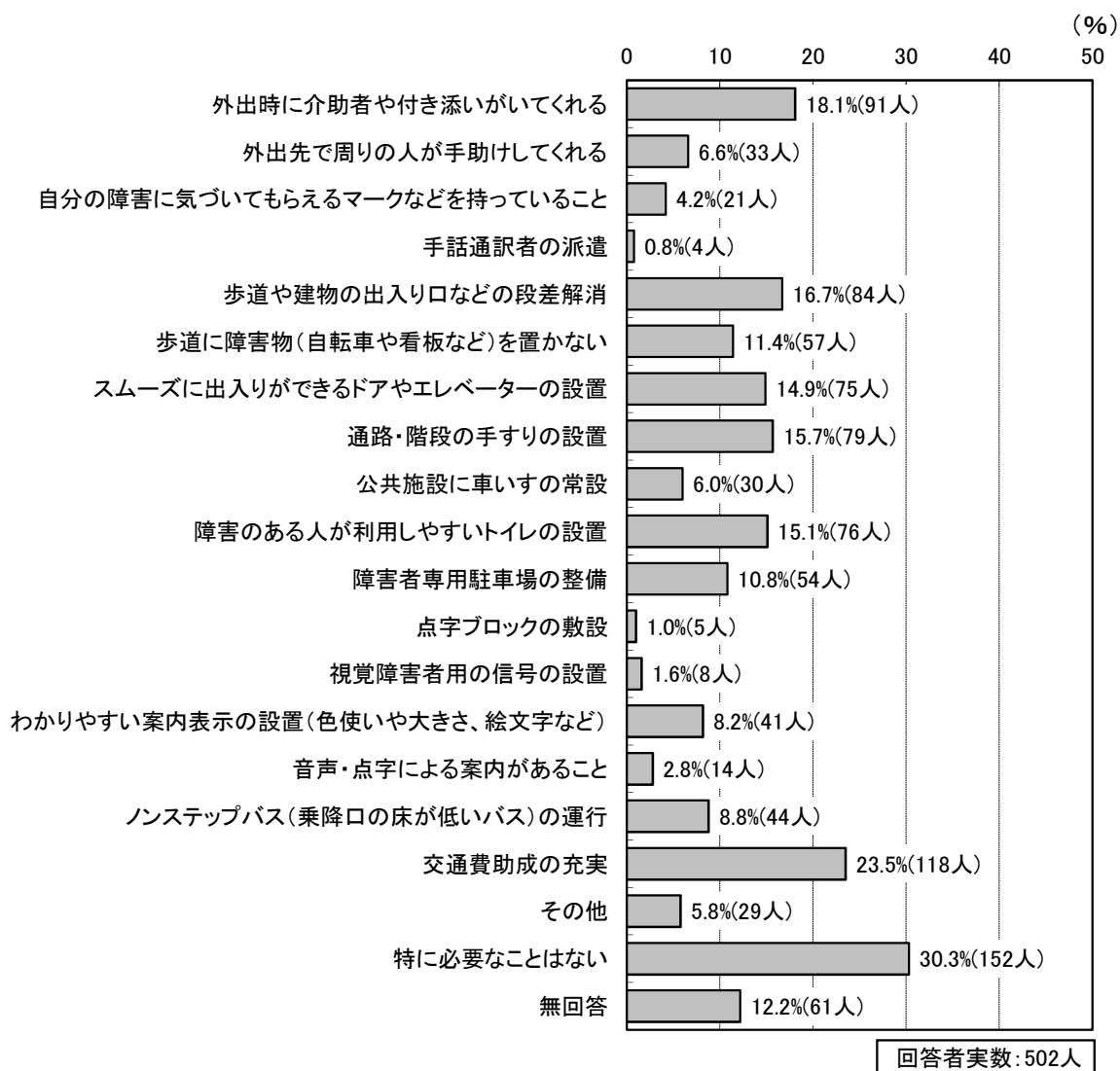


(14) 外出しやすくなるために必要なこと（複数回答）

外出しやすくなるために必要なことについては、「交通費助成の充実」が23.5%と最も高く、次に「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」が18.1%となる。

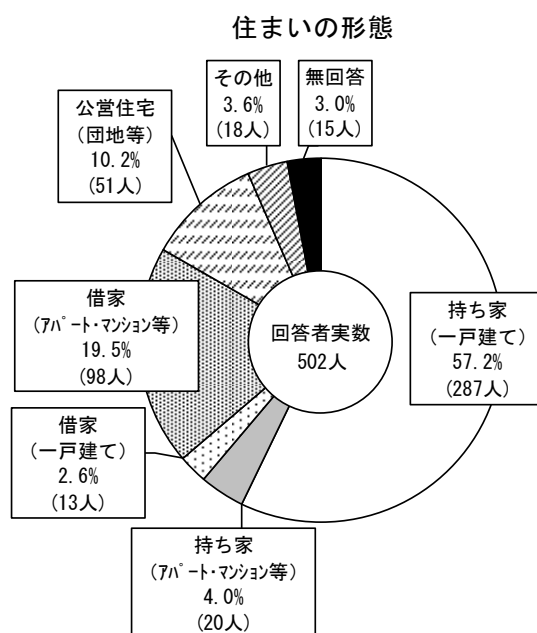
また、「歩道や建物の出入り口などの段差解消」が16.7%、「通路・階段の手すりの設置」が15.7%、「障害のある人が利用しやすいトイレの設置」が15.1%と比較的高い。

外出しやすくなるために必要なこと



(15) 住まいの形態

住まいの形態（住宅の種類）は、「持ち家（一戸建て）」が57.2%と6割近くを占め、次に「借家（アパート・マンション等）」が19.5%となる。

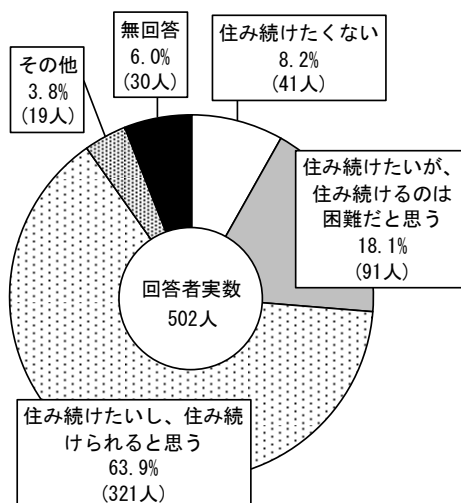


(16) 現在の住まいに住み続ける意向

現在の住まいに住み続けることについては、「住み続けたいし、住み続けられると思う」が63.9%と最も高く、次に「住み続けたいが、住み続けるのは困難だと思う」が18.1%で、合わせると82.0%と8割以上が住み続けたいと考えている。

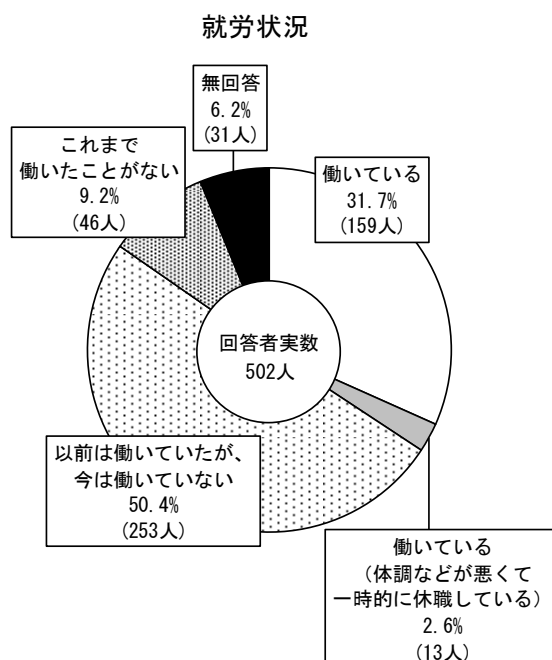
一方、「住み続けたくない」は8.2%となる。

現在の住まいに住み続ける意向



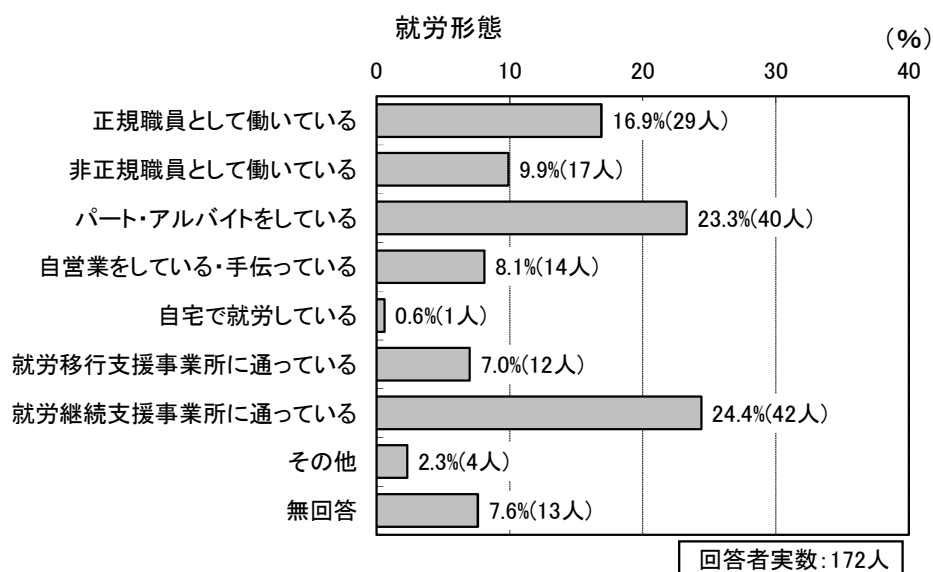
(17) 就労状況

現在の就労状況については、「以前は働いていたが、今は働いていない」が50.4%と過半数を占める。次に「働いている」が31.7%で、「働いている（体調などが悪くて一時的に休職している）」の2.6%を合わせると34.3%が現在働いている。



(18) 就労形態

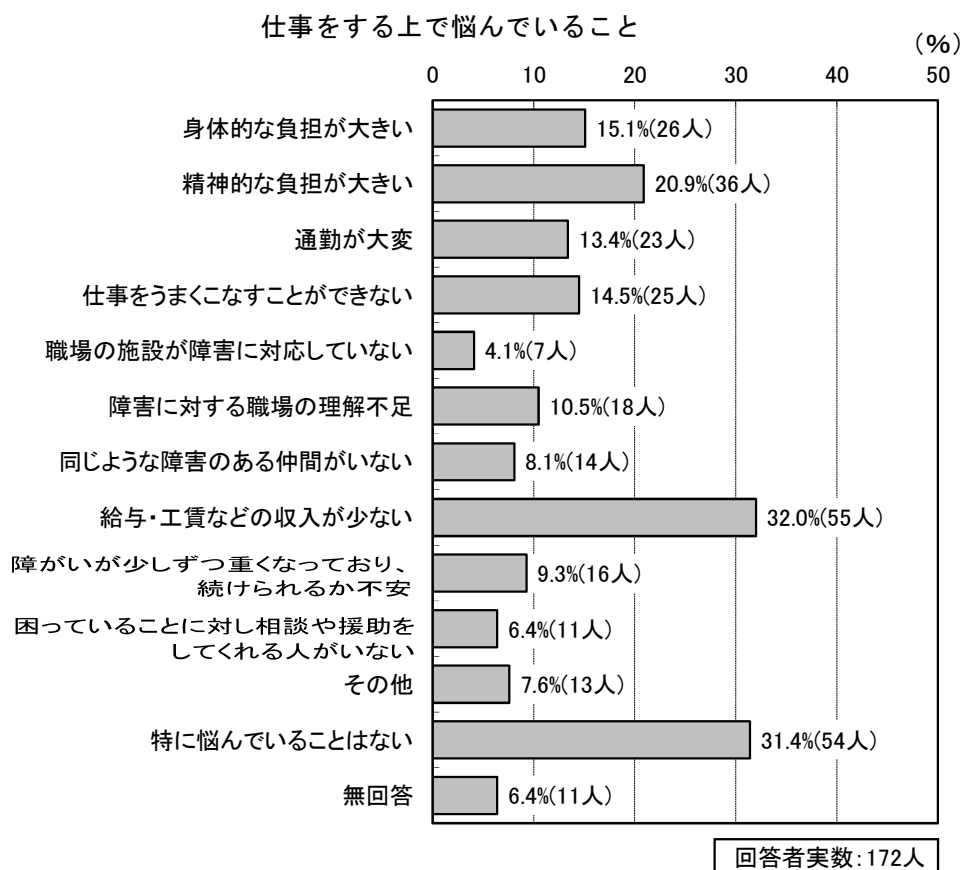
「働いている」または「働いている（体調などが悪くて一時的に休職している）」と答えた障害者の就労形態は、「就労継続支援事業所に通っている」が24.4%、「パート・アルバイトをしている」が23.3%と高く、次に「正規職員として働いている」が16.9%となる。



(19) 仕事をする上で悩んでいること（複数回答）

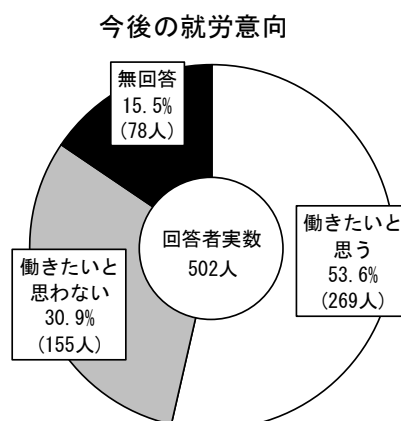
「働いている」または「働いている（体調などが悪くて一時的に休職している）」と答えた障害者が、仕事をする上で困っていることについては、「給与・工賃などの収入が少ない」が32.0%と最も高く、次に「精神的な負担が大きい」が20.9%、「身体的な負担が大きい」が15.1%となる。

また、「困っていることに対し相談や援助をしてくれる人がいない」ことで悩んでいる障害者が6.4%いる。

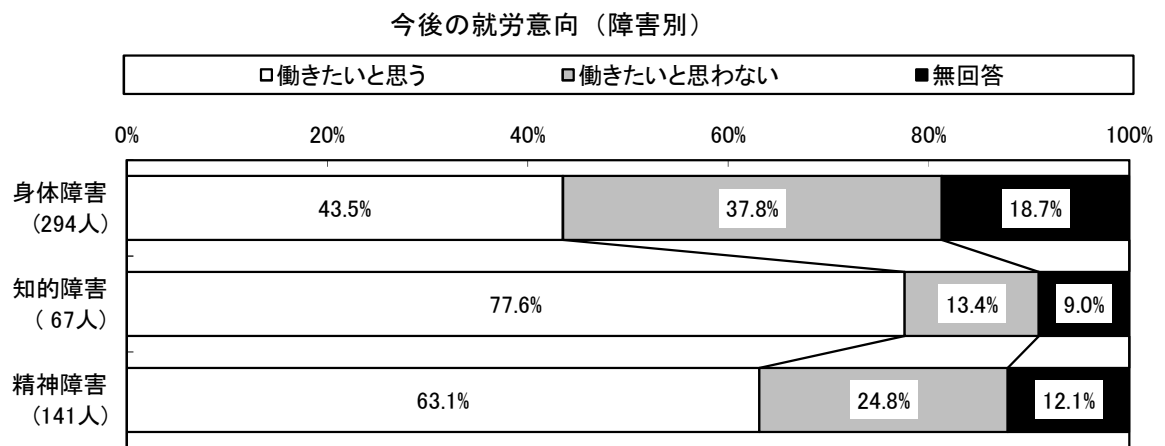


(20) 今後の就労意向

今後の就労意向については、「働きたいと思う」が53.6%と半数以上を占め、「働きたいと思わない」が30.9%と3割を占める。



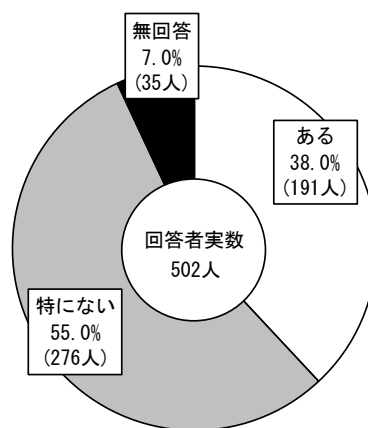
障害別にみると、「働きたいと思う」は「知的障害」が77.6%と最も高く、次に「精神障害」が63.1%となる。



(21) 災害時の避難に対する不安の有無

台風や地震、大雨などの際、避難することへの不安感については、不安が「ある」が38.0%、「特にない」が55.0%となる。

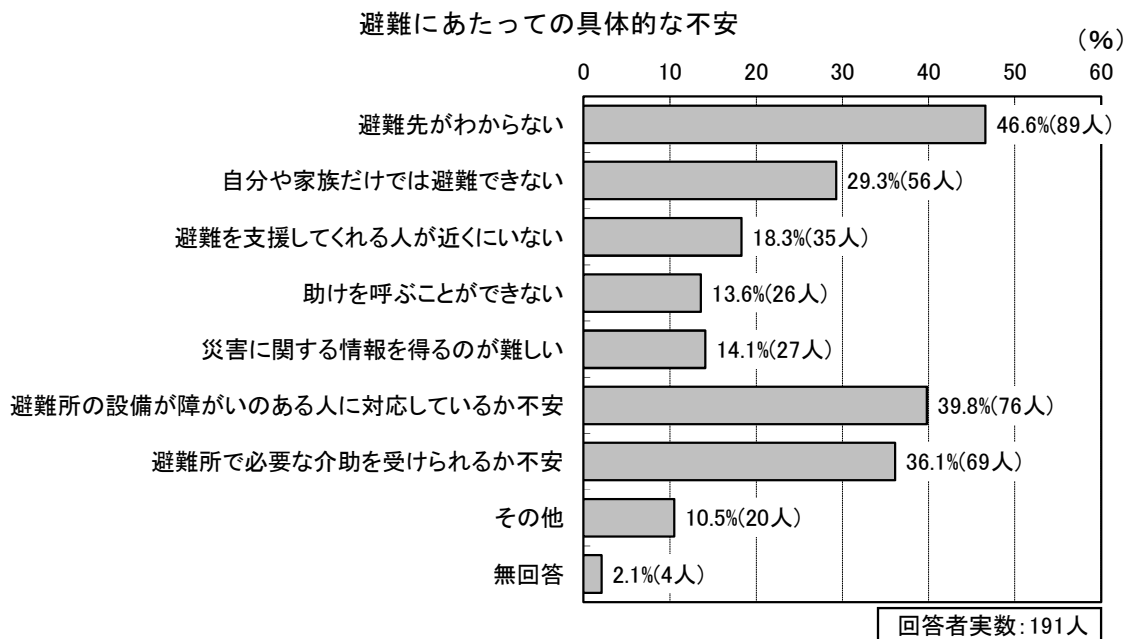
災害時の避難に対する不安の有無



(22) 避難にあたっての具体的な不安（複数回答）

災害時の避難に不安が「ある」と答えた障害者の、具体的な不安については、「避難先がわからない」が46.6%と最も高く、避難所の周知強化に努める必要がある。次に「避難所の設備が障害のある人に対応しているか不安」が39.8%、「避難所で必要な介助を受けられるか不安」が36.1%となる。

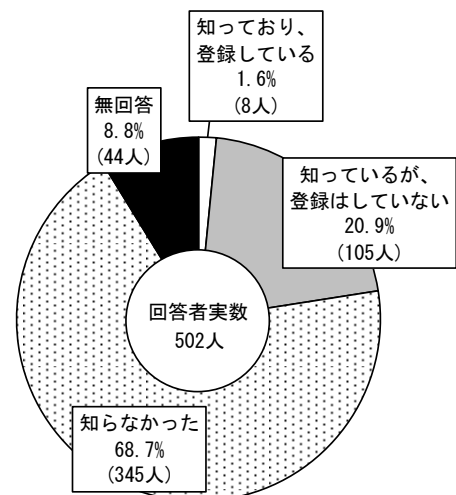
避難所における設備や介助に不安を感じている障害者が多いことから、避難所の設備や対応等についても周知を図るとともに、安心して避難できるよう避難所における設備や介助体制の充実を図る必要がうかがえる。



(23) 避難行動要支援者名簿への登録状況

災害時の避難の手助けが必要な者は、「避難行動要支援者名簿」に登録することで、避難のための支援を受けることができるが、これについては、「知らなかった」が68.7%と7割近くを占め、「知っているが、登録はしていない」が20.9%、「知っており、登録している」は1.6%と極めて低率である。このため、名簿の周知強化と登録促進に努める必要がある。

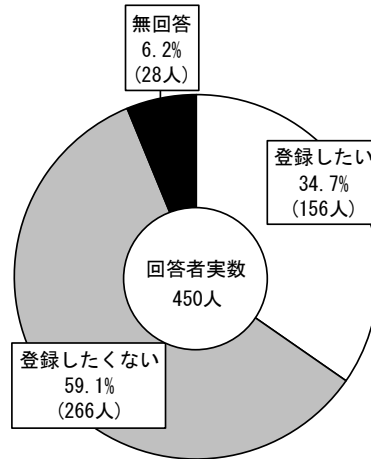
避難行動要支援者名簿への登録状況



(24) 避難行動要支援者名簿への今後の登録意向

避難行動要支援者名簿について、「知っているが、登録していない」または「知らなかった」と答えた方の、今後の名簿への登録については、「登録したくない」が59.1%と高く、「登録したい」が34.7%となる。

避難行動要支援者名簿への今後の登録意向

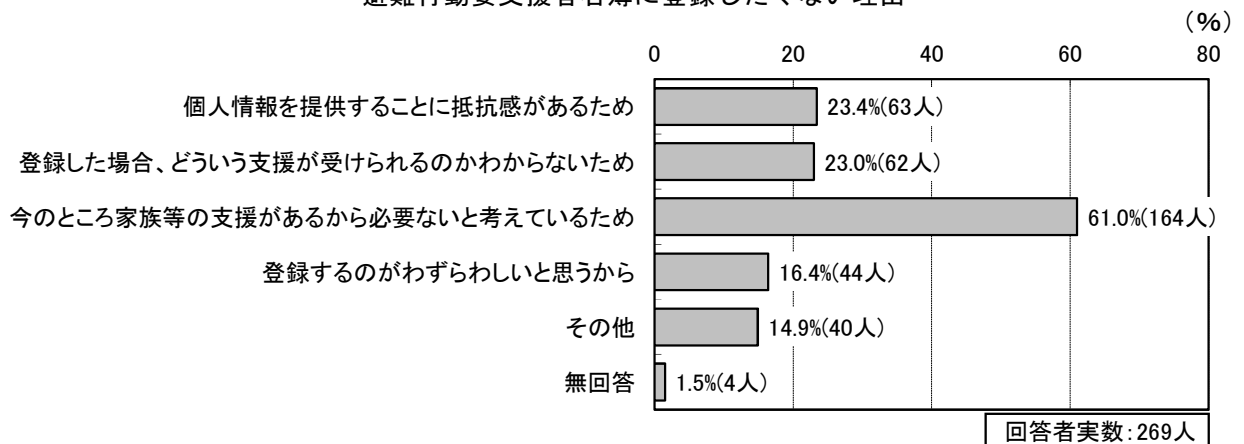


(25) 避難行動要支援者名簿に登録したくない理由（複数回答）

避難行動要支援者名簿に「登録したくない」と答えた理由については、「今のところ家族等の支援があるから必要ないと考えているから」が61.0%と最も高く、特に支援の必要がない障害者が多い。

一方、個人情報提供への抵抗感や支援の内容がわからないため、「登録したくない」と考えている障害者が各23%程度いる。

避難行動要支援者名簿に登録したくない理由

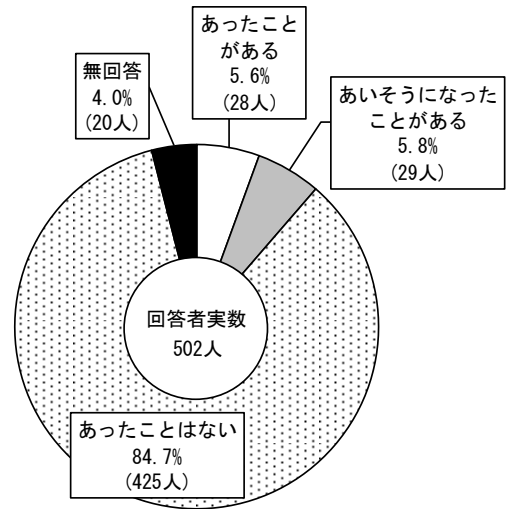


(26) 消費者被害・詐欺被害の状況

高額な商品の販売などの消費者被害や、振り込め詐欺などの詐欺被害にかかる状況については、「あったことはない」が84.7%とほとんどである。

一方、「あったことがある」と「あいそうになったことがある」を合わせると11.4%で、1割程度が被害にかかる状況を経験したことがある。

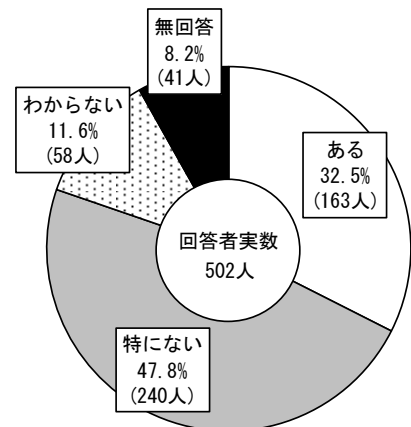
消費者被害・詐欺被害の状況



(27) 差別等の経験の有無

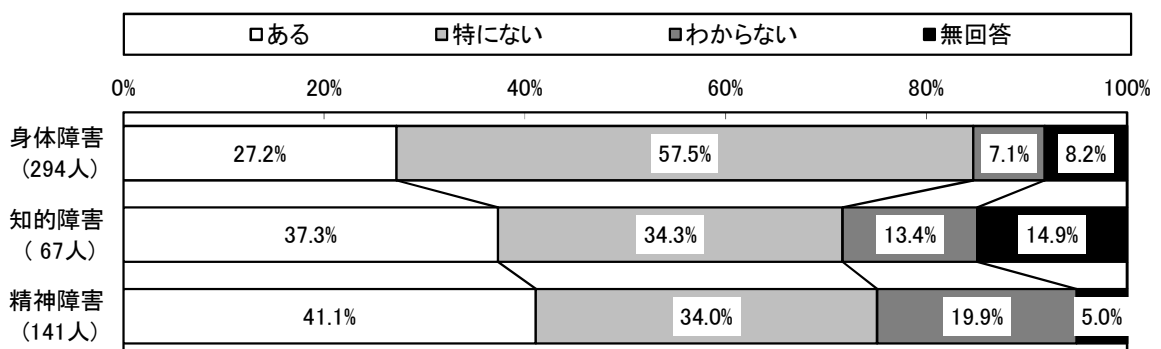
障害があることで、差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」が32.5%、「特にない」が47.8%となる。

差別等の経験の有無



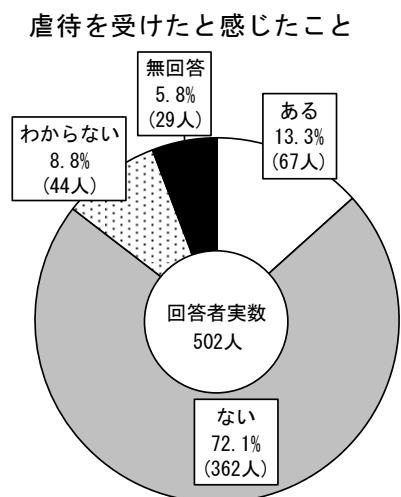
障害別にみると、差別や嫌な思いをしたことが「ある」は「精神障害」が41.1%と最も高く、次に「知的障害」が37.3%となる。

差別等の経験の有無（障害別）



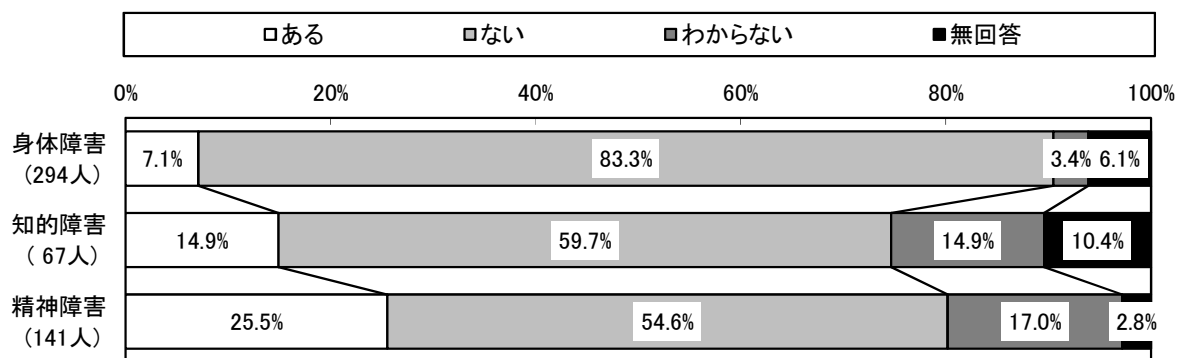
(28) 虐待を受けたと感じたこと

虐待を受けたと感じたことについては、「ある」が13.3%、「ない」が72.1%となる。また、「わからない」が8.8%となる。



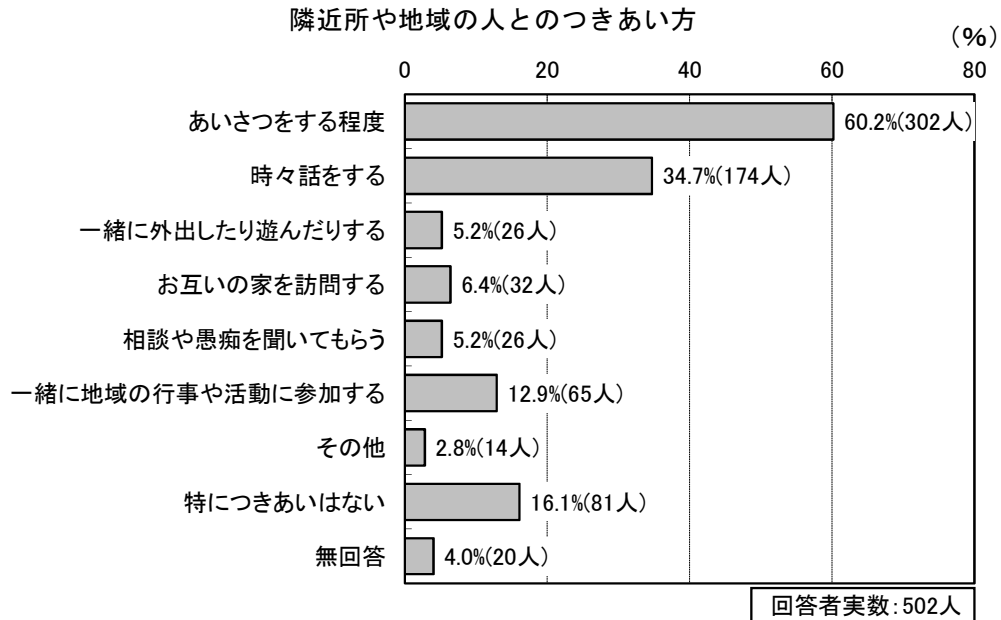
障害別にみると、「ある」は「精神障害」が25.5%と最も高く、次に「知的障害」が14.9%となる。

虐待を受けたと感じたこと（障害別）



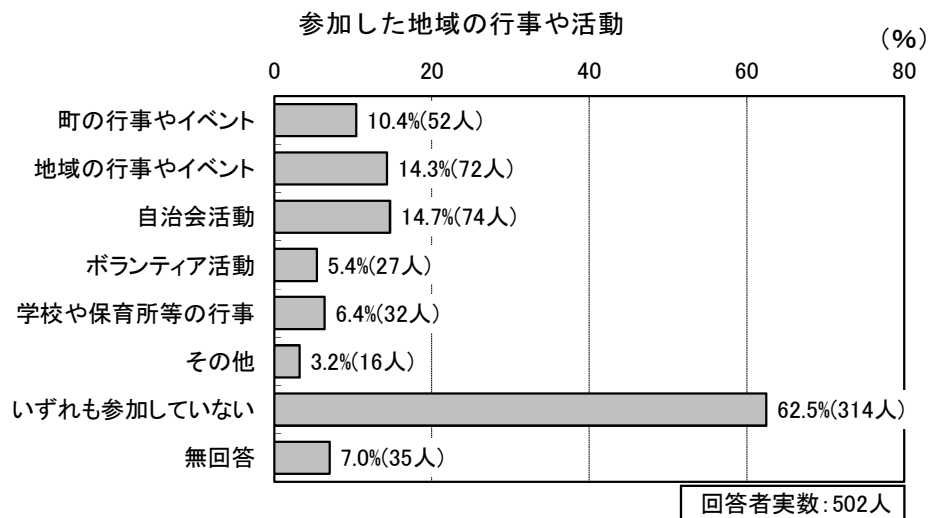
(29) 隣近所や地域の人とのつきあい方（複数回答）

隣近所や地域の人とのつきあい方については、「あいさつをする程度」が60.2%と最も高く、次に「時々話をする」が34.7%で、「一緒に地域の行事や活動に参加する」などの深いつきあい方をしている障害者は少ない。また、「特につきあいはない」が16.1%となる。



(30) 参加した地域の行事や活動（複数回答）

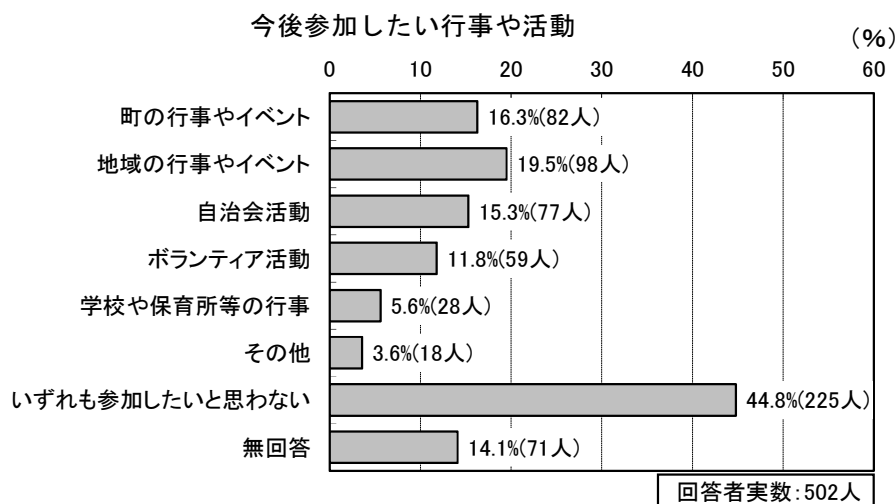
この1年間に参加した地域の行事や活動については、「いずれも参加していない」が62.5%と最も高く、「いずれも参加していない」と「無回答」を除くと、参加したことがあるのは30.5%と3割程度となる。



(31) 今後参加したい行事や活動（複数回答）

今後、参加したい行事や活動については、「いずれも参加したいと思わない」が44.8%を占めるが、この1年間で「いずれも参加していない」とする割合（62.5%）よりも17.7ポイント低く、今は参加していないが、今後参加したいと考えている障害者が多い。

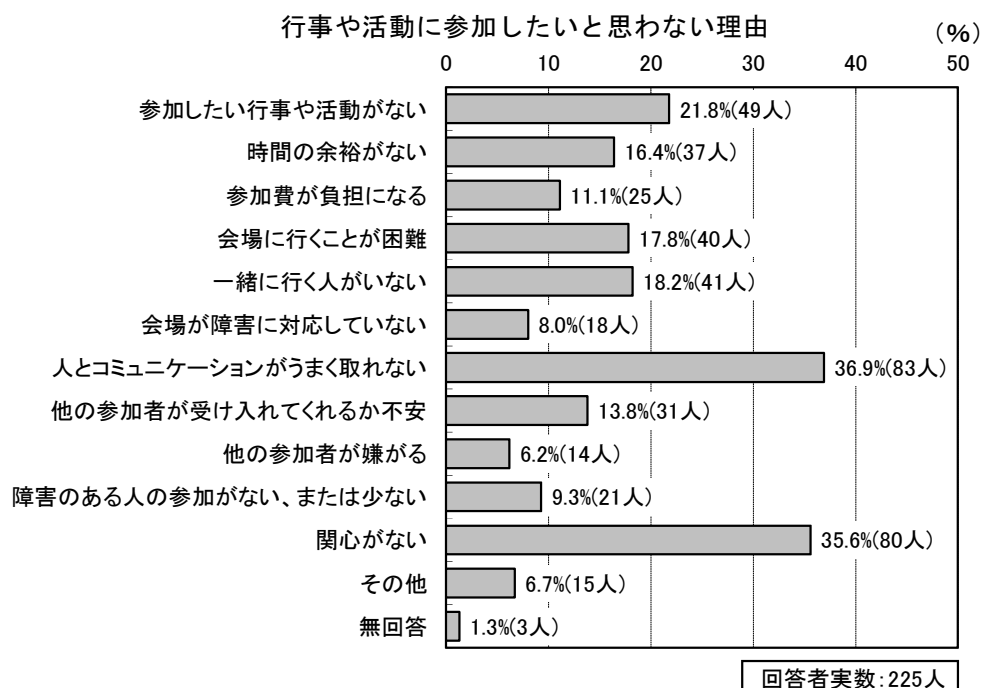
参加したい行事や活動の割合は、いずれもこの1年間に参加したとする割合より高く、中でも、「地域の行事やイベント」が19.5%と最も高く、次に「町の行事やイベント」が16.3%となる。



(32) 行事や活動に参加したいと思わない理由（複数回答）

行事や活動に「いずれも参加したいと思わない」と答えた障害者の、その理由については、「人とコミュニケーションがうまく取れない」が36.9%、「関心がない」が35.6%と高く、参加促進のためにはコミュニケーションが取れることが大きなポイントになると思われる。

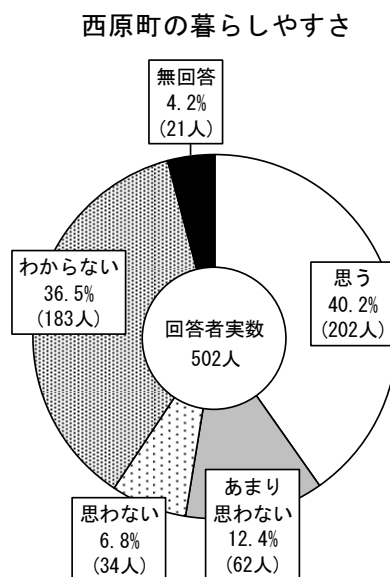
また、「一緒に行く人がいない」「会場に行くことが困難」「他の参加者が受け入れてくれるか不安」が比較的高く、障害者が参加しやすいよう一緒に行ってくれる人がいることや会場への移動手段の確保及び、障害者を受け入れる環境づくり・配慮が大切であると思われる。



(33) 西原町の暮らしやすさ

西原町は障害者にとって暮らしやすいと思うかについては、「思う」が40.2%と4割を占め、次に「わからない」が36.5%となる。

一方、「あまり思わない」が12.4%、「思わない」が6.8%で、合わせると19.2%と2割近くが暮らしやすいとは思っていない。

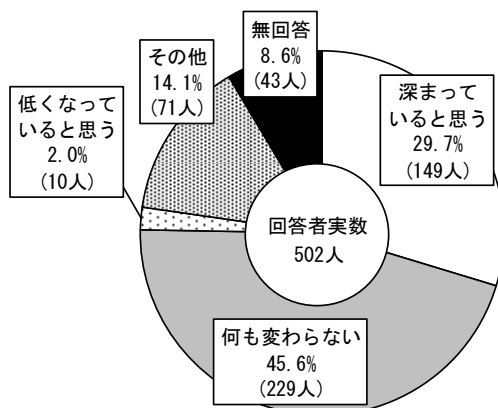


(34) 障害者に対する地域の理解・認識の深まり

5年前と比べて、障害者に対する地域の理解・認識の深まりについては、「何も変わらない」が45.6%と最も高く、次に「深まっていると思う」が29.7%となる。

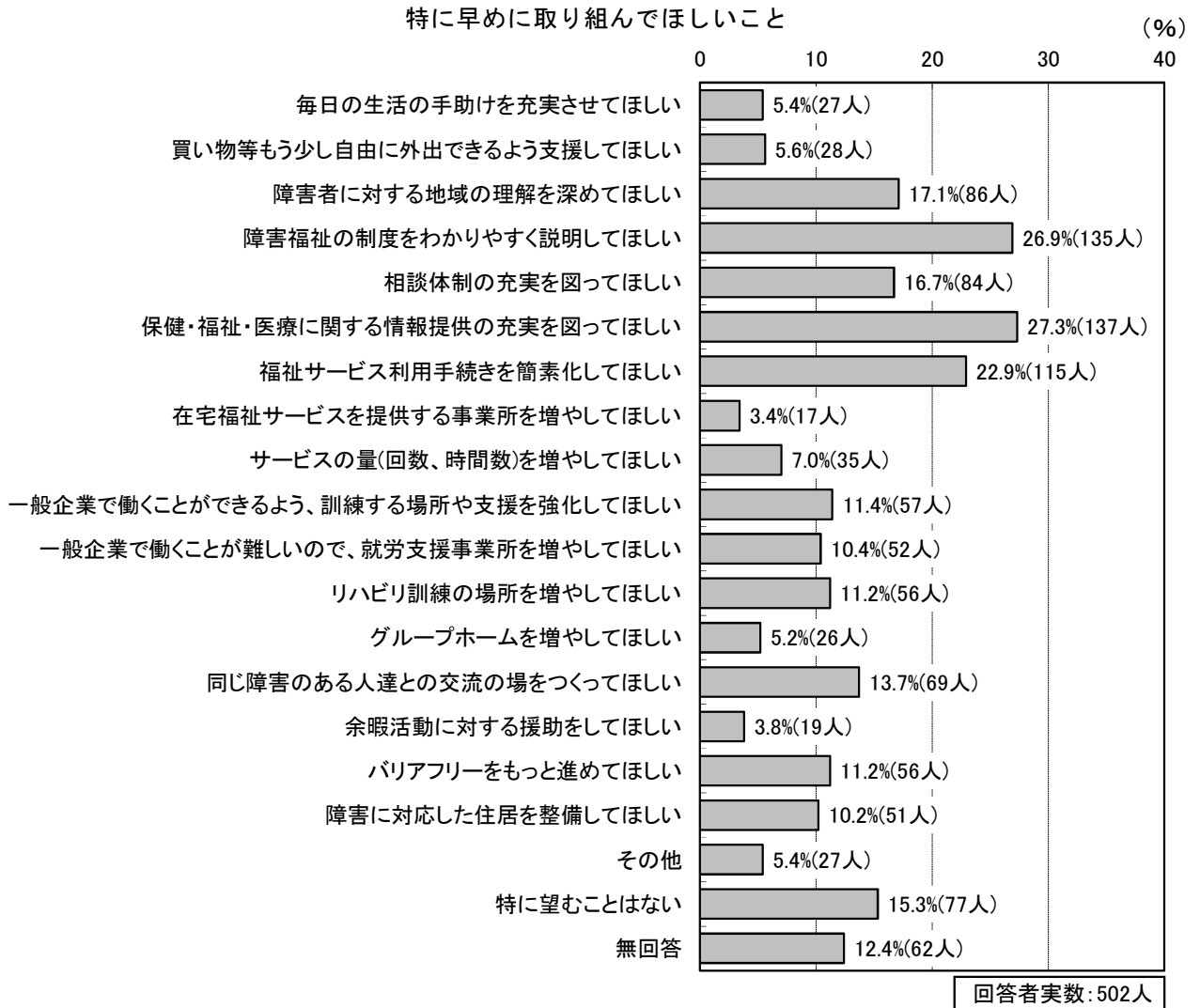
一方、「低くなっていると思う」が2.0%となる。

障害者に対する地域の理解・認識の深まり



(35) 特に早めに取り組んでほしいこと（複数回答）

暮らしやすくなるために、特に早めに取り組んでほしいことについては、「保健・福祉・医療に関する情報提供の充実を図ってほしい」が27.3%と最も高く、次に「障害福祉の制度をわかりやすく説明してほしい」が26.9%、「福祉サービス利用手続きを簡素化してほしい」が22.9%で、情報提供や制度の理解に対する支援とともに、サービス利用手続きの簡素化を求める者が多い。続いて、「障害者に対する地域の理解を深めてほしい」が17.1%、「相談体制の充実を図ってほしい」が16.7%と比較的高い。

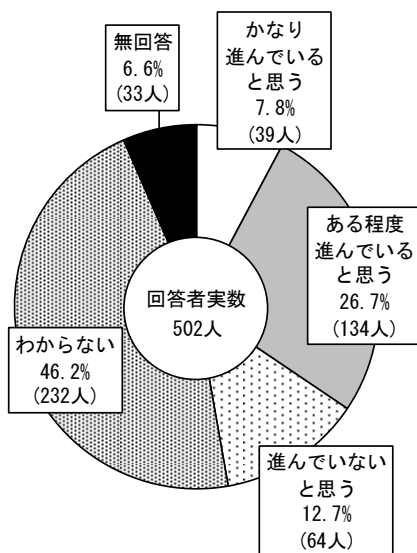


(36) 障害者施策の推進状況

5年前と比べて、西原町の障害者に対する福祉・教育・雇用・まちづくりなどの施策の推進状況については、「わからない」が46.2%と最も高い。

一方、「ある程度進んでいると思う」が26.7%、「かなり進んでいると思う」が7.8%で、合わせると34.5%が進んでいると感じている。

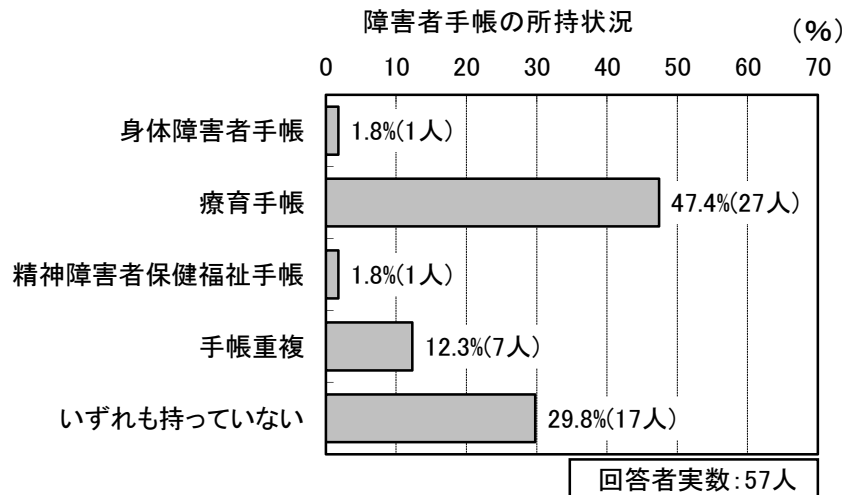
障害者施策の推進状況



□障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査の主な結果

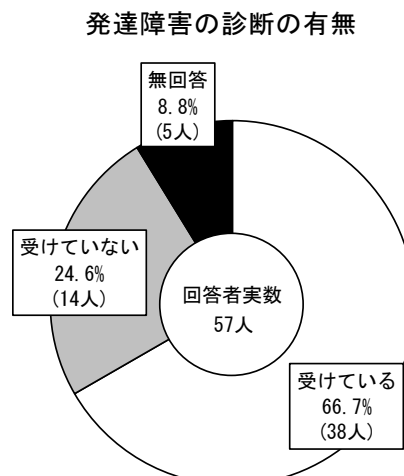
(1) 障害者手帳の所持状況（複数回答）

障害者手帳の所持状況については、「療育手帳」が47.4%と最も高く、次に「いずれも持っていない」が29.8%となる。また、一人で複数の手帳を所持する「手帳重複」が12.3%と1割程度となる。



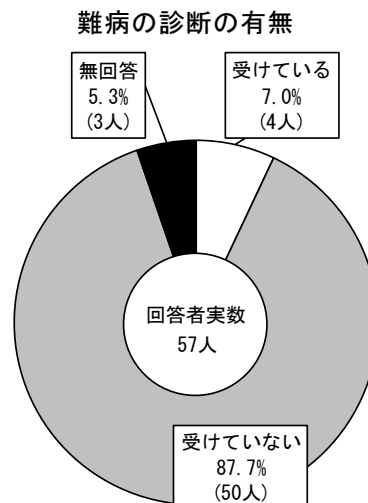
(2) 発達障害の診断の有無

発達障害の診断については、「受けている」が66.7%を占める。



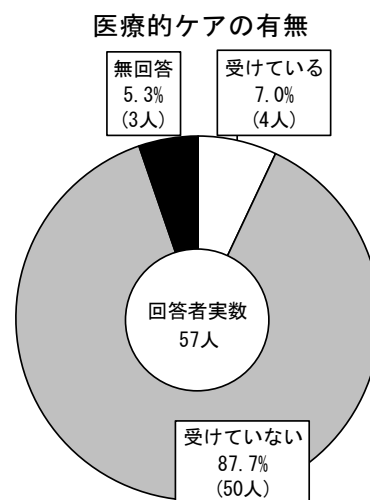
(3) 難病の診断の有無

難病の診断については、「受けている」が7.0%となる。



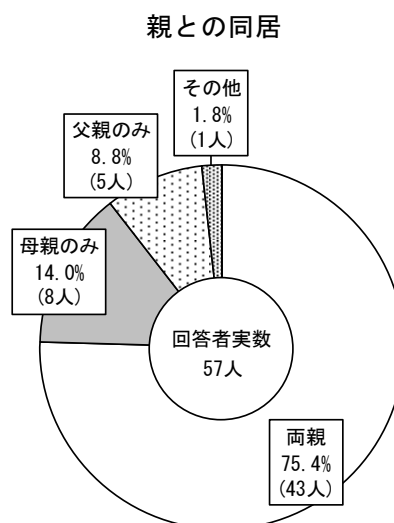
(4) 医療的ケアの有無

日常的な医療的ケアについては、「受けている」が7.0%となる。



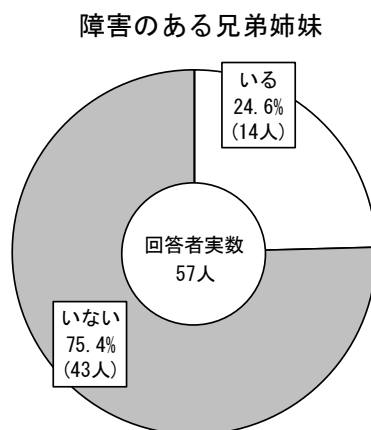
(5) 親との同居

親との同居については、「両親」と同居が75.4%とほとんどであるが、「母親のみ」が14.0%、「父親のみ」が8.8%で、22.8%がひとり親の家庭である。



(6) 障害のある兄弟姉妹

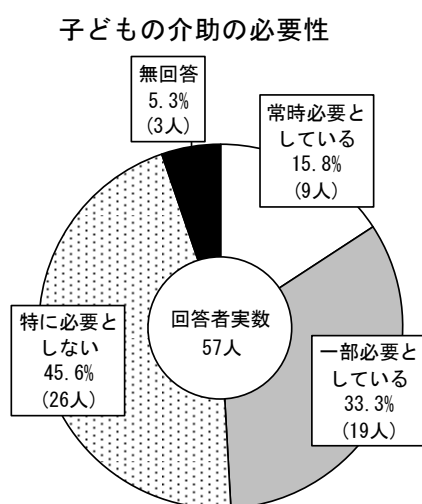
調査対象の障害のある子以外に、障害の認定や難病の認定等を受けている兄弟姉妹の存在については、「いる」が24.6%となる。また、障害の認定等を受けている兄弟姉妹の人数は、全員が「2人」と答えており、本人を含め障害等のある子が2人いる家庭が、約4分の1程度ある。



(7) 子どもの介助の必要性

障害のある子の普段の生活における介助の必要性については、「特に必要としない」が45.6%と最も高く、半数近くを占める。

一方、「一部介助を必要としている」が33.3%、「常時必要としている」が15.8%で、合わせると49.1%の子が介助を必要としている。



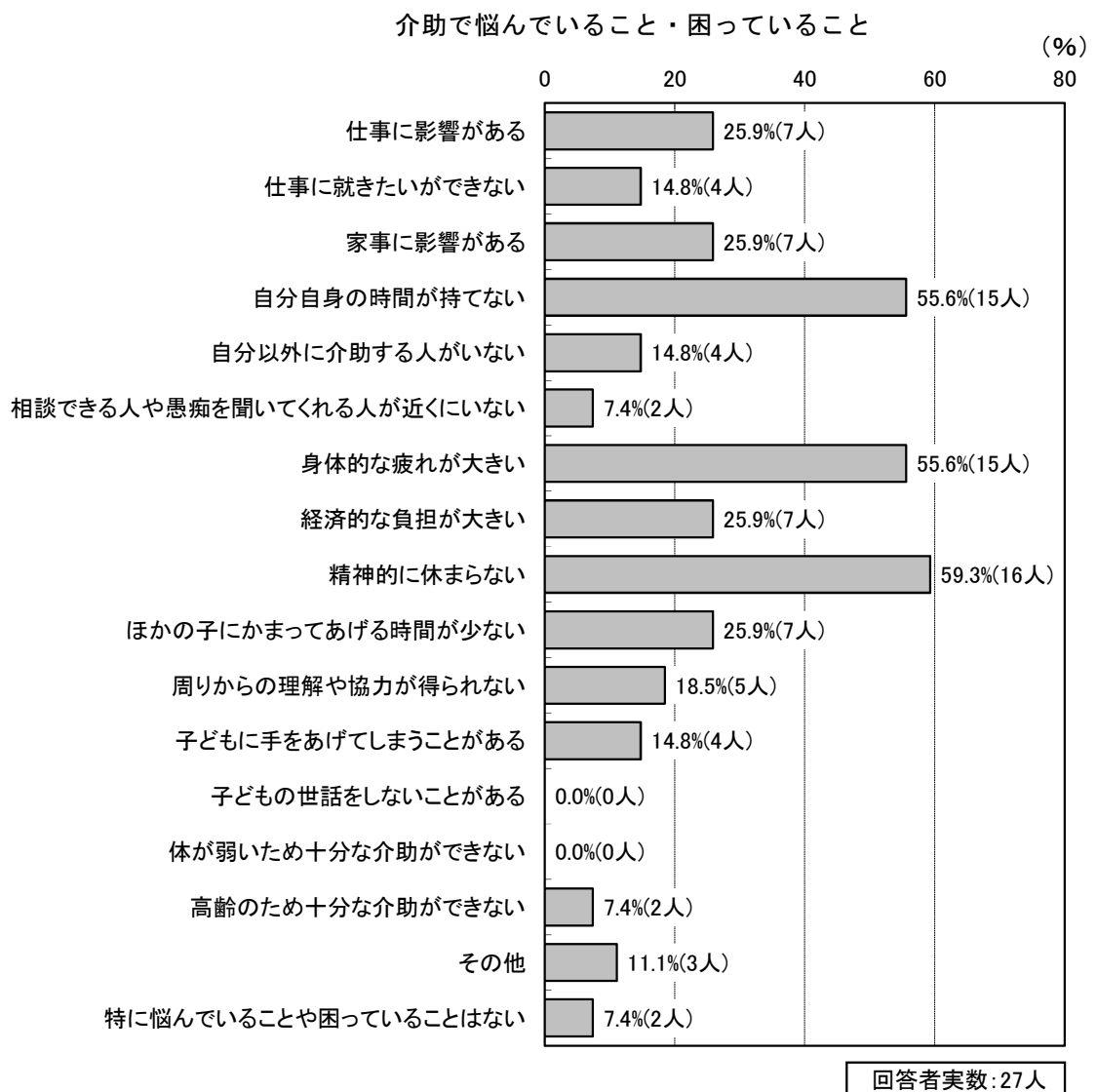
(8) 介助で悩んでいること・困っていること（複数回答）

主な介助者が介助する上で悩んでいることや困っていることについては、「精神的に休まらない」が59.3%と最も高く、次に「自分自身の時間が持てない」と「身体的な疲れが大きい」がともに55.6%で、心身の負担や自分の時間をつくれないうことに悩んでいる介助者が多く、介助を継続していく上で、こうした悩みの軽減を図ることが大きなポイントになると思われる。

また、「周りからの理解や協力が得られない」(18.5%)、「自分以外に介助する人がいない」(14.8%)、「相談できる人や愚痴を聞いてくれる人が近くにいない」(7.4%)といった回答があり、介助の孤立化がうかがえる。

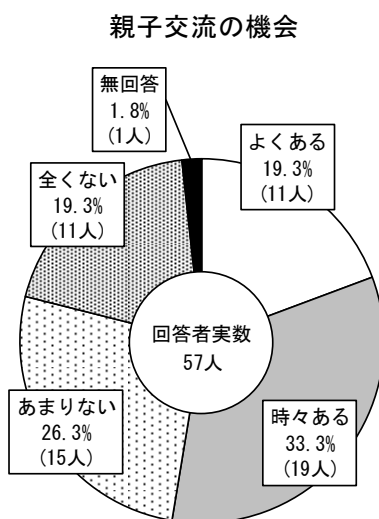
そのほか、「子どもに手をあげてしまうことがある」が14.8%と、子育てや介助のストレスが直接子どもに向けられているとうかがえるケースがある。

こうした主な介助者の悩みや困りごとに対する、相談支援のあり方を今後考えていく必要がある。



(9) 親子交流の機会

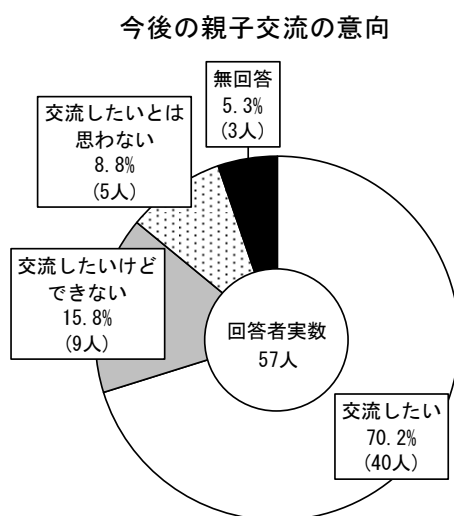
同じ障害のある子の親と交流する機会については、「時々ある」が33.3%と最も高く、「よくある」の19.3%を合わせると、52.6%が交流があると答えている。



(10) 今後の親子交流の意向

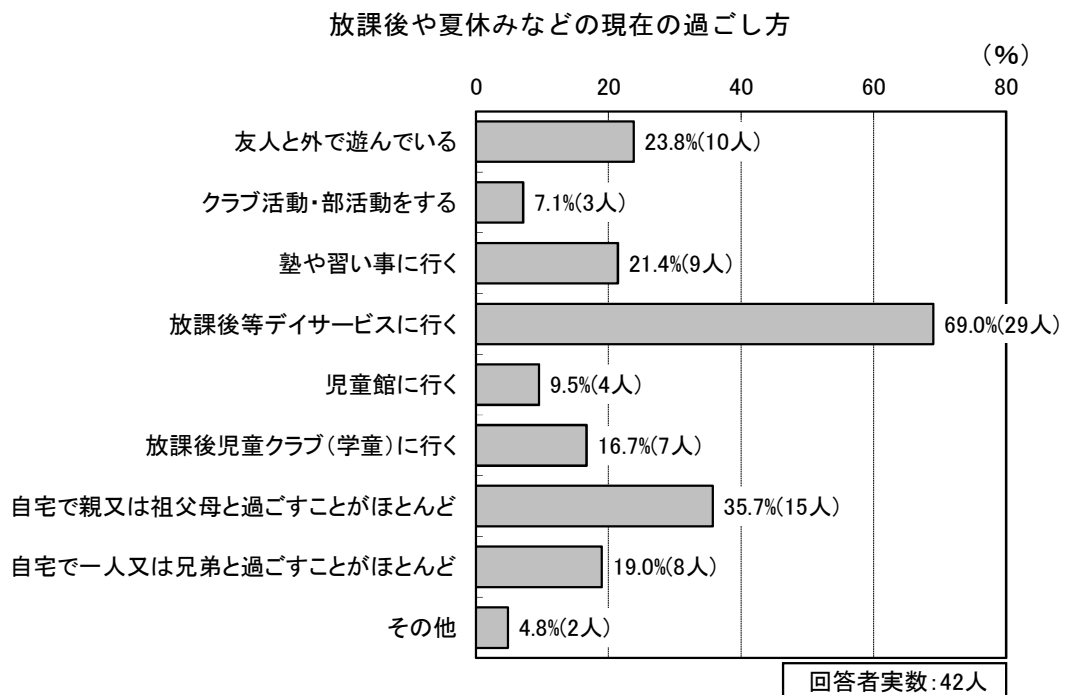
今後あるいは今後とも、同じ障害のある子の親と交流することについては、「交流したい」が70.2%と最も高く、前項の現状で「よくある」と「時々ある」を合わせた割合(52.6%)より17.6ポイント高い。

また、「交流したいけどできない」が15.8%で、「交流したい」と合わせると、86.0%とほとんどの親が交流を望んでいる。交流機会の確保に向けた取り組みの充実を図る必要性が高いと思われる。



(11) 放課後や夏休みなどの過ごし方（複数回答）

放課後や夏休みなどの長期休業中の過ごし方は、「放課後等デイサービス」が69.0%と最も高く、次に「自宅で親又は祖父母と過ごすことがほとんど」が35.7%、「友人と外で遊んでいる」が23.8%、「塾や習い事に行く」が21.4%となる。



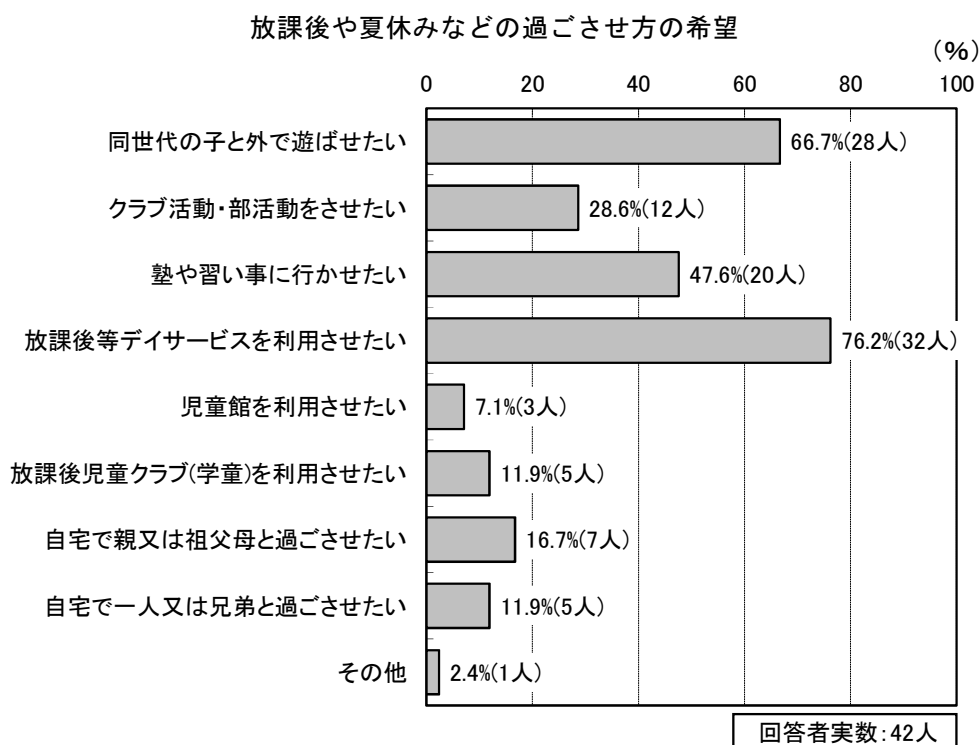
(12) 放課後や夏休みなどの過ごさせ方の希望（複数回答）

放課後や夏休みなど長期休業中において、保護者が希望する子どもの過ごさせ方については、現状の過ごし方と同じく、「放課後等デイサービスを利用させたい」が76.2%と最も高い。また、現状の利用率（69.0%）より7.2ポイント高い。次に「同世代の子と外で遊ばせたい」が66.7%で、現状（23.8%）を大きく上回る。

さらに、「塾や習い事に行かせたい」や「クラブ活動・部活動をさせたい」についても、希望が現状を大きく上回る。

以上のことから、利用希望はあるものの、現在利用していないのは、障害があることで利用できなかった、あるいは利用するのに躊躇した可能性が考えられる。

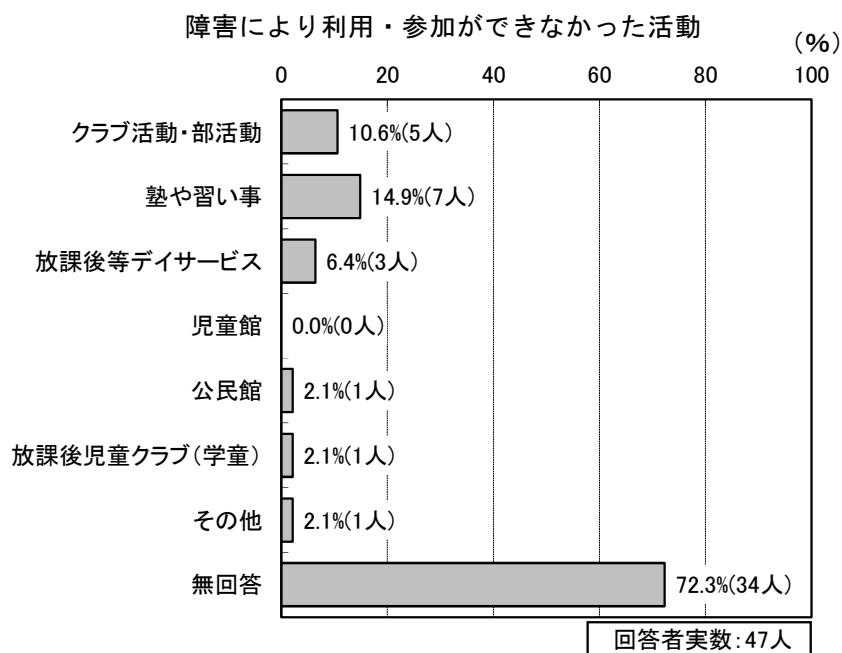
一方で、「自宅で親又は祖父母と過ごさせたい」と「自宅で一人又は兄弟と過ごさせたい」は現状より割合は低い、約3割の保護者は自宅で過ごすことを望んでいる。



(13) 障害により利用・参加ができなかった活動（複数回答）

利用を希望したが、子どもの障害に対応できないことを理由に、利用できなかった活動等については、全体から「無回答」を除いた、27.7%が利用できなかった活動等をあげている。具体的には、「塾や習い事」が14.9%と最も高く、次に「クラブ活動・部活動」が10.6%となる。利用できなかった活動等について実態把握を行い、利用が可能となるよう必要な支援について考えていく必要がある。

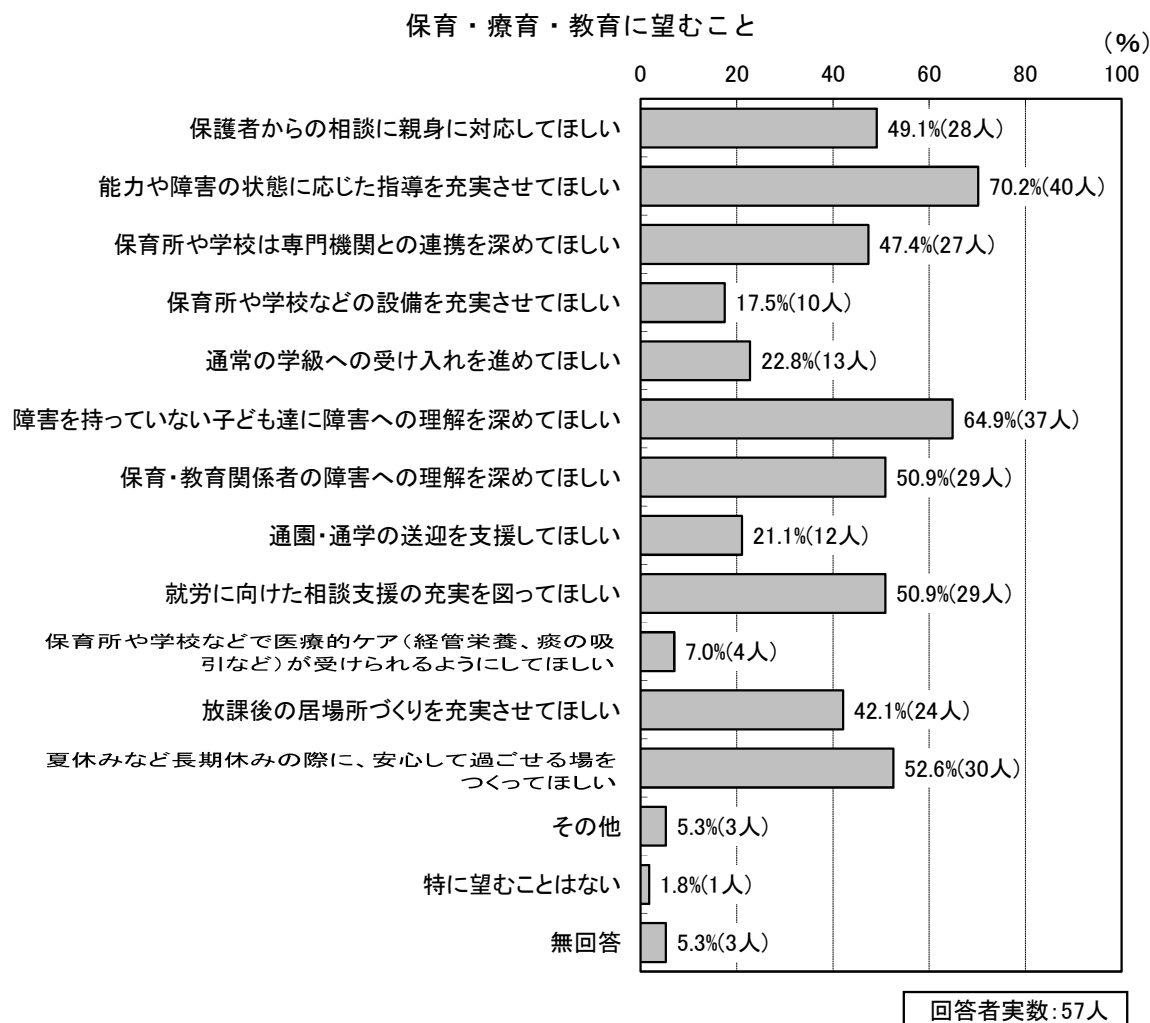
なお、「無回答」の割合が高いが、その多くは、利用できた、または利用を希望しなかったと捉えることができると思われる。



(14) 保育・療育・教育に望むこと（複数回答）

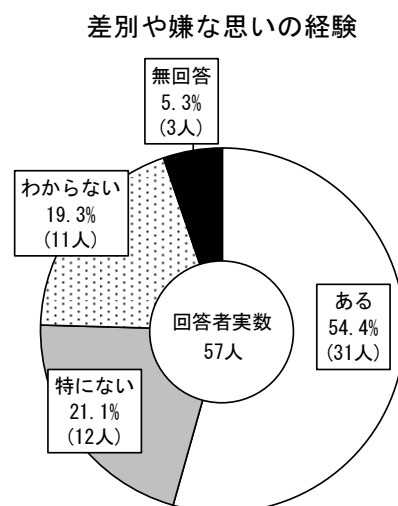
保護者が望む子どもの保育・療育・教育については、「能力や障害の状態に応じた指導を充実させてほしい」が70.2%と最も高く、次に「障害を持っていない子ども達に障害への理解を深めてほしい」が64.9%となる。

また、上記のニーズを含めた8項目で4割以上の保護者の要望がある。



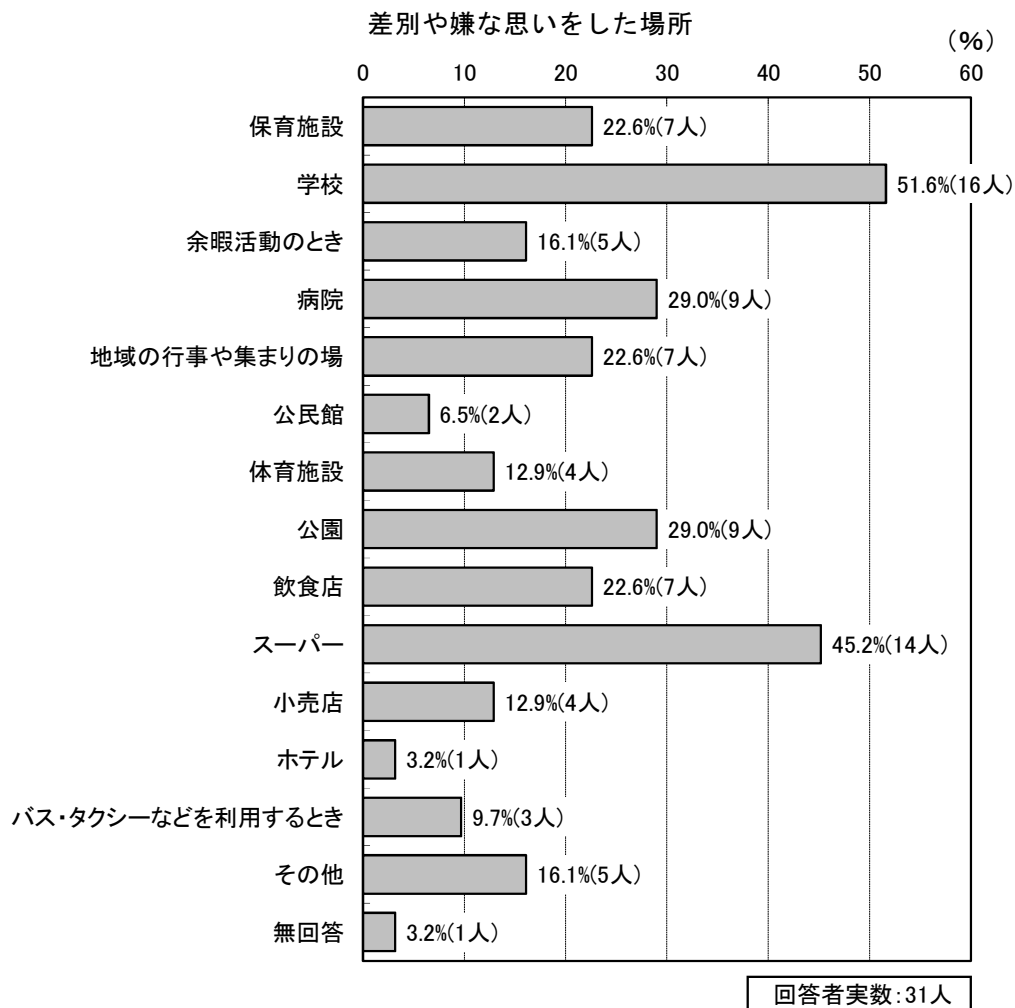
(15) 差別や嫌な思いの経験

障害があることで、保護者や子どもが差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」が54.4%と半数以上を占め、「特にない」が21.1%となる。



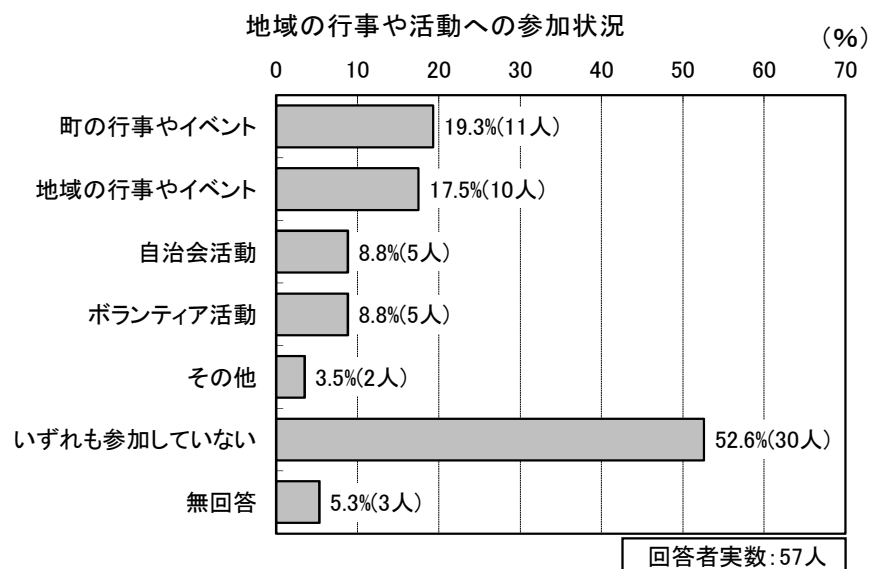
(16) 差別や嫌な思いをした場所

障害があることで差別や嫌な思いをしたことが「ある」と答えた、その場所については、「学校」が51.6%と最も高く、次に「スーパー」が45.2%となる。そのほか、「保育施設」や「病院」「公園」など多くの場所があがっている。



(17) 地域の行事や活動への参加状況（複数回答）

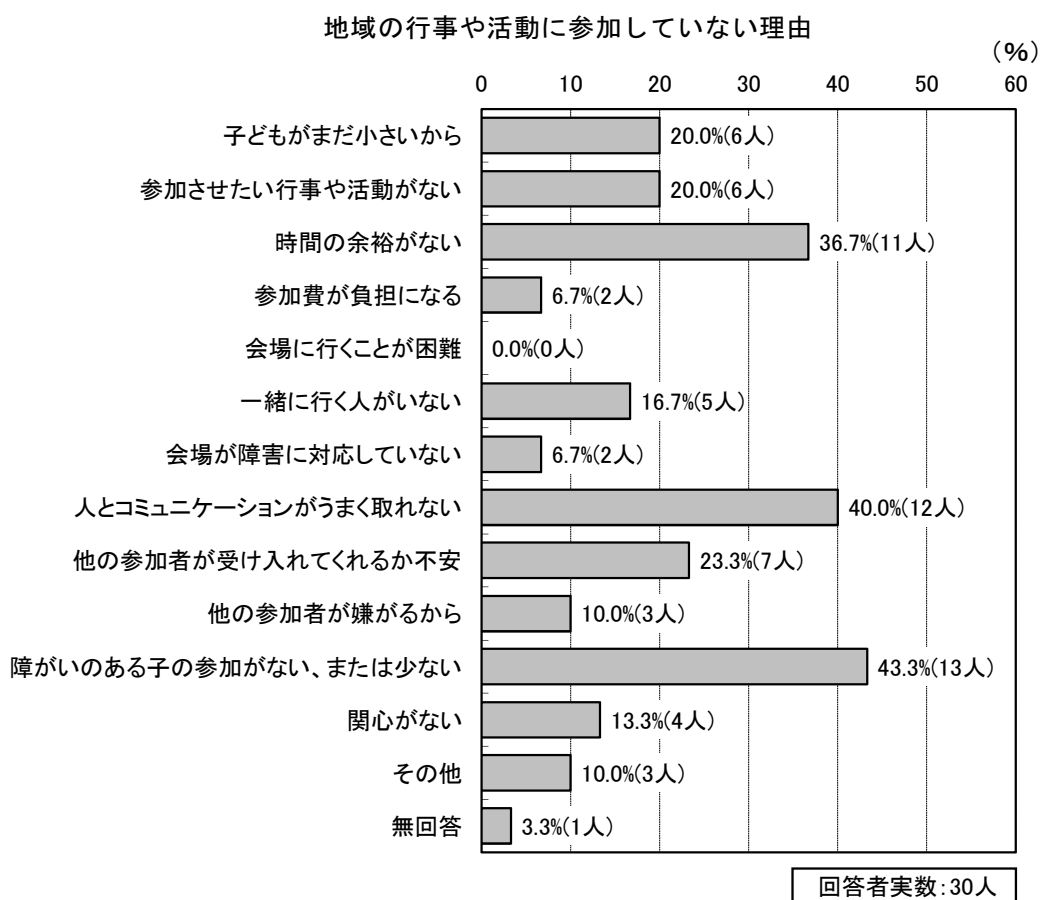
最近1年間の、障害のある子の地域行事や活動への参加については、「いずれも参加していない」が52.6%と最も高い。一方、参加している中では「町の行事やイベント」が19.3%、次に「地域の行事やイベント」が17.5%となる。



(18) 地域の行事や活動に参加していない理由（複数回答）

地域の行事や活動に「いずれも参加していない」と答えた理由については、「障害のある子の参加がない、または少ない」が43.3%と最も高く、次に「人とコミュニケーションがうまく取れない」が40.0%となる。活動等への参加にあたっては、障害のある子が複数(グループ)で参加できるような工夫や、コミュニケーションが取れるような支援のあることが、大きなポイントになると考えられる。

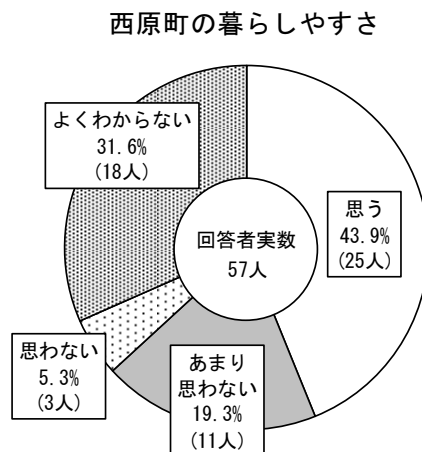
また、「他の参加者が受け入れてくれるか不安」が23.3%、「他の参加者が嫌がるから」が10.0%、「会場が障害に対応していない」が6.7%あり、地域の障害児の参加に対する理解や配慮が十分ではない様子がうかがえる。



(19) 西原町の暮らしやすさ

西原町は暮らしやすいまちと思うかについては、「思う」が43.9%と最も高く、次に「よくわからない」が31.6%となる。

一方、「あまり思わない」が19.3%、「思わない」が5.3%で、合わせると24.6%が暮らしやすいとは思っていない。

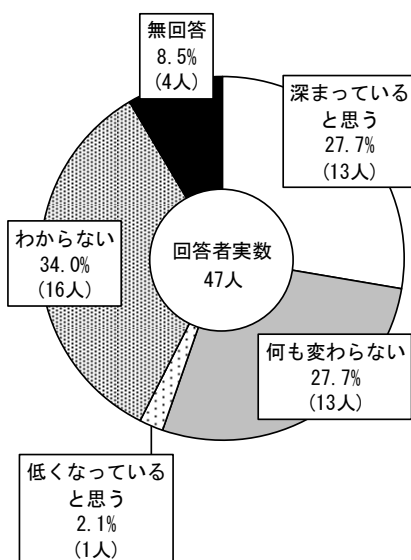


(20) 地域の障害のある子に対する理解の深まり

就学後の子どもの保護者に対する質問として、5年前と比べて障害のある子に対する、地域の理解・認識は深まっているかについては、「わからない」が34.0%と最も高く、次に「深まっていると思う」と「何も変わらない」がともに27.7%となる。

一方、「低くなっていると思う」が2.1%となる。

地域の障害のある子に対する理解の深まり



□西原町障害者施策推進協議会規則

平成 20 年 6 月 24 日

規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西原町附属機関の設置に関する条例(平成 16 年西原町条例第 17 号)第 3 条の規定に基づき、西原町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) その他障害者施策に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者又は団体に属する者から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 沖縄県南部福祉保健所
- (3) 沖縄県立特別支援学校
- (4) 西原町社会福祉協議会事務局代表
- (5) 西原町商工会事務局代表
- (6) 障害福祉等事業者
- (7) 西原町身体障害者協会
- (8) 西原町心身しょうがい児者父母の会
- (9) 西原町民生委員・児童委員協議会

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進部会)

第7条 協議会は、第2条第1号に掲げる業務に関する必要な事項の調査審議を行うため、西原町障害者計画推進部会(以下「推進部会」という。)を置く。

- 2 推進部会の委員は、総務課長、企画財政課長、こども課長、福祉保険課長、健康支援課長、産業観光課長、土木課長、都市整備課長、教育総務課長、生涯学習課長をもって充てる。
- 3 推進部会に部会長及び副部会長を置き、部会長を健康支援課長とし、副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 推進部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 7 部会長は、障害者計画に関する必要な事項の調査審議の結果及び当該障害者計画の推進の経過を協議会に報告しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(自立支援部会)

第8条 協議会は、第2条第2号に掲げる業務のうち、次に掲げる事項について調査審議を行うため、西原町障害者自立支援部会(以下「自立支援部会」という。)を置く。

- (1) 処遇困難ケースに対するケアマネジメント及びサービス調整に関すること。
 - (2) 地域支援ネットワークの構築に関すること。
 - (3) 地域の社会資源の開発及び改善等に関すること。
- 2 自立支援部会は、次に掲げる者により構成する。
 - (1) 西原町障害者相談支援事業実施要綱(平成20年西原町要綱第2号)第3条第2項の規定により、委託を受けた相談支援事業者
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条の規定により、沖縄県知事が指定した障害福祉サービス事業を行う町内事業者
 - (3) 健康支援課職員
 - (4) その他委員長が必要があると認める者
 - 3 自立支援部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は委員長が指名する。
 - 4 自立支援部会の会議については、第6条の規定を準用する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。
 - 6 前各項に定めるもののほか、自立支援部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(関係機関への協力要請)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会以外の関係機関等に対し、情報提供等の協力を求めることができる。

(秘密保持)

第 10 条 協議会及び推進部会の委員並びに自立支援部会の構成員は、正当な理由なく、協議会の職務により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 協議会は、前条の規定による協力要請を行う場合は、個人情報の保護に留意しなければならない。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、健康支援課において処理する。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行の後最初に開かれる協議会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(西原町障害福祉計画策定委員会規則の廃止)

3 西原町障害福祉計画策定委員会規則(平成 19 年西原町規則第 22 号)は、廃止する。

□西原町障害者施策推進協議会委員名簿

委員会等の名称	西原町障害者施策推進協議会
任 期	平成 29 年 11 月 28 日 ～ 平成 32 年 11 月 27 日 (3 年間)

(委員名簿)

	氏 名	団体名・役職名等	備 考	
1	大城 幸哉	西原町社会福祉協議会 会長	関係団体	
2	喜納 昌義	西原町商工会 事務局長	関係団体	
3	溝口 哲哉	南部圏域アドバイザー	学識経験者	
4	島袋 真樹	沖縄県南部福祉事務所 地域福祉班長	関係行政機関	
5	又吉 安一	沖縄県立森川特別支援学校 学校長	関係団体	
6	喜納 信弘	特定非営利活動法人わくわくの会 理事長	関係団体	
7	渡久山 勇	西原町身体障害者協会 副会長	関係団体	
8	有銘 千代美	西原町しょうがい児者父母の会 副会長	関係団体	
9	宮平 美佐江	西原町民生委員・児童委員協議会 委員	関係団体	

敬称略・順不同